

第7回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会次第

日時 令和7年11月27日(木)
午前10時00分～
場所 三春町役場 大会議室

1. 開 会

2. 生涯学習課長あいさつ

3. 議 事

(1) 第6回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会の結果について【資料1】

(2) 地域計画素案について【資料2】

4. 閉 会

配付資料

- ・第6回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会にかかる質問・意見及び回答 【資料1】
- ・三春町文化財保存活用地域計画 素案 【資料2】
- ・スケジュール・協議内容 【別紙1】

第6回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会にかかる質問・意見及び回答

(1)三春の宝物リスト【資料2】について

【質問】

- 本リストは公開ですか、非公開ですか。(後藤委員)

回答) 本リストは地域計画の資料編として公開を予定しております。なお、お送りしたリストは、委員の皆さんに掲載予定の宝物を確認していただく目的で、すべての宝物を地区・区分別に列記した暫定的な表です。最終的に公開するのは、表の形式を整理し、名称、文化財類型、所有者、所在地、指定(年月日)の5項目程度にする予定です。

- 最上段の見出し部分の左から5番目の欄にキャプションがありません。(後藤委員)

回答) 整理作業用に設けた小区分の欄で、公開するものには掲載しない予定です。

- 「指定等」の「-」の意味は何か教えてください。(後藤委員)

回答) 指定とも未指定とも言いがたい埋蔵文化財包蔵地に付けた記号で、公開するものには掲載しない予定です。文化庁の指導の下、計画内では、史跡に指定していない埋蔵文化財包蔵地は未指定として整理しています。

- 指定文化財～近世社寺緊急調査までの欄で、記載されている数字は何を意味しているか教えてください。(後藤委員)

回答) 「指定文化財」については指定番号、「埋蔵文化財」については遺跡番号、「近世社寺緊急調査」については調査票番号を記入していますが、公開するものには掲載しない予定です。

- No.980の所有者は福島県教育委員会です(所蔵等に記載)。(後藤委員)

回答) 「福島県文化財センター白河館蔵」を「福島県教育委員会蔵」と修正します。

- No.282ほか墓地など宝物とする根拠が不明なものが見受けられる。(後藤委員)

回答) 地域の墓地は、国土利用計画の中で「地域の宝エリア」のひとつに位置付けられていることから、宝物に含めました。墓地を含めた各未指定文化財については、計画策定後、調査を行った上で、宝物から除外するものも出てくると考えています。

- 「宝物リスト」には「お城坂枝垂れ桜」や愛宕神社のイヌシデ、ケヤキなども入っているようですが、「福聚寺枝垂れ桜」は如何でしょうか？(玄侑委員)

回答) No.59に「福聚寺桜」として記載しています。名称は検討します。

- 56の項目の「附大般若経」は「附大般若経残欠」でしょうか？(玄侑委員)

回答) 「大般若経残欠」とする呼び方もありますが、福島県の指定名称(平成5年3月23日付け福島県教育委員会告示第3号)で、「田村氏掟書 附 大般若経」とあるため、それによりました。

- 49の「三春馬車鉄道駅跡」を宝物指定するのであれば、標式だけでなく、何かモニュメント的なモノが欲しいのでは？(玄侑委員)

回答) 宝物の中には、現状で何も存在しない跡地も含んでいます。計画策定後、素案 p.50 措置 11-1「文化財サイン整備事業」または 11-2「文化財周辺環境整備事業」などの中で検討します。

- 近世社寺建築緊急調査～緑の文化財までの調査の目的・内容等が不明のため、リスト全体の見方がよく理解できない。もっとスッキリできないか。(細川委員)

回答)「近世社寺建築緊急調査」は、昭和 55 年度に福島県教育委員会が近世の社寺建築物保存の基礎資料とするために、各市町村に調査を依頼し、統一的な基準でとりまとめた建築物の調査です。三春町では地元の調査員 6 名により計 91 棟を調査を行った最大規模の悉皆調査で、その調査データが歴史民俗資料館に保存されています。「国土利用計画」は、国土利用計画法第 8 条に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進するために、平成 28 年に策定された第 2 次三春町計画のことで、各地区まちづくり協会が策定した地区土地利用計画に基づきます。この地区土地利用計画の中で、寺社や名所・旧跡などを地域の宝ゾーンとして選定しており、文化財保存活用地域計画での宝物と共通する要素であることから、宝物リストに加えしました。「緑の文化財」は、福島県農林水産部が老樹・名木・鎮守の森を保護するために、昭和 55 年から緑の文化財として登録し、保護工事等を行っているもので、三春町内では 8 箇所が登録されています。これら既往の調査成果を利用したもので、最終的に公開するリストでは、正式に登録されている緑の文化財についてのみ指定欄に記載し、ほかの説明は付けない方向で考えています。

- 384 廣伝寺 南成田大桜と記入がありますが、住所は田村市船引町荒和田字西小屋 252 です(2022 年 11 月発行のゼンリンの住宅地図による)。(大内委員)

回答)お申し越しのとおり、要田地区で開催したワークショップでは、近隣市町文化財として挙げられておりました。町内の宝物ではないため、削除します。

- 377 草梁内神社 梁⇒深 では？(大内委員)

回答)草深内の間違いでした。訂正します。

- 692 矢掛の松 所在地が鷹巣となっていますが、沼沢では。又、旧街道の休憩所とか他にないようなので、入れられたらお願いします。(神山委員)

回答)沼沢字浜井場の間違いでした。訂正します。

- 693 浜井場の地名 ここも鷹巣になっていますが、もしかして鷹巣にもあるのでしたら、沼沢を加えて頂ければありがたいです。(神山委員)

回答)ワークショップで出たものでしたが、沼沢字浜井場の間違いでした。訂正します。

- 711 春日神社の杉・松 松は桜(の間違い)で、紅枝垂れ桜です。(神山委員)

回答)桜を松と誤記していました。訂正します。

- 717 疱瘡様 所在地が新屋敷になっていますが、宮ノ前ではないかと思えます。(神山委員)

回答)沼沢字宮ノ前の間違いでした。訂正します。

【意見】

- リストについて、これからのまとめ方にもよるが、種別ごとにあると分かりやすい。(後藤委員)

- 活用において、各宝物の所有者、地域、管理者、連絡先等のお知らせ方向(町が一括問い合わせ窓口となるか)などを明確にすることで、見やすいリストとなると思われる。(田村委員)

- 各地域ごとのマップを作成し、見ていただく手段にもなると思う(田村委員)

- このリストアップだけでも大変な作業だったと想像し、敬意を表します。(玄侑委員)

回答)今後、計画に掲載するリストは、委員の皆さんと協議した上で、形態を決定したいと考えています。

(2)地域計画素案【資料3】【資料4】について

【質問】

<資料4>

- p11「文化財関連施設」とありますが、「文化財」とそぐわない施設があり、文化的施設と混同しているように思います(例えば田部井淳子記念館は、遺品は文化財ではないのでは…。宝物リストにもない) (後藤委員)

回答) 田部井淳子氏の遺品は、ほかの歴史資料と同様の扱いで歴史民俗資料館で収蔵しており、三春の宝物であると考えています。このような歴史民俗資料館所蔵品について、指定文化財については各点をリストに掲載したほか、30所蔵古文書群と31所蔵行政文書群を挙げています。このほかの所蔵品も宝物と考えていますが、列挙する訳にもいかないので、一括して歴史民俗資料館所蔵品として宝物リストに掲載する等検討したいと考えています。

- 序章p1町指定に止まっている→留まっている (後藤委員)
- p14上から2行目「それに基づいて」→「それに基づいて」 (後藤委員)

回答) 訂正します。

- 第2章1・2に埋蔵文化財が出てきませんが、冒頭では「埋蔵文化財」も宝物に定義しています。指定＝周知の埋蔵文化財包蔵地、未指定＝埋蔵文化財包蔵地のニュアンスだと思えますが、いかがでしょうか。(後藤委員)

- 全体的に「埋蔵文化財」と「遺跡」をどう書き分けるか。(後藤委員)

回答) (周知の) 埋蔵文化財包蔵地の扱いを明記しておりませんが、ここでは埋蔵文化財包蔵地のうち、記念物・遺跡(史跡)に指定されているものは指定文化財、それ以外の埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されている埋蔵文化財包蔵地は、未指定の遺跡として区分しました。そこで、欄外に脚注として、「ここでは、史跡に指定されていない埋蔵文化財包蔵地を、未指定の遺跡に加えています」等と加えたいと思います。

- 第4章2の調査状況にも埋蔵文化財と文化財の保存技術がありません。(後藤委員)

回答) 埋蔵文化財については、上記と同様で、記念物の遺跡として説明しています。文化財の保存技術については、追加記載いたします。

- p30最下段「遺跡の密度が濃い地区でもあります」と言うことは、「昔の人々の様相がより明らかとなった地区」と言うことだと思えますがいかがでしょうか。(後藤委員)

回答) そうした文言に訂正します。

- p28(5)文化的景観「旧城下町～それらを含む風景」の意味が通じない。(後藤委員)

回答) 三春城跡や寺社から望む風景と、逆に三春城跡や寺社を望む風景を記したつもりでしたが、宝物リストを見る限り、城跡(城山)から望む風景が主体であるため、「三春城跡から望む風景や、農村部の集落…」と訂正します。

- 第3章の城下町の文化、産業と工芸品製作、芸能などは第2章まででそれほど触れられていないが、それでよいか。(後藤委員)

回答) 委員の方々に諮りながら、文章を検討します。

- 第7章で、40件近い措置を立ち上げることになっているが、町の体制(人材、財政面)として大丈夫か。(後藤委員)

回答) 庁内の他部署との打合せで出た意見等も踏まえ、措置を今一度精査し、絞り込みを行っているところです。

【意見】

● 資料 3・資料 4 滝桜の苗の育成・販売について。生産者団体を組成するにあたり、先駆者はしっかり優遇いただきたい。三春滝桜の苗育成・普及にそれぞれ苦労があり、それぞれの技術や管理もある。販路拡大についても尽力している。団体組成の仕組みと並行し、生産者等の功労も検討いただきたい。（田村委員）

● p28(6)伝統的建造物群に挙げられた「弓町の遊郭跡」ですが、これをどうするかは早急に話し合い、方向性を決めた上で多部署横断的に対処する必要があると思います。（玄侑委員）

(3)その他、ご意見等ございましたらご記入ください。

委員からの意見はありませんでした。

三春町文化財保存活用地域計画

素案

令和●年●月

三春町

目次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の期間と見直し.....	2
3. 計画の位置付け.....	3
4. 計画作成の体制.....	4
5. 計画対象及び用語の定義.....	7
第1章 三春町の概要	8
1. 自然的・地理的環境.....	8
2. 社会的状況.....	11
3. 歴史的背景.....	15
4. 地区の概要.....	21
第2章 三春町の宝物の概要	28
1. 指定等文化財.....	28
2. 未指定文化財.....	29
3. 類型ごとの概要と特徴.....	31
4. 地区の宝物の概要.....	35
5. 宝物の保存・活用に関わる団体.....	37
第3章 三春町の歴史文化の特性	38
1. 枝垂れ桜が咲き競う阿武隈の山里.....	38
2. 三春城を仰ぎ見る城下町の文化.....	38
3. 村と町の暮らしを支えた産業と工芸品製作.....	39
4. 寺社祠が伝える祈りと祭り.....	39
5. 自由民権が謳われた郡役所の町.....	39
第4章 三春町の宝物に関する既往の把握調査	41
1. 宝物に関するこれまでの調査.....	41
2. 把握調査の課題.....	41
第5章 宝物の保存・活用に関する将来像	44
1. 将来像.....	44
2. 方向性.....	44

第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針	46
1. 「育み、受け継ぐ」に関する課題・方針.....	46
2. 「活かす」に関する課題・方針.....	50
第7章 宝物の保存・活用に関する措置	52
1. 「育み、受け継ぐ」に関する措置.....	52
2. 「活かす」に関する措置.....	55
第8章 関連文化財群	57
1. 関連文化財群の考え方.....	57
2. 三春町の関連文化財群.....	58
第9章 文化財保存活用区域	68
1. 文化財保存活用区域の考え方.....	68
2. 三春町の文化財保存活用区域.....	69
第10章 宝物の保存・活用の推進体制	72
1. 計画の推進体制.....	72
2. 計画の進捗管理と評価の体制.....	73

序章

1. 計画作成の背景と目的

三春町（以下、「本町」という。）では、大正 11（1922）年に史蹟名勝天然記念物保存法（大正 8 年法律第 44 号）により、三春滝ザクラが国の天然記念物に指定されました。そして、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和 8 年法律第 43 号）により昭和 16（1941）年に銅製松喰鶴鏡、同 19（1944）年に木造阿弥陀如来立像が国の重要美術品に、その後、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により、同 52（1977）年に中山家住宅が重要文化財に指定され、令和 2（2020）年には旧吉田家住宅主屋・紫雲閣が登録有形文化財に登録されました。この間に、福島県文化財保護条例（昭和 45 年条例第 43 号）、三春町文化財保護条例（昭和 52 年条例第 23 号）が施行され、町内では現在、福島県指定文化財が 2 件、三春町指定文化財が 100 件あり、それらを中心として文化財保護の措置がとられています。

本町は、昭和 30（1955）年に旧三春町と 6 つの村が合併し、現在の町が形成されました。このうち、旧三春町が戦国時代以来の城下町であるため文化財の指定が多いのに対して、調査があまり進んでいない地区もあります。また、たくさんの町指定文化財があるにもかかわらず、国・県指定の文化財が少なく、城下町の象徴である三春城跡も町指定に留まっています。加えて国指定でも、全国からたくさんの観光客で賑わう滝ザクラに対して、中山家住宅は、所有者が現住する住居であるため、公開活用が進まないうえ、所有者も改築ができず、生活するうえでも困難が生じています。

本町では近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、建造物をはじめとして管理が困難となる有形文化財が少なくなく、人の目が届かなくなった文化財では盗難被害も発生しています。また、獅子舞や神楽といった民俗芸能や、古くから地域で行われてきた伝統行事の継承も難しくなり、多くの文化財が滅失・散逸の危機にさらされています。このため、文化財の有効な保存・活用方法が模索され、中・長期的な視点から文化財の保存・活用を計画的・継続的に行う必要が感じられます。

こうした中、平成 30（2018）年に文化財保護法が改正され、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度がスタートしました。これにより、昨今の課題でした文化財を取り巻く環境の変化に対応し、その位置付けが明確ではなかった未指定を含めた広い意味での文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制づくりが可能となりました。

そこで、本町では計画作成に向けて、町の目指すべき方向性や取組を明らかにし、文化財の専門家だけでなく、多様な人々が参画することで、地域社会の総がかりにより、文化財の次世代への継承を図ることとしました。

本町には、未調査のものも含めてたくさんの文化財や地域資産が伝わっているため、それらの調査・研究を進め、その成果を共有したうえで活用し、町内外へ広く発信することが重要です。また、こうした活動を通して、地域に対する住民の愛着やアイデンティティが高まり、新しい三春町を創造する力につながるものと考えられます。

こうした状況を踏まえて、貴重な文化財や地域の資産を本町の将来に向けた各種計画と連動させ、次の世代に継承し、活用することを目的として、文化財保護法第 183 条の 3 に基づいて、「三春町文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープラン、さらにアクションプランとして作成します。

なお、本計画は、新しい三春町を創造する役割を担い、持続可能な計画として機能させるために、今後、改良を重ねながら歴史文化の保存・活用を推進していきます。

2. 計画の期間と見直し

(1) 計画期間

計画期間は、上位計画である「第8次三春町長期計画 前期基本計画」及び「三春町第2期教育大綱」（計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度）から1年遅らせた、令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間とします。

(2) 計画の見直し

地域計画の着実な実施のため、「第8次三春町長期計画 前期基本計画」が満期を迎え、新たな「第8次三春町長期計画 後期基本計画」の運用が始まる令和12(2030)年度に内容の見直しを図り、その結果を次期地域計画に反映させ、改めて文化庁長官の認定を受けます。それ以外の年度においても、社会情勢の変化や上位・関連計画との関係性から、必要な場合は適宜内容の見直しを図ります。

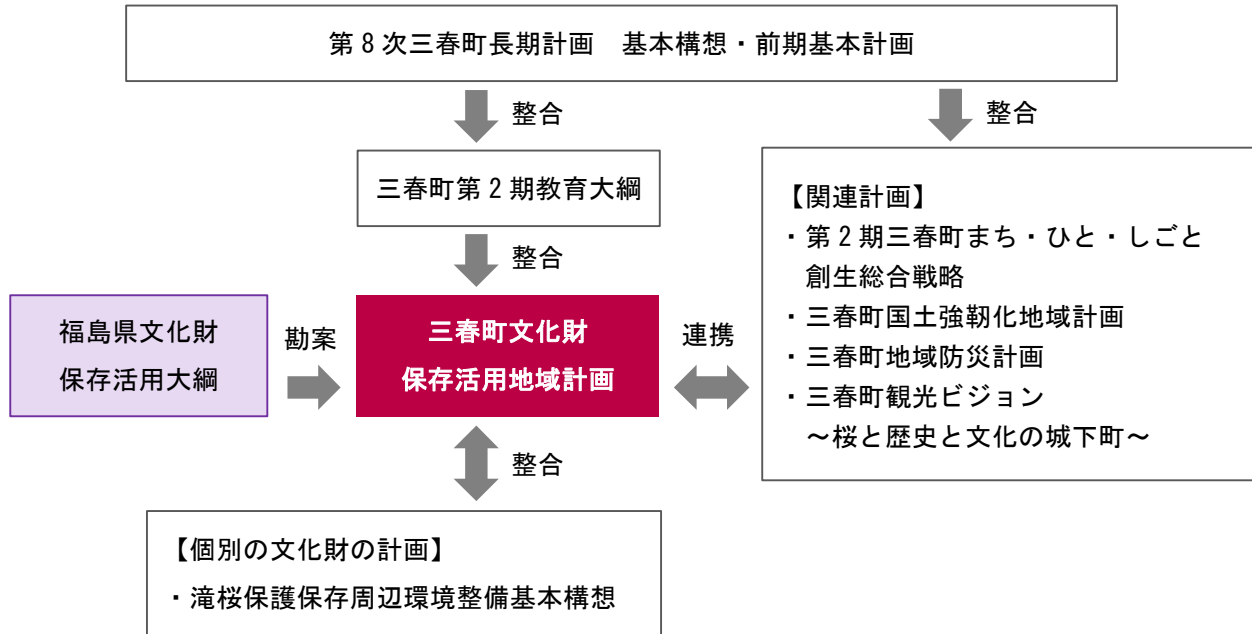
見直しの内容が「計画期間の変更」、「町内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」の場合は、文化財保護法第183条の4に基づき文化庁長官の変更の認定を受けます。それ以外の軽微な変更の場合は、その内容について福島県及び文化庁へ情報提供します。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第8次三春町長期計画 基本計画	← 【前期】計画期間 →					← 【後期】計画期間 →	
三春町第2期教育大綱	← 計画期間 →						
三春町文化財保存活用地域計画		← 【今期】計画期間 →					← 【次期】
						見直し →	

図序-1：三春町文化財保存活用地域計画と上位計画の計画期間の関係

3. 計画の位置付け

本計画は、「福島県文化財保存活用大綱」を勘案し、上位計画である「第8次三春町長期計画 前期基本計画」及び「三春町第2期教育大綱」との整合を図りつつ、教育、まちづくり、防災、観光等の関連分野の計画と連携を図りながら、各種事業を展開・推進します。



図序-2：三春町文化財保存活用地域計画の位置付け

4. 計画作成の体制

(1) 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9第1項に基づき三春町文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、「策定協議会」という。）を設置し、計画案について協議と意見聴取を行いました。策定協議会での協議内容や作成の進捗状況は、三春町文化財保護条例190条第1項に基づき設置した三春町文化財保護審議会（以下、「保護審議会」という。）に報告し、意見聴取を行いました。

また、地域計画は、文化財部局以外の関係部局も連携して推進していくことが望ましいため、三春町文化財保存活用地域計画庁内検討会（以下、「庁内検討会」という。）を設置し、庁内関係部局への計画案の説明や意見聴取を行いました。

表序-1：三春町文化財保存活用地域計画策定協議会 委員名簿

	氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
1	増子 博保	三春町商工会	商工	会長
2	佐久間 保一	三春まちづくり協会(文化財保護審議会委員)	地域振興	副会長
3	神山 史昭	中妻まちづくり協会	地域振興	
4	佐久間 正幸	沢石まちづくり協会	地域振興	
5	大内 忠一	要田まちづくり協会	地域振興	
6	鈴木 政男	御木沢地区まちづくり協会	地域振興	
7	細川 秀夫	岩江まちづくり協会	地域振興	
8	田村 信也	中郷まちづくり協会	地域振興	
9	高橋 龍一	みはる観光協会 副会長	観光	
10	圓谷 彰孝	三春町歴史民俗資料館友の会 会長	歴史	
11	山岸 英男	三春町和合会(～令和7(2025)年6月1日)	文化財所有者	
	玄侑 宗久	三春町和合会(令和7(2025)年6月2日～)	文化財所有者	
12	廣田 吉三郎	文化財保護審議会委員 副会長	考古学	
13	小松 賢司	文化財保護審議会委員	歴史学	
14	長田 城治	歴史民俗資料館運営協議会委員 郡山女子大学家政学部生活科学科建築デザイン専攻 准教授	建築学	
15	平山 茂樹	福島県教育庁文化財課 課長(～令和6(2024)年3月)	自治体	
	後藤 雅樹	福島県教育庁文化財課 課長(令和6(2024)年4月～)	自治体	
16	鳴原 健二	三春町教育委員会生涯学習課 課長(～令和7(2025)年3月)	自治体	
	伊藤 晴之	三春町教育委員会生涯学習課 課長(令和7(2025)年4月～)	自治体	

表序-2：三春町文化財保護審議会 委員名簿

	氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
1	田母野 公彦	田村大元神社 宮司、福島県民俗学会 顧問	民俗学	
2	廣田 吉三郎	元早稲田大学文学部 講師、考古学	考古学	会長
3	佐久間 保一	一級建築士、福島県ヘリテージマネージャー	建築学	副会長
4	石田 智子	芸術家、福聚寺	美術工芸	
5	小松 賢司	福島大学人間発達文化学類 教授	歴史学	

表序-3：三春町文化財保存活用地域計画庁内検討会 構成

所管課	分野
総務課	庁内内部署統括
財務課	財政
企画政策課	地域振興・地方創生、長期計画の作成管理
産業課	観光・農村計画
建設課	都市整備、景観
教育課	学校教育
生涯学習課【事務局】	生涯学習、社会体育、図書館、資料館

(2) 計画作成の経過

令和5（2023）年度から令和8（2026）年度にかけて、策定協議会（全7回）、保護審議会、庁内検討会を開催し、文化庁の指導・助言、県文化財課の助言を受けて計画の作成を進めました。

また、地域計画の普及啓発や町民が考える宝物の把握のため、各種フォーラム、アンケート調査、地区ワークショップを実施しました。

表序-4：三春町文化財保存活用地域計画作成の経過 ※R7～8年記載予定

年度	日付	事柄	内容
令和5 (2023) 年度	5月30日	第1回文化庁協議 (他市町村との合同協議)	・地域計画作成にかかる事務手続き等の確認
	6月13日	令和5年度第1回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告及び意見聴取
	9月12日	第1回庁内検討会	・地域計画の制度及び作成、協議会の立ち上げ、今後のスケジュール等について説明し、継続的な協力を依頼
	12月22日	令和5年度第2回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告及び意見聴取
	3月14日	第1回策定協議会	・会長、副会長の選出 ・地域計画の作成について ・地域計画作成の進め方について
	3月24日	文化財フォーラム	・基調報告「三春町文化財保存活用地域計画について」 ・文化財保護審議会委員講話「三春の文化財について」
令和6 (2024) 年度	6月13日	令和6年度第1回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告及び意見聴取
	6月27日	第2回策定協議会	・令和6年度の予定について ・地域計画の概要・目次案について ・各種調査方針について
	7月～8月	各地区説明会	・対象：町内7地区の住民(主に区長) ・地域計画の制度や各地区の文化財について説明、意見交換 ・地区で保有する未指定文化財に関するアンケートを配付
	9月21日	第1回地域計画フォーラム	・テーマ：「三春の宝物」・文化財ってなんだろう？ ・資料館職員の基調講演 ・参加者との意見交換
	8月28日	第3回策定協議会(書面会議)	・アンケート・ワークショップについて ・「三春町の歴史文化の特徴」について
	10月～11月	アンケート調査	・対象：町民、中学生、所有者、保存会
	11月26日	令和6年度第2回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告及び意見聴取
	12月14日	第2回地域計画フォーラム	・テーマ：古文書からみる三春 ・小松賢司文化財保護審議会委員の基調講演 ・参加者との意見交換
	1月18日	三春地区ワークショップ	・対象：三春地区の住民
	1月18日	御木沢地区ワークショップ	・対象：御木沢地区の住民
	1月25日	岩江地区ワークショップ	・対象：岩江地区の住民
	1月26日	沢石地区ワークショップ	・対象：沢石地区の住民
	1月26日	中郷地区ワークショップ	・対象：中郷地区の住民
	2月2日	要田地区ワークショップ	・対象：要田地区の住民
	2月11日	第3回地域計画フォーラム	・テーマ：「三春の歴史的建物」 ・佐久間保一文化財保護審議会委員の基調講演 ・長田城治地域計画策定協議会委員の基調講演 ・参加者との意見交換
	2月19日	第2回文化庁協議	・作成進捗状況の報告 ・今後のスケジュールの確認
	3月19日	第4回策定協議会	・令和6年度の事業報告について ・令和7年度の予定について ・地域計画の内容について
	3月20日	中妻地区ワークショップ	・対象：中妻地区の住民

年度	日付	事柄	内容
令和7 (2025) 年度	5月22日	第2回庁内検討会	
	5月27日	第3回文化庁協議	
	6月24日	令和7年度第1回保護審議会	
	6月27日	第4回文化庁協議	
	7月21日	第4回地域計画フォーラム	
	7月22日	第5回策定協議会	
	8月27日	第5回文化庁協議	
	8月28日	文化庁現地視察調査	
	10月	第6回策定協議会(書面会議)	
	10月22日	第3回庁内検討会	
		文化庁協議	
	11月27日	第7回策定協議会	
	12月	第5回地域計画フォーラム	
	12月	令和7年度第2回保護審議会	
	1月	第6回地域計画フォーラム	
	2月	パブリックコメント	
	3月	令和7年度第3回保護審議会	
	3月	議会報告	
3月	教育委員会報告		
令和8 (2026) 年度			

5. 計画対象及び用語の定義

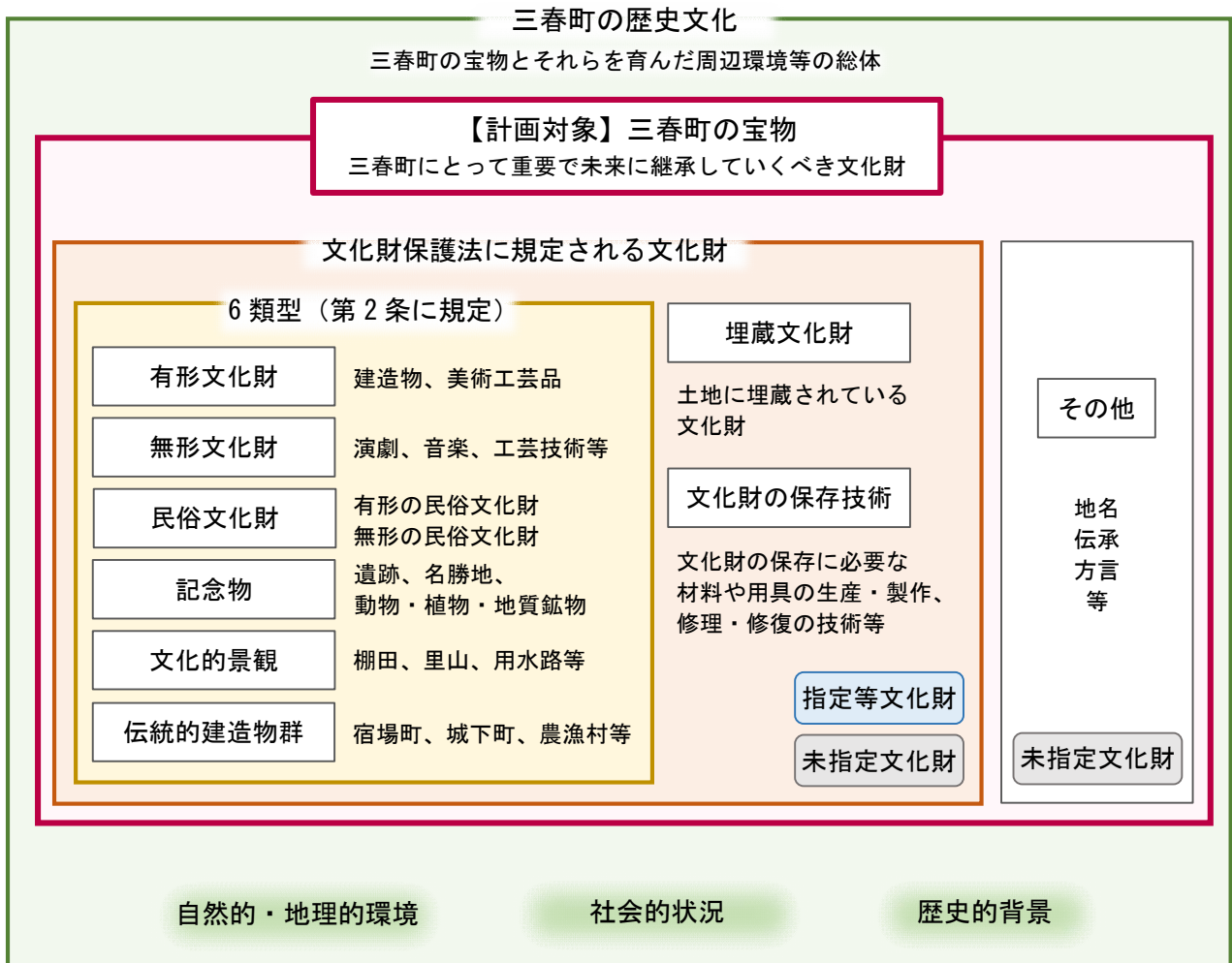
「文化財」とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、そこには、文化財保護法の規定により指定等されている文化財だけでなく、地域に重層する歴史や文化を支えている未指定文化財も含まれています。

本計画の対象は、このような指定等・未指定の「文化財」であり、本町にとって重要で未来に継承していくべきものです。地域総がかりで文化財の保存・活用を進めるうえで、町民に自分達にとって大切に身近なものというイメージを抱いてもらうため、本計画では「文化財」を「三春町の宝物」（以下、「宝物」という。）と呼びます。

「宝物」は、文化財保護法に規定される6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）と埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、これらに分類できない文化的所産をその他として整理して扱います。

なお、第3章以降に記載する「歴史文化」は、「宝物」とそれらを育んだ自然的・地理的環境や社会的状況、歴史的背景等の総体を指し、地域らしさを表す概念です。

本計画は、本町の「歴史文化」の特性を踏まえ、「宝物」を保存・活用するものです。



図序-3：三春町文化財保存活用地域計画における用語の定義及び関係性

第1章 三春町の概要

1. 自然的・地理的環境

(1)位置

本町は、福島県のほぼ中央、東経 140 度 29 分・北緯 37 度 26 分に位置し、西を奥羽山脈、東を阿武隈高地に挟まれた中通りエリアの県中地域田村郡に含まれ、東は田村市、南西は中核市¹である郡山市、北は二本松市及び本宮市に接しています。

(2)面積

本町の面積は、72.76k m²（東西に 12.5km、南北に 15.7km）で、県内 59 市町村のうち下から 15 番目の比較的小さな町です。

(3)地名

「三春町」の由来には、①水に恵まれ陽当たりの良い所で参陽の地と呼ばれたため（参春、御春、三春と変化）、②梅、桃、桜の 3 種の花が春に一度に咲くため、③永正元（1504）年に田村義頭が三春城に入城した際、正月を 3 度祝ったため等の説があります。²

(4)地形

本町は阿武隈高地の西縁に位置し、町のほとんどが標高 300～500m の丘陵地で、緩やかな山並みが続いています。町の北部を移川、南部を大滝根川、中央部を桜川及び八島川が流れ、大滝根川、桜川、八島川は阿武隈川に注いでいます。大滝根川の下流には、平成 10（1998）年に重力式コンクリートダム「三春ダム」が建設され、ダム湖「さくら湖」が造られました。

(5)気候

本町の気候は内陸性で、冬の降雪は比較的少なく夏もあまり暑くないため、過ごしやすくなっています。気温は過去 10 年間で大きな変動はなく、令和 5（2023）年の平均気温は 13.1 度、最高気温は 36.0 度、最低気温は -9.8 度でした。降水量は過去 10 年間で年によって変動がありますが、平均して総量 1,015.9mm で、令和 5（2023）年は総量 1,168.0mm でした。例年、冬季より夏季の降水量が多くなっています。

(6)植生

本町は暖温帯落葉広葉樹林帯に属しており、自然植生は丘陵のアカマツ林や、三春大神宮のシラカシ林等の旧三春町内の寺社林に見られます。県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を保護・保全して、かけがえのない貴重なみどりを引き継ぐものとして、福島県知事が指定、登録する「緑の文化財」は、本町に 8 件あります。

町内には、エドヒガン系のベニシダレザクラである国指定天然記念物の「三春滝ザクラ」を始めと

¹ 地方自治法により定められた、政令で指定する人口 20 万人以上の都市で、政令指定都市が処理することができる事務の全部又は一部を特例として処理することができます。

² 『三春町史 6 巻 民俗』、三春町、昭和 55(1980)年、p.571「地名の伝説」。

して桜が約1万本あり、そのうち約2千本が滝ザクラと同じシダレザクラです。滝ザクラは、江戸時代の三春藩主から保護され、江戸時代後期には京都の公家や歌人たちがたくさんの歌を詠んだ我が国を代表する桜樹で、日本三大桜の1つとして知られています。本町には、滝ザクラの子や孫と伝わる樹から実生や接木の苗を育てる技術が、三春町花木振興会を中心に継承されています。また、「三春さくらの会」は、名木として24か所の桜を指定しています。

表 1-1：三春町内の緑の文化財

番号	名称	所在地	文化財指定等	備考
1	愛宕神社のケヤキ	中町	町指定	ケヤキ
2	成田神社の種まきザクラ	北成田字広畑	—	エドヒガンザクラ
3	高木神社のイチイ並木	実沢字宮脇	—	イチイ(4本)
4	高木神社のヒイラギ	実沢字宮脇	—	ヒイラギ
5	白山比咩神社のブナ	貝山字宮ノ下	町指定	ブナ
6	南成田の大ザクラ	南成田字大桜	町指定(南成田の大桜)	エドヒガンザクラ
7	三春滝ザクラ	滝字桜久保	国指定	シダレザクラ
8	三春大神宮の森	馬場	一部町指定(三春大神宮のモミ)	モミ(23本) イチョウ(2本) イチイ(1本)

表 1-2：三春さくらの会が指定する名木

番号	名称	所在地	文化財指定等	備考
1	福聚寺桜	字御免町	—	2本、シダレザクラ
2	かもん桜	桜ヶ丘3丁目	町指定(八十内公園のかもん桜)	シダレザクラ
3	常楽院桜	字四軒丁	—	シダレザクラ
4	光岩寺桜	字亀井	—	3本、シダレザクラ(2本)
5	大桜	南成田字大桜	町指定(南成田の大桜)	エドヒガンザクラ
6	薬師桜	貝山字堀ノ内	—	シダレザクラ
7	地藏桜	込木字宮ノ下	—	シダレザクラ
8	観音桜	柴原字神久保	—	シダレザクラ
9	龍光寺桜	滝字岩ノ入	—	シダレザクラ
10	田村家枝垂桜群	滝字高野	—	7本、シダレザクラ
11	戸ノ内桜	御祭字戸ノ内	—	シダレザクラ
12	お城坂枝垂桜	字南町	—	3本、シダレザクラ
13	弘法桜	沼沢字古館	—	2本、エドヒガンザクラ
14	桜谷枝垂桜	字桜谷	—	シダレザクラ
15	和みの桜	字御免町	—	シダレザクラ
16	栃久保の種蒔桜	山田字栃久保	—	エドヒガンザクラ
17	成田神社の種蒔桜	北成田字広畑	—	エドヒガンザクラ
18	神山の桜	熊耳字神山	—	シダレザクラ
19	芹ヶ沢桜	芹ヶ沢字横台道	—	シダレザクラ
20	夫婦桜	柴原字滑津	—	2本、シダレザクラ
21	堤桜	鷹巣字堤	—	シダレザクラ
22	今朝三さくら	上舞木字大谷ツ	—	シダレザクラ
23	高木神社の桜	実沢字宮脇	—	エドヒガンザクラ
24	平堂壇の桜	北成田字殿ノ内、宮ノ前	—	エドヒガンザクラ
25	天神桜	七草木字殿作	—	エドヒガンザクラ

※年中行事について記載予定

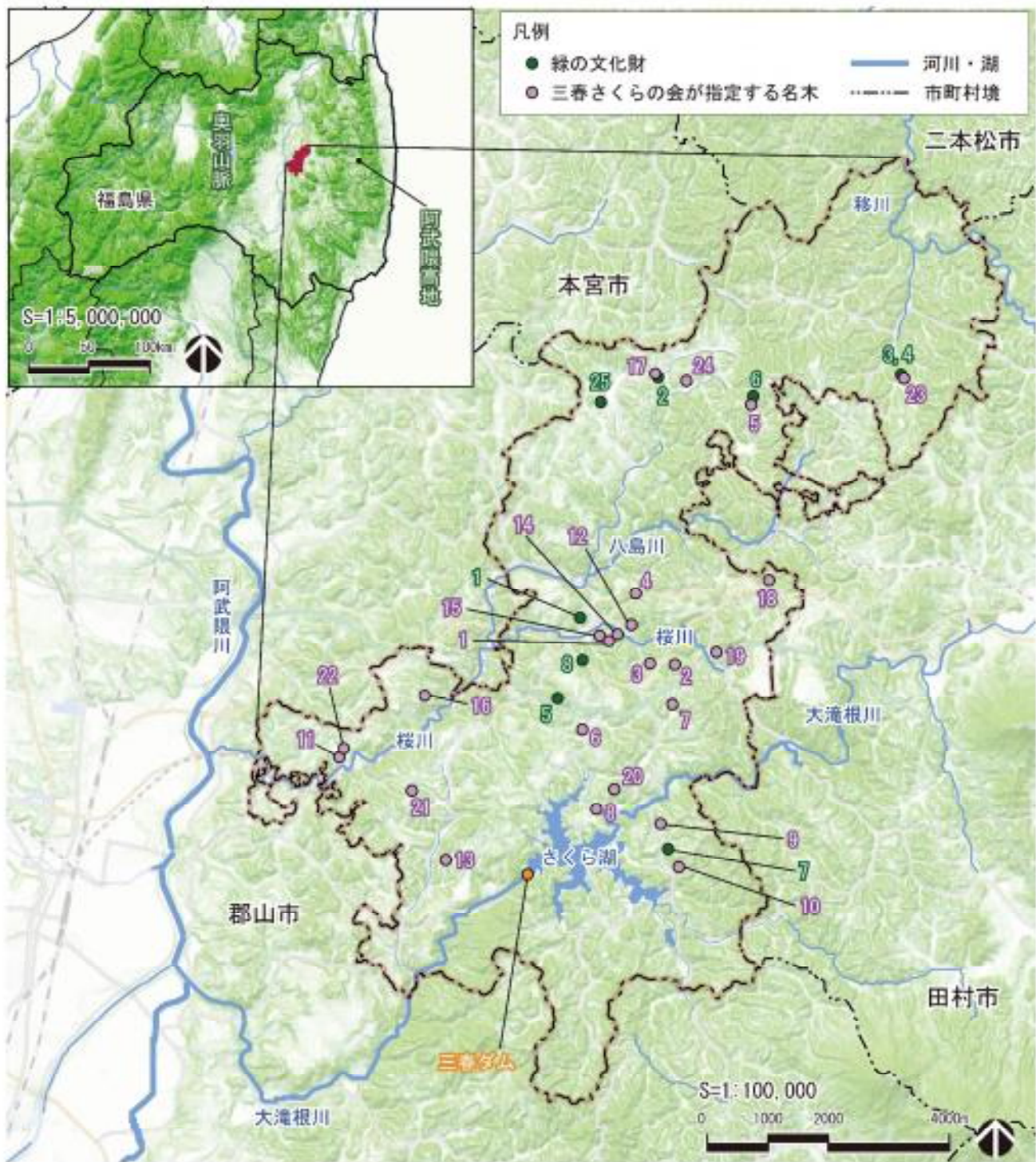


図 1-1：三春町の自然的・地理的環境 ※図中番号は表 1-1, 1-2 の番号と対応。
 (地理院地図 Vector を加工して作成)

2. 社会的状況

(1)人口

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日時点、本町の人口は 16,120 人で、世帯は 6,131 世帯です。人口は平成 7 (1995) 年以降減少傾向で、今後人口減少対策を講じなかった場合、令和 52 (2070) 年には現在よりも約 10,000 人減少し、6,000 人台となる見込みです。※認定申請時には R8 年 3 月の人口を記載予定
高齢化率は、平成 7 (1995) 年には 18.8%、令和 7 (2025) 年時点は 38.6%であり、令和 52 (2070) 年には 55.4%となる予測で、年々少子高齢化が進行しています。

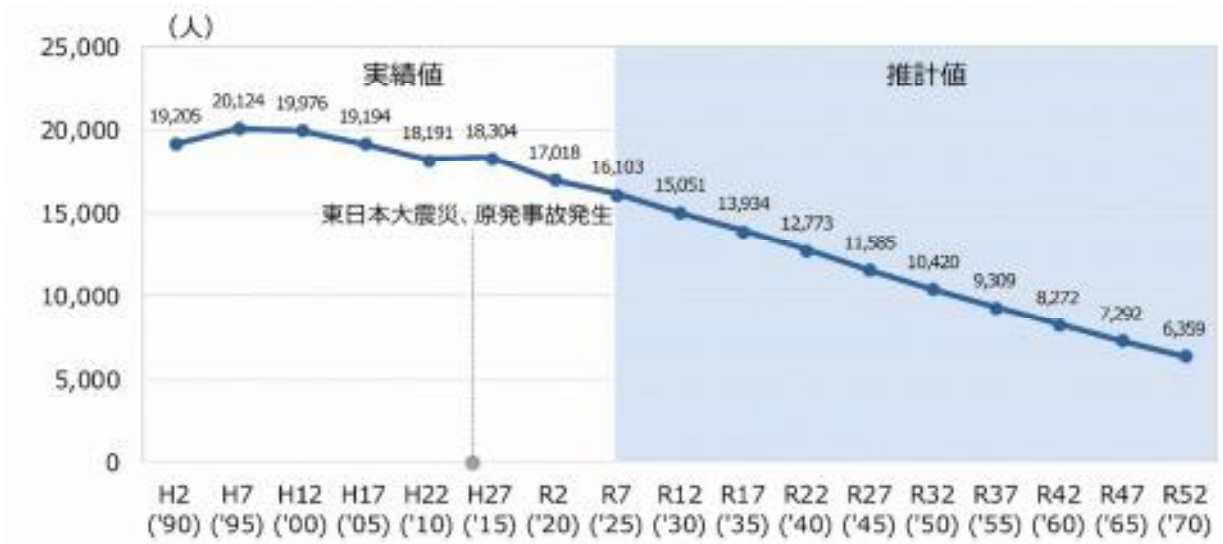


図 1-2 : 三春町の人口推移
(「第 8 次三春町長期計画」より転載)

(2)交通機関

本町は、JR 磐越東線や磐越自動車道、国道 288 号が東西に走っており、東京から車で約 3 時間、電車で約 1 時間半でアクセスが可能です。JR で移動できる近隣市との繋がりが強く、通勤・通学における流出入は、郡山市、郡山市の南の須賀川市、田村市、本宮市の 4 市間で多くなっています。福島空港からは車で 40 分の距離にあります。また、町内を町営バス及び福島交通バスが走っています。

(3)地区

本町は、明治 13 (1880) 年に成立した三春町と、明治 22 (1889) 年に成立した沢石村、要田村、御木沢村、巖江村、中妻村、中郷村が、昭和 30 (1955) 年に合併して成立しました (巖江村は一部。要田地区は境界変更が生じた部分が昭和 38 (1963) 年までに編入)。旧町村の境界及び名称は、現在の 7 地区に引き継がれており、町を構成する基本的な単位になっています。

令和 7 (2025) 年 8 月 1 日時点で、7 地区は 47 の行政区から成り立っており、各行政区に町内会が設けられ、区長を選出しています。また、1 つの町内会だけでは解決が難しい課題について、長期的なまちづくり活動を展開し、課題の解消や活性化を図るため、昭和 57 (1982) 年度には、7 地区 (三春地区、沢石地区、要田地区、御木沢地区、岩江地区、中妻地区、中郷地区) について、三春町町民基本条例に規定する「まちづくり協会」を設立しました。まちづくり協会は、町内会と連携・協力し、各地区の特性を活かした、町民参加による活力ある住みよいまちづくりを進めています。

令和 7 (2025) 年には、昭和 30 (1955) 年の合併から 70 周年を迎えました。

(4)文化財関連施設

本町の主な文化財関連施設は三春地区に集中しており、3か所の資料館（三春町歴史民俗資料館、自由民権記念館、三春郷土人形館）があるほか、国登録有形文化財「旧吉田家住宅主屋・紫雲閣」を公開活用しています。また、中妻地区のさくら湖周辺にも施設が集中しており、さくら湖自然観察ステーションや三春ダム資料館のほか、令和7（2025）年4月にオープンしたアウトドアビレッジ三春内に田部井淳子記念館が開設され、新たなアウトドア文化の拠点となっています。

さらに、町外西部の郡山市西田町には、江戸時代から続く三春駒と三春張子人形を制作する集落である高柴デコ³屋敷が位置し、民芸品店、資料館、茶屋等があります。

表 1-3：三春町の文化財関連施設

番号	施設名	管理者	開館年	見学料金	概要
1	三春町歴史民俗資料館	町	昭和58 (1983)年	有料	本町の歴史や文化に関する資料の調査・収集、保管、公開・展示を行っています。
2	自由民権記念館	町	昭和58 (1983)年	有料	三春町歴史民俗資料館に併設されており、本町が発祥の地の1つである自由民権運動と運動家について顕彰しています。
3	三春郷土人形館	町	平成2 (1990)年	有料	東北地方の郷土玩具の蒐集品 ⁴ 「らっこコレクション」(三春駒、三春張子人形、こけし、土人形)の展示を行っています。
4	三春町文化伝承館	町	平成10 (1998)年	無料 ※貸会議室の利用は有料	国登録有形文化財「旧吉田家住宅」を公開活用し、主屋は文化伝承館という名称で、会議や研修の場としての利用も可能です。
5	紫雲閣	町	令和5 (2023)年	有料	
6	さくら湖自然観察ステーション	町 ⁵	平成12 (2000)年	無料	本町の動植物や自然環境について展示しており、自然観察会等の体験教室も実施しています。
7	三春ダム資料館	国	平成9 (1997)年	無料	平成10(1998)年に大滝根川に造られた三春ダムについて展示しており、カフェも併設しています。
8	田部井淳子記念館	町 ⁵	令和7 (2025)年	無料	三春町出身の登山家・田部井淳子氏の遺品を展示しています。

(5)観光

本町の観光客入込数は、平成20（2008）年以降、平成22（2010）年までは年間65万人前後でしたが、東日本大震災が発生した平成23（2011）年に約41.9万人まで落ち込み、以降、年間50万人前後を推移しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2（2020）年に約25.2万人まで落ち込みましたが、以降は回復傾向にあります。

桜の開花シーズンを含む第2四半期（4～6月）の観光客入込数が突出して高いのが特徴で、国指定天然記念物で日本三大桜に数えられる「三春滝ザクラ」には、シーズン中に20万人を超える人々が訪れています。

³ 「デコ」は方言で人形の意。

⁴ 「蒐集品」は収集品、コレクションの意。

⁵ 三春まちづくり公社に委託。

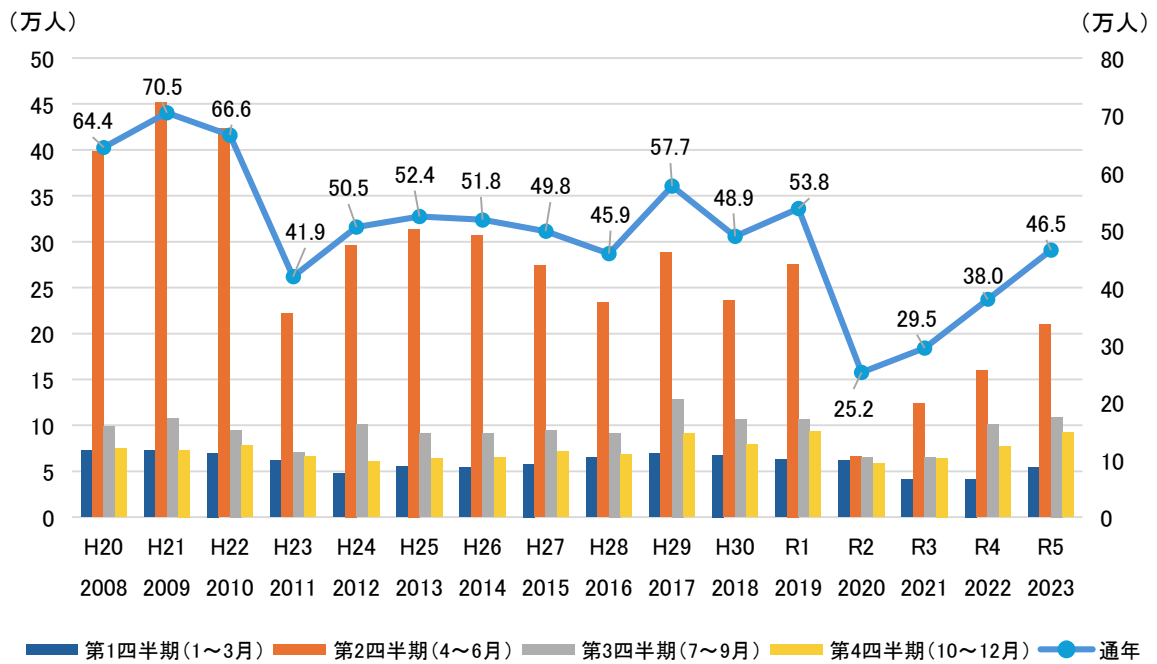


図 1-3：三春町の観光客入込数
 (平成 20 年～令和 5 年「福島県観光客入込状況」より作成)

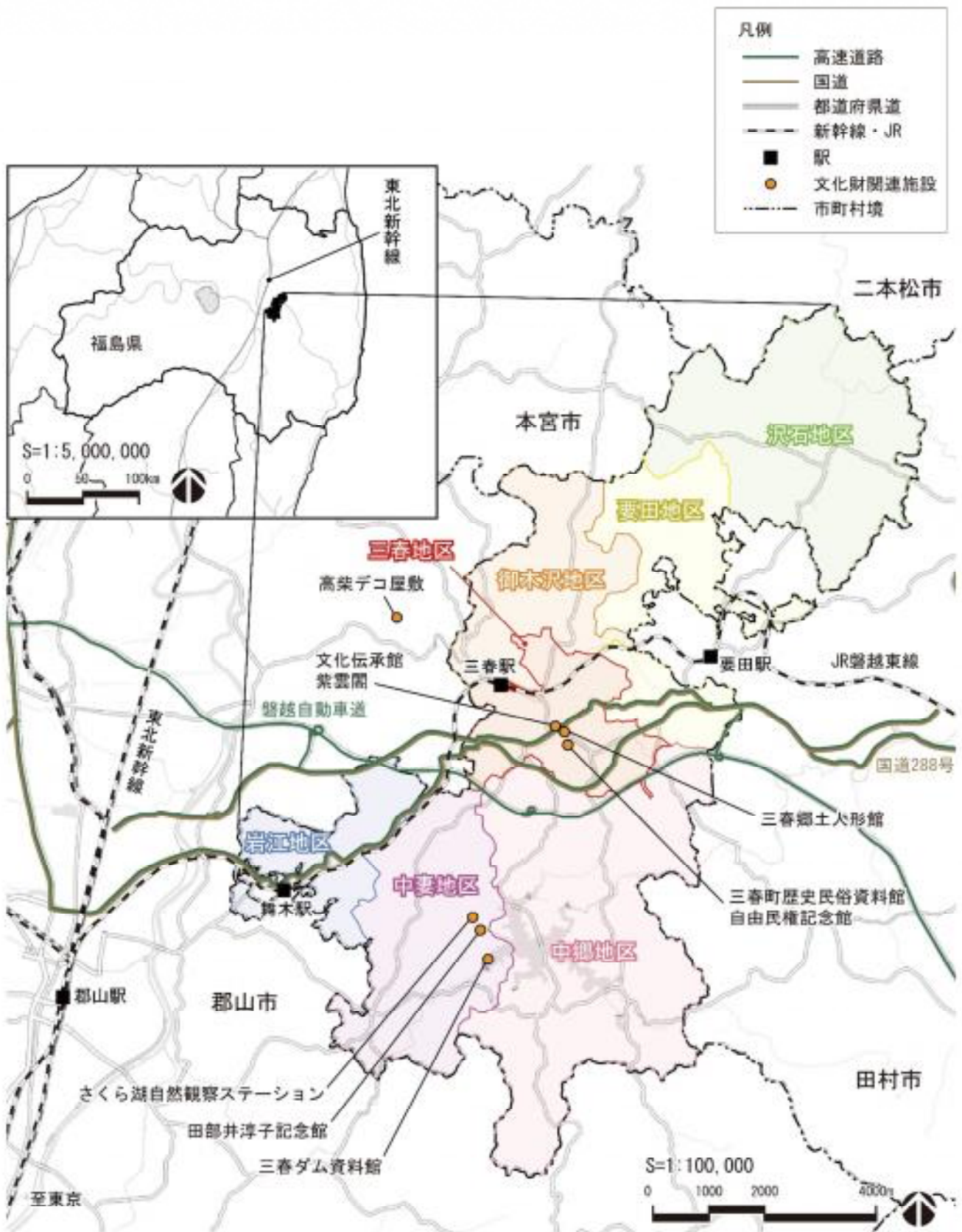


図 1-4：三春町の社会的状況
 (地理院地図 Vector を加工して作成)

3. 歴史的背景

本町の歴史には、いくつかのキーとなる画期があり、それに基づいて時代を区分することとします。まず、原始、古代、中世の半ばまでについては、一般的な日本史の時代区分と同じですが、中世後期の戦国時代に田村氏の盛衰があり、田村義頭が三春城を築いたと伝わる永正元（1504）年から奥羽仕置で田村家が改易される天正18（1590）年までを、田村氏時代とします。次に、田村家改易後、伊達氏、会津の蒲生・上杉氏、そして、加藤・松下氏と短期間で領主が変わり、松下家が改易される正保元（1644）年までを、会津領松下氏時代とします。その翌2（1645）年から、廃藩置県となる明治4（1871）年までを秋田氏時代とし、それから昭和30（1955）年に7町村が合併して現在の三春町が形成されるまでを近代、それ以降を現代と呼びます。

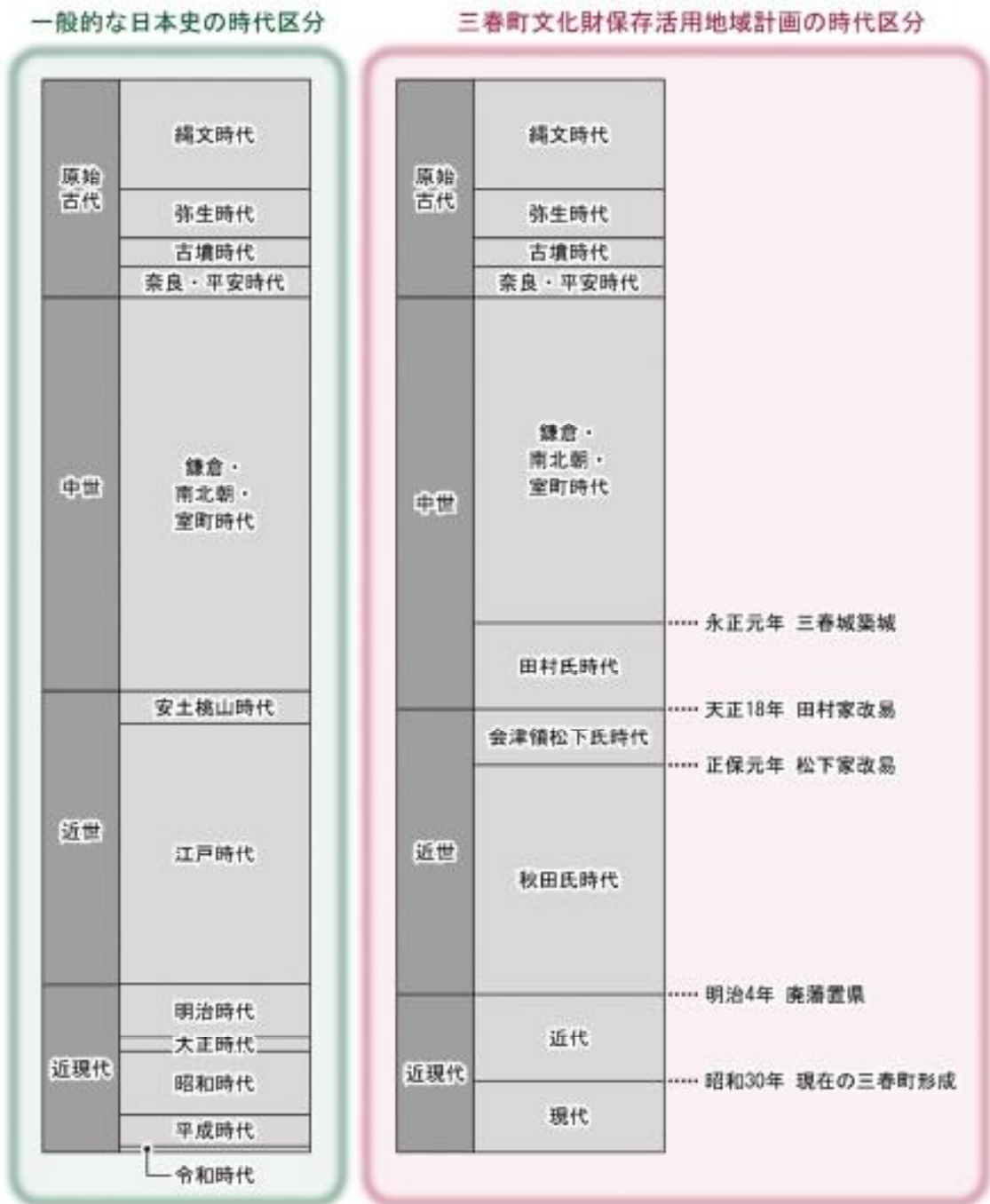
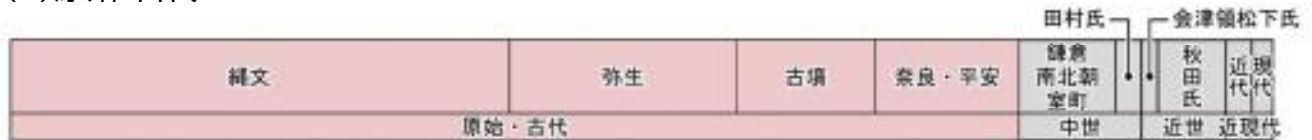


図 1-5：時代区分模式図 ※中世以降を拡大して表示

(1)原始・古代



①縄文時代

本町で人が暮らしていた痕跡は、縄文時代の草創期（約 16,000 年前～11,500 年前）から確認されています。春田・蛇石前・越田和遺跡（中郷地区）では草創期の土器が出土し、この 3 遺跡と行人沢遺跡（沢石地区）からは早期（約 11,500 年前～7,000 年前）から前期（約 7,000～5,500 年前）の竪穴式住居跡も発見され、大滝根川沿いに縄文時代の早い時期から人が暮らしていたことがわかります。

中期（約 5,500～4,400 年前）の後半になると遺跡の数が増加し、西方前遺跡（中妻地区）や仲平遺跡（中郷地区）等では、複式炉と呼ばれる大きな炉がある竪穴住居跡が発見されています。

後期（約 4,400～3,200 年前）になるとさらに集落が拡大し、西方前遺跡や柴原 A 遺跡、越田和遺跡（中郷地区）等のほかに、町の中心部の近世追手門前遺跡群（三春地区）でも竪穴住居跡が発見されています。また、住居の床に石を敷いた敷石住居跡や墓の周囲に石を並べた配石墓が、柴原 A 遺跡や西方前遺跡、さらに安達太良山を望む高地に位置する堂平遺跡（沢石地区）でも発見されています。

晩期（約 3,200～2,400 年前）になると遺跡の数が減り始めますが、西方前遺跡のほかに、北部の西姓内遺跡（要田地区）、宮信田遺跡（御木沢地区）等の遺跡が見つかっています。これらの遺跡では、縄文土器や石器のほかに、土偶や石棒のような祭礼の道具や、耳飾りのようなアクセサリも多数出土しています。

②弥生時代

北部の富沢吉田遺跡（沢石地区）で石包丁が出土していることから、この付近で稲作が行われた可能性があります。

③古墳時代

八坂・五本木・行人沢古墳（沢石地区）、へいどう壇・踊り壇・そや壇・坂之下・白光内・丸塚古墳（要田地区）、般若壇・泉田古墳（中妻地区）といった「古墳」、「壇」等と呼ばれる盛土遺構が確認されており、周辺が有力者の支配地であった可能性があります。

④奈良・平安時代

三春のような山間部にも、奈良時代以降は開墾が及ぶようになりました。前ノ久保・西方前・四合内 B・越田和・背上 A 遺跡（中郷地区）等からは、竪穴住居跡や掘立柱建物跡からなる小規模な集落跡が発見され、土師器や須恵器、鍬先、刀子、鉄鏃、鎌等の鉄製品が出土しています。

古代末頃には、三春を含む田村地方の主要部分が、田村庄と呼ばれる荘園として安積郡から独立しました。田村庄は紀伊熊野新宮の荘園で、郡山市南東部の守山を拠点とする田村庄司と呼ばれる一族が管理しました。

(2)中世

縄文	弥生	古墳	奈良・平安	鎌倉 南北朝 室町	田村氏	会津領松下氏
原始・古代				中世	近世	近現代

①鎌倉・南北朝・室町時代

鎌倉時代後期、文永 11 年 (1274) 年の元寇から戦乱が続き、南北朝の騒乱では田村庄司の宗家が南朝方として宇津峰城 (郡山市と須賀川市の境) を拠点に戦い、応永 3 (1396) 年に鎌倉公方の大軍により滅びました。戦乱で亡くなった地元の武士を供養して、板石供養塔婆 (板碑) が多く建てられました。

また、南北朝時代には、三春を記したと推測される「御春」が初めて記録として登場しました。三春城跡の発掘調査では 14 世紀から 15 世紀代の遺構・遺物が発見されており、荒町の法蔵寺が正応 2 (1289) 年に他阿弥陀真教によって開山されたと伝わることから、この頃には三春に小規模な城館が成立し、周囲に寺社も建立されるようになったと推測されます。

②田村氏時代(室町・安土桃山時代)

永正元 (1504) 年、田村地方を統一した田村義頭が居城を三春の大志多山に移して三春城 (舞鶴城) とし、守山から田村庄の総鎮守である大元帥明王、さらには日和田八丁目から菩提寺の福聚寺を移しました。田村氏は義頭から隆頭、清頭と代を重ねながら、田村地方から安積・岩瀬・塩松地方に支配を広げましたが、常陸の佐竹氏の北進により、周囲を佐竹勢に囲まれました。清頭には男子がなかったため、天正 7 (1579) 年に一人娘の愛姫を米沢城主伊達輝宗の嫡男・政宗に嫁がせ、伊達家との同盟を強化しました。天正 14 (1586) 年に清頭が急死した後は、田村家遺臣の活躍もあり、同 17 (1589) 年には伊達政宗が南奥羽を制覇しました。しかし、すでに中央は豊臣秀吉の時代になっており、翌 20 (1590) 年、政宗は小田原に参陣して秀吉の配下となり、参陣しなかった田村家は改易され、田村氏の時代は終わりました。

歴代の田村氏は、実沢の帝釈天 (現在の高木神社) を信奉し、銅鏡や華鬘、銅鑼等の金工品を奉納しました。また、画僧の雪村周継は、田村氏を頼って三春近郊の李田村に隠棲し、いくつかの作品を残して没しました。雪村が隠棲した庵は江戸時代に再建され、雪村庵と呼ばれています。この時代に、三春や近郊の農村に多くの寺社が開かれ、仏像等が納められ、さらに、田村四十八館とも呼ばれる城館が各村に築かれ、三春城の支城あるいは村の城として利用されました。

(3)近世

縄文	弥生	古墳	奈良・平安	鎌倉 南北朝 室町	田村氏	会津領松下氏
原始・古代				中世	近世	近現代

①会津領松下氏時代(安土桃山・江戸時代)

一年弱の伊達領の後に、三春は蒲生氏、上杉氏、再び蒲生氏の会津領の一部となり、守山城が利用された上杉氏前後の時期を除いて、蒲生家中でトップクラスの重臣が三春城代として赴任しました。蒲生家が改易され、寛永 4 (1627) 年に加藤嘉明が会津に入ると、嘉明の三男・明利が三春 3 万石を拝領しました。しかし、同時に二本松に入った嘉明娘婿の松下重綱の死去により、翌 5 (1628)

年に重綱の嫡子長綱が三春に入り、明利が二本松へ入れ替えになりました。

松下氏は、三春城の修築や城下町を整備し、菩提寺の州伝寺や光岩寺を建立して、近世三春の基礎を築きました。この時代に、城下町には浄土真宗や法華宗の寺院が建立され、城下から領内外を結ぶ街道も整備され、街道沿いの村々も、近世的な村に変わりました。

②秋田氏時代(江戸・明治時代)

正保元(1644)年に松下氏が改易されると、翌2(1645)年に常陸宍戸から秋田俊季が5万5千石で三春に入部しました。慶安2(1649)年、俊季の死去により、嫡男秋田盛季が家督しますが、その際、弟の季久に富沢村など5ヶ村5千石を分知して旗本秋田家を創出したため、三春藩は5万石となり、明治維新まで秋田氏11代が治めました。この間、5万石を治める武士とその家族の居住地、彼らの暮らしを支える商工業者の生業の場が整えられ、新たに藩主の菩提寺として龍穩院・高乾院、祈願寺の真照寺・宝来寺が建立されるなど、寺院や神社等も含めて城下町が整備されました。

また、新田開発にも力を入れましたが、阿武隈の高冷な狭い谷地での稲作には限界がありました。このため、藩は馬産や養蚕、葉煙草生産を奨励しました。これにより、農村で生育した馬や繭、葉煙草が城下町に集められ、市や仲買人を経て全国へ流通する商品の集散地として三春城下町は賑わいました。

秋田家は当初、俊季が徳川家光の又従兄弟であった血筋を活かして、譜代並大名として大坂や駿府城番など幕府の重要な役に就きました。しかし、18世紀前葉に、猫騒動⁶とも呼ばれる伝説を残した御家騒動を経て藩主の血脈も変わると、次第に幕府の公職からも離れました。その後は凶作や災害が打ち続き、幕府や領内外の富裕な町人・農民から借金を重ねる困窮した状態に陥ります。そんな中で明治維新を迎え、慶応4(1868)年の戊辰戦争では戦う経済力もなく、周辺諸藩の圧力で奥羽越列藩同盟に加わりませんが、新政府軍の到着を待って降伏し、無血開城を果たしました。そして、明治4(1872)年、廃藩置県で11代映季が藩知事を辞して東京へ移り、秋田氏時代は幕を降ろしました。

(4)近現代



①近代(明治・大正・昭和時代)

明治4(1871)年7月に誕生した三春県は、11月には平県に併合されて磐前県と改称し、同9(1876)年に現在の福島県が誕生しました。また、明治4(1871)年に戸籍法が制定されて翌年には戸籍が編製され、同6(1873)年から地租改正が進められました。明治11(1878)年には、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則の三新法が制定され、自治体や議会、税の基礎が成立し、現在の本町を構成する各大字が、近代の村として確立しました。そして、翌12(1879)年に田村郡役所が三春に置かれた前後に、丈量図・丈量帳が作られ、地券証が配布されることで、人や土地が正確に把握されるようになり、さらに同13(1880)年12月9日に三春町村は三春町と改称し、町政

⁶ 有名なけけ猫騒動は、佐賀藩で起こった藩主の相続問題をモデルにした話で、江戸時代後期に歌舞伎等で上演され流布されました。三春の猫騒動は三春藩主の後継ぎ問題を題材としており、三春藩家老の荒木内匠に罪を着せられた家臣の滋野多兵衛が、紫雲寺で切腹させられ、その場にいた猫が怨霊となって荒木の家を末代まで祟るという話です。

をスタートしました。その後、明治 22 (1889) 年の町村制施行に際して、各村々が合併し、沢石・^{さわいし}要田・^{かなめだ}御木沢・^{おぎさわ いわえ}巖江・^{なかつま}中妻・^{なかさと}中郷村が誕生しました。

こうした中で、下級武士出身の河野広中^{こうのひろなか}は、三春藩、若松県、福島県の吏員を歴任し、全国初の県会である福島県会の創設に尽力しました。そして、東京や高知、全国各所を巡って、自由民権運動を展開し、福島県会議長、自由党のリーダーとして活躍し、三春には政治結社の三師社^{さんししゃ}や思想教育施設の正道館を設立して運動の拠点としました。しかし、福島県令三島通庸^{みちつね}の弾圧により、明治 15 (1882) 年に福島事件、同 17 (1884) 年に加波山事件^{かばさん}がおき、多くの運動家が逮捕・処罰され、国会開設を前に運動は収束していきました。

江戸時代以来の馬産は、新たに西洋種と掛け合わせた馬が生産され、福島県産馬会社や各地につくられた産馬組合を中心に、軍馬や競走馬として流通しました。また、生糸生産が国策として勧められると、各農家による養蚕から、工場での製糸業へ移り、三春にも三盛社^{さんせいしゃ}等が設立され、海外への販売も展開しました。さらに、葉煙草生産も盛行し、明治 29 (1896) 年に煙草専売法が成立して葉煙草耕作が許可制になると、翌年には三春に葉煙草一等専売所が置かれ、その後も田村地方の葉煙草集荷拠点として賑わいました。

また、江戸時代の街道が県道として整備され、明治 24 (1891) 年に東北本線全線が開通すると、郡山駅から三春中心部を結ぶ三春馬車鉄道が開設されました。その後、大正 3 (1914) 年に平郡線^{へいぐん}（現在の磐越東線）郡山・三春間が開通すると、翌年には馬車鉄道は廃止されました。なお、大正 11 (1922) 年に三春滝ザクラが内務省から天然記念物に指定され、桜に対する保護・観光の視点が加わりました。

②現代(昭和・平成・令和時代)

昭和 28 (1953) 年成立の町村合併促進法に基づき、同 30 (1955) 年 4 月に三春町と沢石・要田・御木沢・中妻・中郷村が合併し、新しい三春町が誕生しました。その後、11 月に旧中妻村の一部が郡山市に編入され、旧巖江村の一部が郡山市から三春に編入し、翌 31 (1956) 年に下舞木の一部が三春町に編入しました。そんな中、旧要田村では分町運動が起こり、住民投票の結果、同 32 (1957) 年に半分以上が船引町に編入されましたが、住民の希望により同 38 (1963) 年に一部が三春町に編入される結果となりました。こうした経緯から、新しい三春町建設の基本方針は、地域格差を解消し、住民の融合を図り、農業生産都市を建設することとされ、道路の整備拡充、農林道の開発、消防事業や教育施設の整備等が掲げられました。

昭和 40 (1965) 年に役場庁舎が完成し、その後、三春駅前に栄町団地が造成され、柴原に大滝根^{おたきね}川浄水場、沼倉にごみ焼却場といった社会基盤が整えられ、公民館、町営グラウンド、武道館、各小中学校も順次整備されました。昭和 50 年代には、大平と南原に工業団地ができ、町民体育館や野球場、歴史民俗資料館も開設されました。昭和 60 年代には、岩手県一関市、アメリカ合衆国ライスレイク市と姉妹都市を結んで新たな交流が始まるとともに、岩江小学校で初めてオープンスペースが導入され、本町の教育方針による校舎整備が進められました。

平成になると、八島台や桜ヶ丘^{かみすき}、紙漉の里など住宅団地が造成され、磐越自動車道や田村西部工業団地も完成し、第 50 回国民体育大会を迎えました。さらに、郷土人形館やライスレイクの家、ばんとうプラザ、三春の里田園生活館、福祉会館といった施設も完成し、滝ザクラを訪れる観光客が爆発的に増え始めたのもこの頃でした。そして、平成 10 (1998) 年に三春ダムが完成すると、中心市街地の道路や施設整備も一段落しました。こうした中で人口増加のピークを迎え、その後は少子

高齢化・人口減少が社会問題となりはじめ、同 19（2007）年には福島県立三春病院が、指定管理者が運営する町立三春病院に変わりました。そして、同 23（2011）年 3 月に東日本大震災が発生し、道路や建物に被害をうけるとともに、原子力発電所事故による浜通りの被災者の方々を受け入れ、^{えげのこし} 恵下越や^{しごうだ} 四合田に被災者向けの団地も造成されました。平成 20 年代には、町中心部の桜川が改修され、大型商業施設が移転・新築されました。また、町内の中学校の再編が進み、貝山に新設された三春中学校と岩江中学校の 2 校となりました。令和になると、老朽化した役場庁舎が隣接地に新築され、今後は小学校の再編が進められる予定です。

※写真等を追加予定

4. 地区の概要

(1) 三春地区

三春地区は旧城下町にあたり、位置的にも歴史・文化の側面からも本町の中心的な地区です。自然豊かな丘陵に守られ、里山と共存して発展しました。

周囲は、北西が御木沢地区、北東が要田地区、南が中郷地区とわずかに中妻地区と接する部分があるほか、西は郡山市西田町（旧逢隈村）に囲まれています。地区内は、江戸時代にあった6つの町人町を拡大した大町、中町、八幡町、北町、荒町、新町と、駅南部土地区画整理事業により平成元年に竣工した住宅団地である八島台の7区に区分されています。全体のやや東よりの中央に、三春城があった大志多山が所在し、その南麓を東から西へ桜川が流れています。

江戸時代には城の回りを武家屋敷が囲み、その周囲を巡る谷とそこから派生する谷筋が街道でした。そして、街道沿いに6つの町人町が設けられ、その延長上の町周縁部に下級武士の組屋敷が置かれ、さらに街道に直交する支谷奥の高台に寺社が点々と配置されました。この寺社の裏にあたる町の外周を城壁のように丘陵が巡るため、城下町から他の地区へ出るには、小規模な峠を越えることになりました。

近代以降は、武家屋敷や組屋敷が一般の住宅地に替わりますが、地形の規制もあり、現在もこの配置がおおよそ継承されています。また、武家屋敷の奥には畑地が配され、周辺部には田畑も多く、三春地区は現在も町と山林（里山）が近接する田園都市です。



図 1-6：三春地区 ※赤字は第 2 章「4. 地区の宝物の概要」掲載の建造物等
(地理院地図 Vector を加工して作成) ※精査中

(2) 沢石地区

沢石地区は、本町の最北部に位置する地区です。江戸時代の富沢・実沢・青石村の3村から「沢」と「石」をとって命名されました。

田村郡の北部から安達郡へと流れる移川の流域に当たり、さらに富沢は現在の本町域では唯一の5000石領の村であるためか、本町の中では独特の歴史や文化を継承する地区です。位置は、富沢の東に実沢、実沢から移川を隔てた北側が青石です。周囲は、西から北側が本宮市（安達郡旧白岩村）、二本松市（旧新殿村）、東側は田村市（旧瀬川村、旧文珠村）、南側は要田地区に囲まれています。

元来は、米、麦の栽培と養蚕が盛んだった地区で、現在も地域の信仰が篤く、寺社の数も多く、結束力が強いとともに、ホタルの自生地が点在する自然豊かな地区です。



図 1-7： 沢石地区 ※赤字は第 2 章「4. 地区の宝物の概要」掲載の建造物等
(地理院地図 Vector を加工して作成) ※精査中

(3)要田地区

要田地区は、本町の北東に位置する地区です。江戸時代の熊耳・笹山・荒和田・南成田・北成田の5村が合併し、中心に当たる熊耳の小字要田を村名としました。

八島川の上流にあたり、西側を三春・御木沢地区、北西角が本宮市（安達郡旧白岩村）、北が沢石地区、東を田村市（旧文珠村）に囲まれています。合併時の分村により、主に南東よりの旧荒和田村と旧笹山村（本町内は小字名だった庄司を大字とする）の大部分と旧熊耳村の一部が田村市となりました。

元来は、米・麦・葉タバコと養蚕が盛んだった地区です。熊耳は、一部が田村市域になりますが、国道288号線が通り、JR 要田駅や磐越自動車道船引三春インターチェンジがあり、アクセスが良いことから、大平工業団地が造成され、多くの企業が活動しています。農村地帯と工業団地が隣接する地区です。

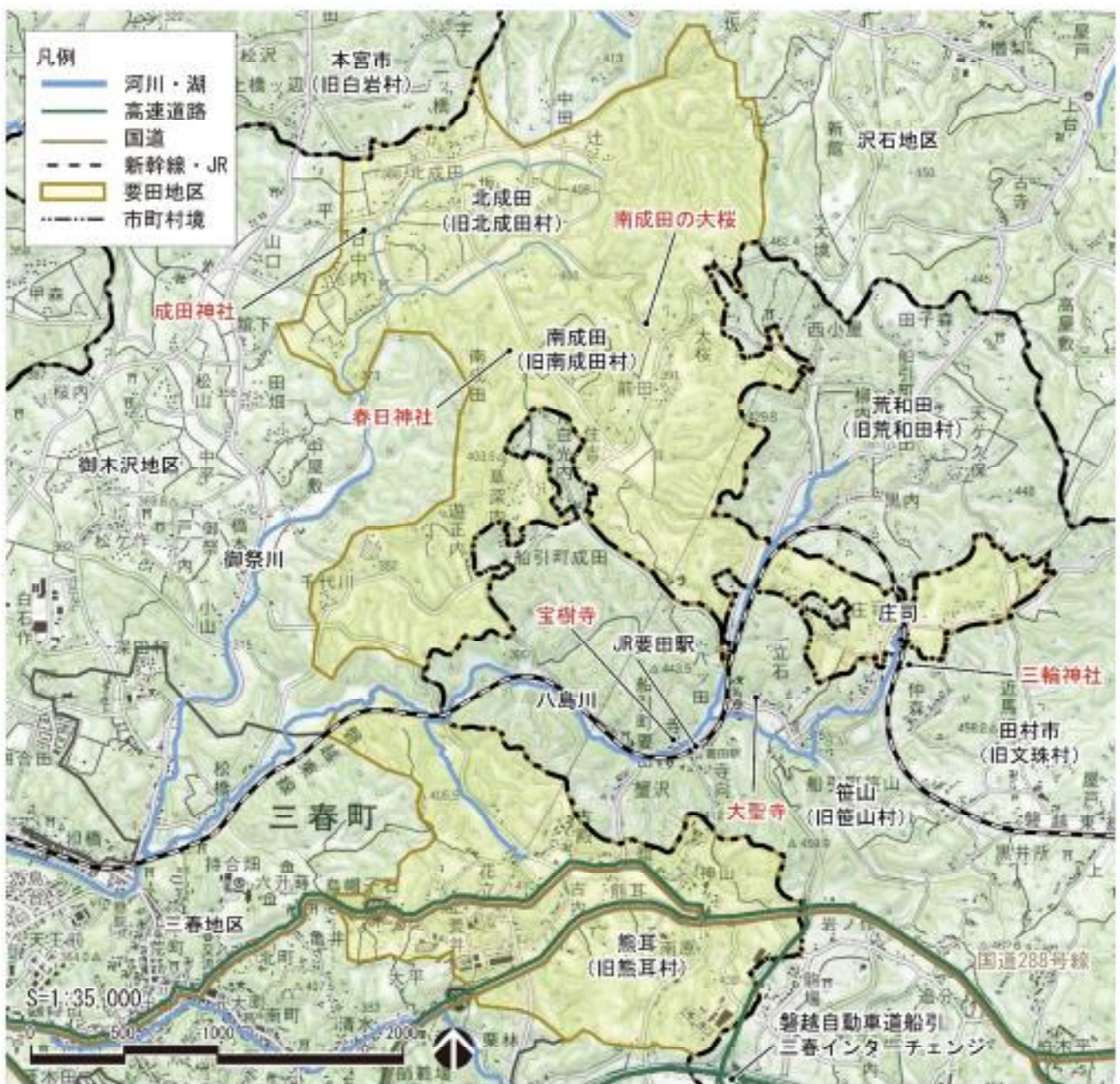


図 1-8：要田地区 ※赤字は第 2 章「4. 地区の宝物の概要」掲載の建造物等
(地理院地図 Vector を加工して作成) ※精査中

(4)御木沢地区

御木沢地区は、三春地区の西に接し、本町の北西にあたる地区です。江戸時代の御祭・七草木・平沢の3村それぞれから「御」「木」「沢」として命名されました。

三春地区北西の担橋で八島川を渡ると平沢で、これを西に進むと JR 三春駅前を通過して、郡山市西田町(旧逢隈村、旧高野村)となります。八島川は、担橋の北 50m 程度上流で御祭川と合流し、この御祭川を北上すると、御祭、そして七草木となり、七草木の北は、本宮市(安達郡旧白岩村)となります。また、御祭・七草木の東側は要田地区と接しています。

元来、米、麦、葉タバコ、養蚕といった農業が盛んな地域で、JR 三春駅周辺は、昭和期に栄町団地が造成され、物流関連の事業所もありましたが、平成以降は駅前よりも広い土地を確保しての平沢工業団地や御祭団地の開発も進み、一定の人口が確保できていることから、御木沢小学校は存続が予定されています。

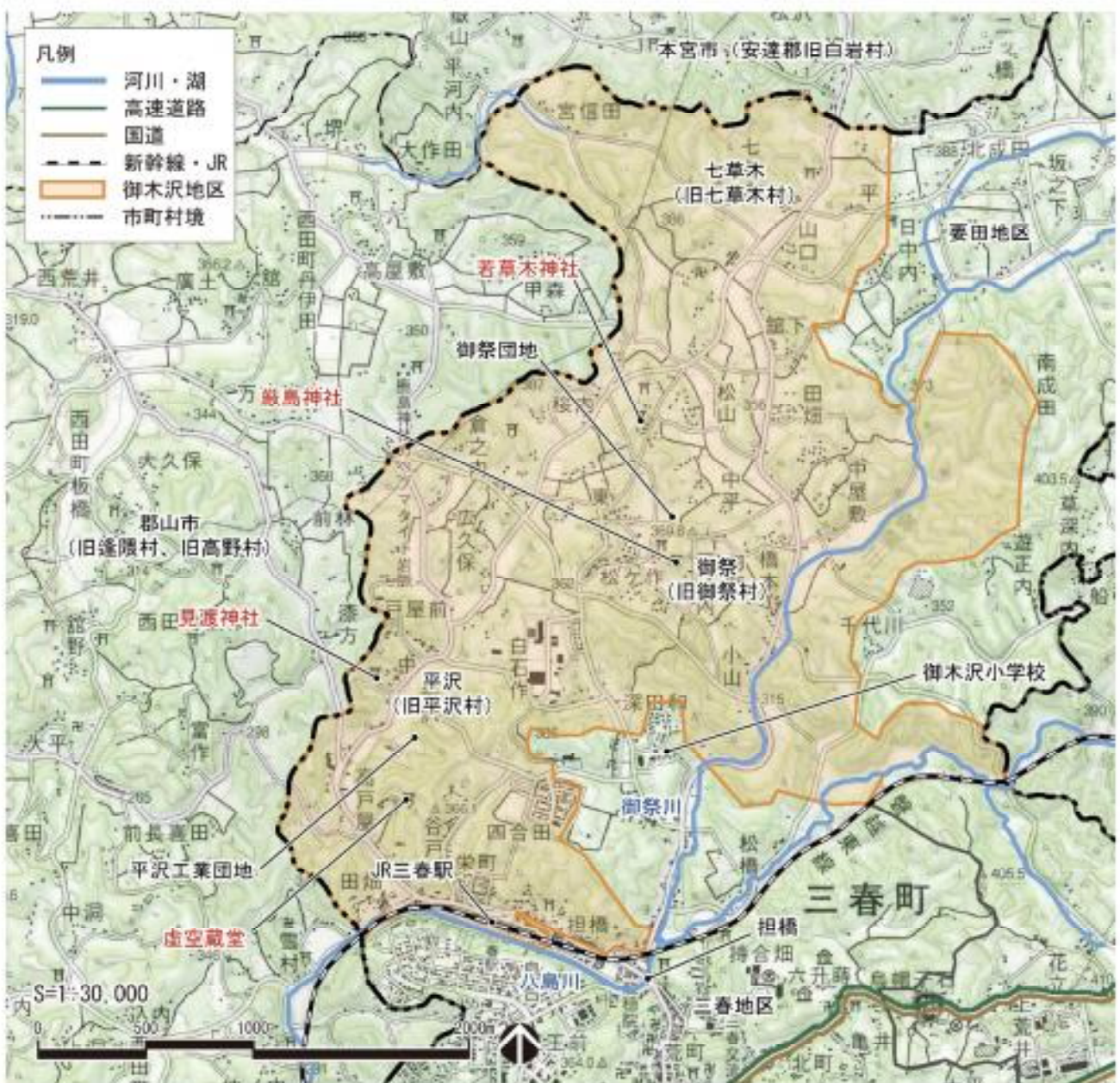


図 1-9：御木沢地区 ※赤字は第 2 章「4. 地区の宝物の概要」掲載の建造物等
(地理院地図 Vector を加工して作成) ※精査中

(5)岩江地区

岩江地区は、本町の西部に位置する地区です。現在三春町である山田・上舞木・下舞木の3村のほか、白岩・下白岩・阿久津・安原・横川・芹沢・根木屋・南小泉・北小泉の9村が合併して、旧巖江村が誕生しました。旧巖江村は江戸時代に守山藩であったため、三春藩領域とはやや異なる文化が形成されました。

地区北東部の山田は、桜川を境に中妻地区と区画されますが、この桜川が上舞木、下舞木の中央を流れ、南側で昭和の合併時に分かれた郡山市舞木町と入り組んだ区画となっています。ほかの周囲は、山田の北側が旧逢隈村で、山田・上舞木の東側が中妻地区であるほかは、現在の郡山市域となる旧巖江村と接しています。

国道288号線が通り、合併で町域ではなくなりましたがJR舞木駅もあり、郡山市内への通勤通学に便利であることから、民間の住宅地の開発が盛んな地区です。このため、本町内では少子高齢化・人口減少のスピードが遅い地区ですが、新しい住民の割合が多い分、歴史や文化の継承が難しい地区でもあります。

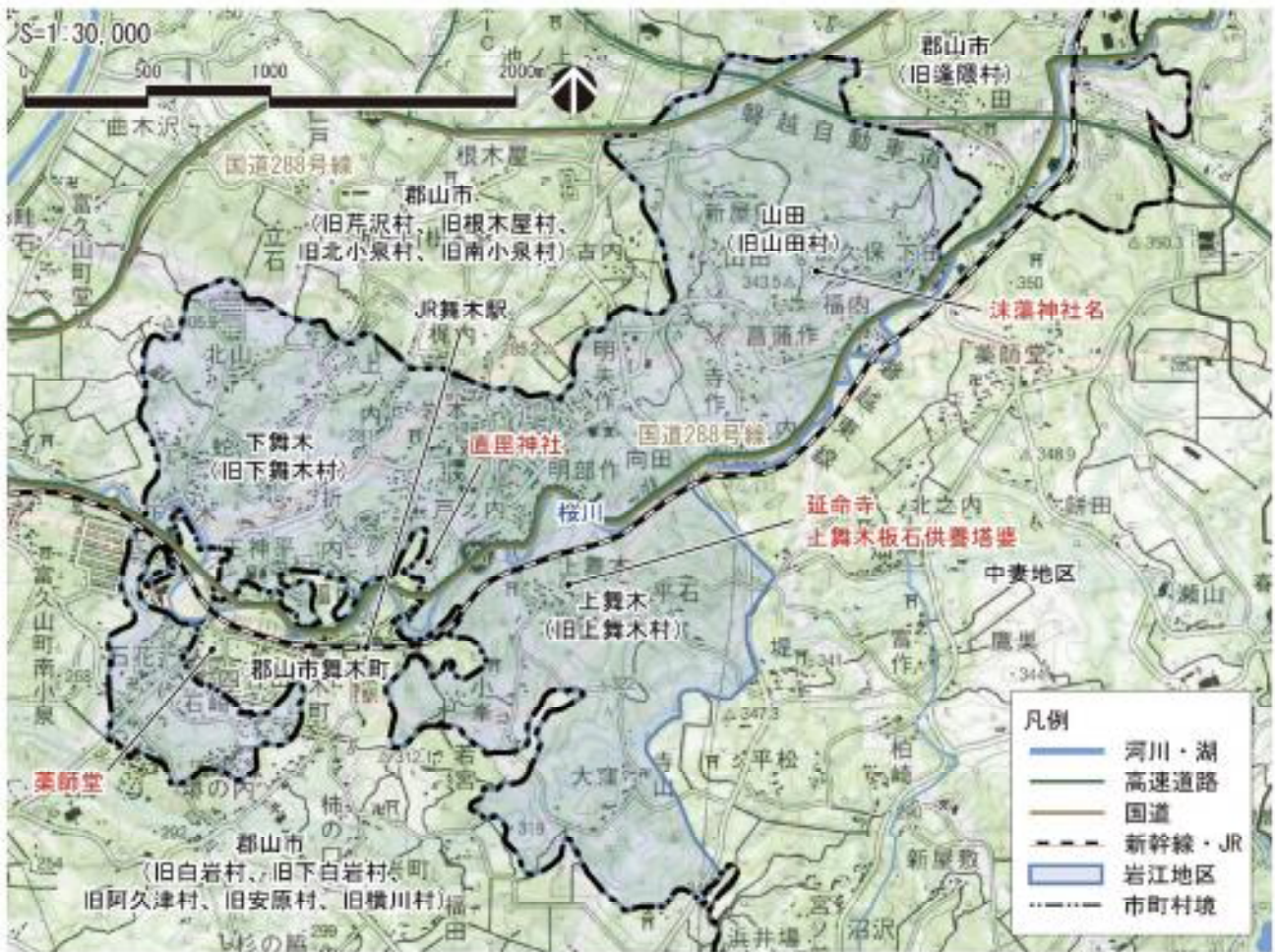


図 1-10 : 岩江地区 ※赤字は第 2 章「4. 地区の宝物の概要」掲載の建造物等
(地理院地図 Vector を加工して作成) ※精査中

(7)中郷地区

中郷地区は、本町の南東側に位置する地区です。芹ヶ沢・込木・柴原・滝・蛇石・樋渡・根本・過足・狐田・春田・蛇沢・貝山・楽内の14村が合併して、中世の伝承郷名である中郷村を名乗りました。

旧城下町の東縁に位置する芹ヶ沢・楽内・貝山の一部分が桜川の流域にあたるほかは、本町南部を東から西へ流れる大滝根川の流域に位置します。東側は、北から芹ヶ沢、込木、柴原、滝、蛇石、樋渡、根本と続き、西側は南から過足、狐田、春田、蛇沢、貝山、楽内で、全体の東側が田村市（旧芦沢村）、南が郡山市（旧御館村、旧宮城村）で、西が中妻地区、北が三春地区にあたります。

元来は、米・麦・葉タバコと養蚕が盛んでしたが、三春ダムの建設で水没した地域や宝物も多く、三階滝や不動滝といった名所が失われ、景観が一変しました。また、区の大部分が水没した春田・蛇沢の移転先として、大字春沢が新設されました。

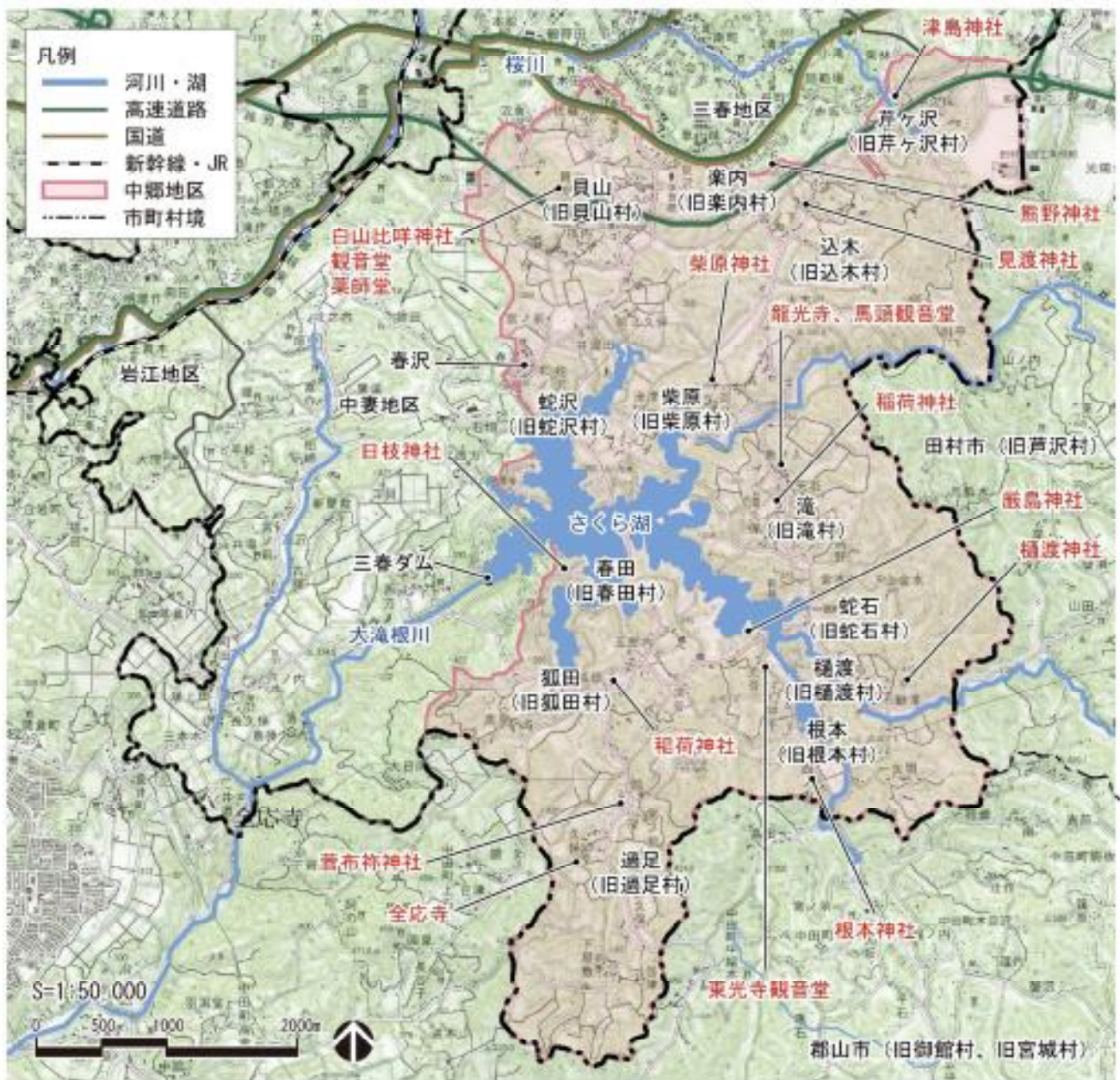


図 1-12 : 中郷地区 ※赤字は第 2 章「4. 地区の宝物の概要」掲載の建造物等
(地理院地図 Vector を加工して作成) ※精査中

第2章 三春町の宝物の概要

1. 指定等文化財

令和7(2025)年7月1日時点、文化財保護法、福島県文化財保護条例、三春町文化財保護条例に基づく本町の国・県・町指定ならびに登録文化財は、合計106件を数えます。国指定が2件で中山家住宅(建造物)と三春滝ザクラ(植物)、県指定が2件で光岩寺の木造阿弥陀如来立像(彫刻)と福聚寺の田村氏掟書(古文書)、国登録が2件で旧吉田家住宅主屋・紫雲閣(建造物)、それ以外の100件が町指定です。

類型で見ると、有形文化財が71件で最も多く、民俗文化財が20件、記念物が15件で、各々の内訳は表2-1のとおりです。無形文化財、記念物(名勝地)、文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定・登録はなく、無形文化財及び無形の民俗文化財の国の記録選択もありません。また、文化財の保存技術の選定はありません。なお、現在の三春町文化財保護条例には文化的景観の規定がありません。

内容で見ると、106件の指定等文化財の中で、信仰に関わるものが合計79件にのぼります。寺院や神社が所蔵あるいはその敷地内に所在するもの(有形文化財、記念物)が61件、神社で奉納される獅子舞や神楽(無形の民俗文化財)が12件、境内地以外に建つ供養塔(有形文化財の歴史資料)が6件です。これは、本町の歴史や文化が、寺社や地域の信仰に支えられる部分が大きかったことでもあります。把握や管理がしやすい物件から指定されている可能性もあります。

表2-1：三春町の指定等文化財件数⁷(令和7(2025)年7月1日時点)

類型		国指定・選定	国選択	県指定等	町指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	1	—	0	4	2	7	
	美術工芸品	絵画	0	—	0	8	0	8
		彫刻	0	—	1	15	0	16
		工芸品	0	—	0	5	0	5
		書跡・典籍	0	—	0	4	0	4
		古文書	0	—	1	5	0	6
		考古資料	0	—	0	1	0	1
	歴史資料	0	—	0	24	0	24	
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	0	7	0	7	
	無形の民俗文化財	0	0	0	13	0	13	
記念物	遺跡	0	—	0	8	0	8	
	名勝地	0	—	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	—	0	6	0	7	
文化的景観		0	—	—	—	—	0	
伝統的建造物群		0	—	—	0	—	0	
文化財の保存技術		0	—	—	—	—	0	
合計		2	0	2	100	2	106	

0：該当なし ー：制度なし

※認定申請時にはR8年3月時点の件数を記載予定

⁷ 表の件数には含まれていませんが、ほかに重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)により認定された国の重要美術品が2件あります。

地区別でみると、本町の106件の国・県・町指定文化財及び国登録文化財のうち、その約70.8%にあたる75件は三春地区に集中しています。

表2-2：三春町の地区別の指定等文化財件数（令和7(2025)年7月1日時点）

類型	三春			御木沢			沢石			要田			中郷			中妻			岩江			合計				
	国指定	県指定	町指定	国登録	国指定	県指定	町指定	国登録	国指定	県指定	町指定	国登録	国指定	県指定	町指定	国登録	国指定	県指定	町指定	国登録	国指定		県指定	町指定		
有形文化財	建造物	0	0	4	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	美術工芸品	絵画	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		彫刻	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	16
		工芸品	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		書跡・典籍	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		古文書	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
		考古資料	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		歴史資料	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	1	0	24
無形文化財	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	4	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	無形の民俗文化財	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1	0	13	
記念物	遺跡	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8	
	名勝地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
文化的景観	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0		
伝統的建造物群	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-	0		
合計	0	2	71	2	0	0	2	0	1	0	10	0	0	0	1	0	1	0	5	0	0	9	0	106		

2. 未指定文化財

未指定文化財の把握は、令和6（2024）年度に実施したアンケート調査と地区ワークショップ、「国土利用計画（第2次三春町計画）」（平成28(2016)年、三春町）策定の過程で実施した調査、昭和53（1978）年度から同55（1980）年度にかけて実施した絵馬の悉皆調査、同54（1979）年度に実施した近世社寺建築緊急調査、福島県埋蔵文化財包蔵地台帳等から行いました。

令和7（2025）年7月1日時点で、把握している本町の未指定文化財は931件であり、その内訳は表2-3のとおりです。なお、遺跡273件のうち232件は、台帳に登録された埋蔵文化財です。⁸

類型でみると、最も多いものは遺跡で全体の29.3%、次いで建造物で27.5%、次いでその他（地名、方言等）で15.1%です。

地区でみると、中郷地区が最も多く全体の21.7%、次いで中妻地区が15.1%、沢石地区が14.3%、最も少ない地区が三春地区で11.1%です。三春地区は、指定等文化財が集中しているため、アンケート調査や地区ワークショップ、「国土利用計画（第2次三春町計画）」の調査では、あまり多くの未指定文化財が挙げられなかった可能性があります。

⁸ ここでは、史跡に指定されていない埋蔵文化財包蔵地を、未指定の遺跡に加えています。

表 2-3：三春町の未指定文化財件数（令和 7(2025)年 7 月 1 日時点）

類型		三春	御木沢	沢石	要田	中郷	中妻	岩江	全域	合計	
有形文化財	建造物	23	36	38	34	57	34	34	0	256	
	美術工芸品	絵画	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		彫刻	1	5	4	6	3	4	0	0	23
		工芸品	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		書跡・典籍	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		古文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歴史資料	2	2	2	0	1	2	2	0	11		
無形文化財	0	0	0	1	0	0	0	0	1		
民俗文化財	有形の民俗文化財	12	12	22	8	19	11	8	1	93	
	無形の民俗文化財	6	5	1	5	8	6	6	0	37	
記念物	遺跡	20	31	32	33	80	52	25	0	273	
	名勝地	2	0	0	1	3	2	6	0	14	
	動物・植物・地質鉱物	15	5	15	7	10	6	3	0	61	
文化的景観	3	0	5	0	5	2	2	0	17		
伝統的建造物群	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
その他	16	10	14	23	16	22	20	20	141		
合計		103	107	133	118	202	141	106	21	931	

全域：方言等の町全域に関わるもの

※認定申請時には R8 年 3 月時点の件数を記載予定

※今は地区ごとになっているが今後まとめる可能性あり

3. 類型ごとの概要と特徴

(1)有形文化財

①建造物

建造物は、主に江戸時代のもので、江戸時代中期の民家である中山家住宅が国指定のほか、真照寺の古四王堂、田村大元神社の境内末社2社と表門といった寺社建造物と、18世紀末頃に建築された藩講所の表門があります。近年、明治期に富裕な商人が自宅と離れとして建設した旧吉田家住宅の主屋と紫雲閣が国の登録有形文化財となりました。

未指定文化財は、旧城下町の龍穩院や天沢寺の本堂、馬頭観音堂、愛宕神社拝殿といった寺院や神社の建造物が江戸時代後期の建築であるほか、周辺農村を含めて近代の寺社建築が多数残されており、虹梁や柱等に優れた彫刻が施された建造物が多く見られます。また、南町にある洋風建造物・旧遠藤医院や弓町の遊郭跡など、近代の優れた建造物が残されています。なお、旧城下町をはじめ周辺農村には、江戸時代後期から近代の建築と推定される多数の古い土蔵や民家が残されています。さらに、近代化遺産として移川の水力発電所の関連遺構や、現代の三春ダムや関連施設、本町出身の建築家である大高正人の設計による公共施設といった建造物もあります。

②美術工芸品

ア. 絵画

絵画は、仏画や僧侶の肖像画のような仏教の信仰に関わるものが中心です。ほかに、戦国時代に晩年を三春で過ごした画僧・雪村周継せつそんしゅうけいによる奔馬図や達磨図、主に近代の三春で活躍した高倉旭城たかくらあきぎょうによる滝桜図もあります。

未指定文化財は、江戸時代後期の三春藩士で明治期も活躍した中村寛亭が、鶴や人物画を中心に多数の作品と弟子を残しています。同じく三春藩の駒奉行等を勤めた徳田氏は、好時、好展、甘露の3代に渡って研山と号し、絵馬を中心に馬の絵を多数残しています。ほかに、明治から昭和前期に活躍した画家の作品も多く伝わっています。

イ. 彫刻

彫刻は、16点全てが高僧を含めた仏像で、真照寺や法蔵寺等に多く、光岩寺では本尊が県指定(国認定重要美術品)のほか、脇侍仏2点があります。

未指定文化財は、城下町だけではなく周辺農村の寺院や仏堂に、江戸時代と推定される仏像が多数伝わっています。

ウ. 工芸品

工芸品は、高木神社に田村氏が帝釈天に奉納した金工品4点が伝わっているほか、県指定の銅製鱧口わにぐちもありましたが、盗難に遭って昭和46年に指定解除されました。また、永仁3年(1295)の銘をもつ田村大元神社の銅製松喰鶴鏡は国認定の重要美術品です。

未指定文化財は、各地の寺院や神社に、江戸時代の銅鏡や鱧口わにぐち、鉦かね、華鬘けまん等の金工品が多数伝わり、江戸時代の藩士や町・村の役人等の子孫の家に、膳や椀等の漆器や陶磁器の優品も伝わっています。また、張子細工の三春人形や木工品の三春駒、三春羽子板といった郷土玩具類も優品がたくさん残されており、三春の文化を象徴する宝物です。ほかに、江戸時代から大正時代にかけて、城下の丈六で藩の瓦師である江幡氏が丈六焼と呼ばれる瓦質土器を制作し、祠や狛犬、恵

比寿・大黒等の人形が各所に伝わっています。

工. 書跡

書跡は、3点とも江戸時代の高僧の墨跡等で、福聚寺と高乾院の所蔵です。

未指定文化財は、寺院や神社に高僧の書が多数伝わり、旧藩士や上級町人の家には藩主一族の書も伝わっています。また、三春周辺には自由民権運動を経て国会議員となった河野広中の揮毫が多数伝わっています。

オ. 典籍

典籍は、高乾院の仏教典籍 1,710 点です。

未指定文化財は、江戸時代の藩講所で所蔵した約 2,600 点の和漢の典籍と、それを引き継いだ自由民権運動の学校である正道館や近代の三春小学校の図書を三春町歴史民俗資料館で保管しており、貴重な宝物です。

カ. 古文書

古文書は、県指定の田村氏掟書をはじめとして、主に戦国時代の田村氏に関係するものが4件と、江戸時代前期の雪村庵再建に関わる文書のほか、三春藩主秋田家の祖に関連する文書が指定されています。

未指定文化財は、浪岡・細川・植田・湊・橋村家等旧三春藩士の家や、川又・春山・橋元家等町役人の家、木幡・平沢家といった庄屋の家の古文書群を、歴史民俗資料館で多数保管しています。

キ. 考古資料

考古資料は、縄文時代の大規模な集落跡である西方前遺跡の出土品のうち、晩期末葉の墓跡と推定される第94号土坑から一括出土した土偶1点と土器7点が指定されています。

未指定文化財は、福島県教育委員会が所蔵する柴原A遺跡から出土したハート形土偶が貴重な資料です。

ク. 歴史資料

歴史資料は、主に仏教関係と城・城下町・大名に関わるものが指定されています。仏教関係は、真照寺に伝わる中世の経典等の写しと、江戸時代初期を中心とする福聚寺・高乾院に伝わる禅僧の印可證文群と、高乾院の古文書等があり、ほかに周辺農村部に点在する板石供養塔婆等が6件指定されています。また、三春城と城下の絵図が3件、三春城の鯨瓦と鬼瓦が各1点、龍穩院に伝わる秋田肥季夫人が使用した姫駕籠（女乗物）や、三春藩主秋田家の子孫から寄贈された甲冑や鞍、大礼服など9点があるほか、明治期に河野広中が三春小学校へ寄贈したブリタニカ百科事典もあります。

未指定文化財は、江戸時代後期から明治時代にかけて三春周辺で盛んに学ばれた和算に関連して、寺社に奉納された算額や、和算から発達した技術で領内の村々を測量をした三春藩絵図方の資料があります。

(2)無形文化財

無形文化財の指定等はありませんが、未指定文化財としては三春人形の制作技術があります。

(3)民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、三春大神宮の10面、馬頭観音堂の9面、天日鷲神社の2面、巖島神社の1面の絵馬と、三春大神宮の木彫品である白馬像が指定されています。

未指定文化財は、江戸時代から近代にかけて奉納された絵馬が多数伝わっており、三春での馬産の振興がうかがえます。こうした馬産のほかに、養蚕、葉煙草や菅笠といった特産品の生産・流通や、農業に係る道具、さらに職人や商売に係る道具が多数伝わっています。

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、太々神楽が3件、三匹獅子舞が5件、長獅子舞が3件のほかに、盆踊りと水かけ祭りが指定されています。このほかに、地域で行われている念仏講（数珠廻し）や天神講、えびす講、伊勢講、古峰神社講等の講が伝わっています。

未指定文化財は、食として、索麺や油揚げ、ゆべしといった伝統的な商品や、餅や団子といった家庭料理、ブルーベリーやピーマン（グルメンチ）といった最近の農作物があります。

(4)記念物

①遺跡

遺跡は、田村・加藤・松下・秋田氏に関わる大名墓5件のほか、堂平遺跡の敷居住居跡と三春城址が史跡に指定されています。

未指定文化財のうち、埋蔵文化財は、232件が埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されています。性格や時代が異なる遺跡が同じ場所で重複する複合遺跡があるため合計数が多くなりますが、種別では集落跡を含めた散布地が162件、古墳・塚が28件、城館跡が29件、板石供養塔婆など石造物が11件、焼物の窯跡である生産遺跡が2件あります。時代別では、縄文時代が70件、弥生時代が2件、古墳時代が13件、奈良時代が64件、平安時代が118件、中世が39件、近世が35件、近代が3件、不明が26件となります。なお、本調査を行っていない遺跡は奈良時代と平安時代の区分が難しいため、奈良時代の遺跡は全て平安時代まで継続している形で登録されています。そして、古墳時代では、集落跡は確認されておらず、全てマウンドを持つ古墳状の遺構で、これらは中近世の塚の可能性もあります。また、全体の割合としては多くありませんが、近世が35件、近代も3件の遺跡が登録されており、他の市町村と比べると高い比率です。

未指定文化財は、ほかに、来光院跡に残る百杯宴碑や、庚申塔、日待・月待塔、顕彰碑や忠魂碑といった石塔・石碑があらこちらにあります。また、おおよそ江戸時代の村毎に所在する城館跡は、本町の歴史を構成する重要な遺跡です。

②名勝地

名勝地の指定等はありませんが、未指定文化財としては井戸や泉、近世のため池、明治時代に開かれた小鳥山公園等の名勝地があります。

③動物・植物・地質鉱物

動物の指定等はありませんが、未指定文化財としては主に沢石地区にホタルの生息地が多数確認されています。大部分はヘイケボタルですが、一部ゲンジボタルを見ることができる生息地もあり

ます。

植物は全て樹木で、三春滝ザクラ（国指定）をはじめとしたサクラが3件のほか、モミ、イヌシダ、ケヤキ、ブナが1件ずつあります。真照寺のイチイは平成17（2005）年の大雪で毀損し、指定解除となりました。滝ザクラと愛宕神社のケヤキ、南成田の大桜、白山比咩神社のブナは、福島県農林水産部が所管する「緑の文化財」にも登録されています。

未指定文化財には、「緑の文化財」であるサクラとヒイラギが各1件とイチイ並木、三春大神宮の森といった樹木群があります。サクラについては、三春さくらの会が、桜の名木として町指定文化財の2本を含めた25本を指定し、標柱を設置して保護しています。このほかにも町内各所に多数の桜樹があり、各地区でそれらを紹介する地図を作成する等、三春の文化を象徴する樹木であることから、本町は枝垂れ桜を町の木としています。これに対して、町の花は、阿武隈高地に自生するツツジ（サツキ）の栽培品種の松波で、以前は盆栽として栽培する愛好家がたくさんいましたが、近年は減少しています。

地質鉱物の指定等はありませんが、未指定文化財としては、三春城跡の城山中腹で確認できる白河層下部の礫層や、一本松地内等で産出していた結晶質石灰岩があります。

(5)文化的景観

文化的景観の選定はありませんが、未指定文化財としては、各地区で開催したアンケート調査やワークショップで、三春城跡から望む風景や、農村部の集落や田園の風景等が挙げられています。

(6)伝統的建造物群

伝統的建造物群の選定はありませんが、未指定文化財としては、弓町の遊郭跡が相当します。

(7)その他

その他の宝物は全て未指定文化財で、墓地や地名、伝承、方言等があります。墓地については、町内各所に古い石碑を遺す共同墓地や旧墓地があり、地域で利用していた棺台のような葬具を保管する施設が併設される場合もあります。また、町内各所にいわれのある地名や昔話等の伝承、本町独特の方言も伝わっています。

※写真等を追加予定

4. 地区の宝物の概要

(1) 三春地区

三春地区の鎮守は、大町が王子神社、中町が愛宕神社、八幡町が八幡神社、北町が北野神社、荒町が八雲神社（旧牛頭天王）、新町が田村大元神社（旧大元帥明王）で、各区で祭礼が行われ、近代以降は三春大神宮（旧神明宮）が三春地区全体の鎮守として、八島台を含めた各区で山車や神輿を奉納しています。寺院は、曹洞宗の龍穩院（荒町）、天沢寺・州伝寺（新町）、臨済宗の福聚寺（中町）、高乾院（荒町）、浄土宗の紫雲寺（大町）、光岩寺（北町）、時宗の法蔵寺（荒町）、真言宗の真照寺（新町）、浄土真宗の光善寺（荒町）、日蓮宗の法華寺（八幡町）、天台寺門宗の華正院（馬頭観音堂、荒町）の12ヶ寺があります。ほかにも地藏堂や薬師堂などの仏堂や祠が多数残されていますが、江戸時代はこの2倍以上の寺社があったようです。

指定文化財は、県指定の有形文化財として阿弥陀如来立像（光岩寺）と田村氏掟書（福聚寺）があります。町指定は、藩講所表門や田村大元神社の表門や境内末社といった建造物のほか、各寺院の仏像・仏画をはじめ、たくさんの絵画・彫刻・古文書・歴史資料等が指定されています。有形の民俗文化財は、三春大神宮に奉納された白馬像や絵馬群、馬頭観音堂に奉納された絵馬群があり、無形の民俗文化財は、三匹獅子舞（田村大元神社）、長獅子舞（八幡神社、田村大元神社、八雲神社）が指定されています。また、史跡として三春城趾と、三春を治めた大名で田村家（福聚寺）、松下家（州伝寺、光岩寺）、秋田家（高乾院、龍穩院）それぞれの墓所があり、ほかに天然記念物は、八十内公園のかもん桜、三春大神宮のモミ、愛宕神社のイヌシデ・ケヤキがあります。

(2) 沢石地区

沢石地区の大字の鎮守は、富沢が天日鷲神社（旧鷲大明神）、実沢が高木神社（旧天王宮あるいは帝釈天）、青石が稲荷神社で、寺院は、ともに曹洞宗の宝伝寺（富沢、十一面観音堂）、瑞祥寺（実沢）がありますが、明治維新後、多くの住民が神道に改宗した地区でもあります。特に高木神社は、三春城の北東の鬼門を護る帝釈天が祀られ、戦国時代の田村氏をはじめ、代々の城主が信仰しました。

指定文化財は、国指定の中山家住宅（富沢）をはじめ、町指定は有形文化財で高木神社に田村氏が奉納した銅鏡、華鬘、銅鑼などの金工品（歴史民俗資料館寄託）、有形の民俗文化財は天日鷲神社奉納絵馬2面（富沢、1面のみ歴史民俗資料館寄託）と、無形の民俗文化財で垢潜（火雷神社と天日鷲神社）と高木神社の三匹獅子舞、富沢の太々神楽があります。ほかに、本町内で最も標高の高い念仏壇へ続く尾根筋上で、安達太良山を望む高所に営まれた縄文時代の集落跡・堂平遺跡の敷石住居跡があります。

(3) 要田地区

要田地区の大字の鎮守は、北成田が成田神社、南成田が春日神社、笹山が三輪神社、熊耳が熊野神社（旧熊王子権現）で、寺院は、臨済宗の宝樹寺（熊耳）、真言宗の大聖寺（笹山）がありますが、ともに現在は田村市域です。合併により田村市域と宝物を共有する、複雑な地区といえます。

地区の中心部が田村市に合併したため、指定文化財は町指定天然記念物の南成田の大桜ですが、大桜を地域で保存する「南成田の大桜を守る会」や三輪神社と笹山神社で神楽を継承する「三輪神社神楽保存会」が活動しています。

(4)御木沢地区

御木沢地区の大字の鎮守は、平沢が見渡神社、御祭が巖島神社(旧弁財天)、七草木が若草木神社(旧王子権現)で、平沢・御祭には寺院はなく、七草木に真言宗の阿弥陀院尊陽寺がありました。令和6(2024)年に廃されました。ほかに、平沢に虚空蔵堂、観音堂、物外地蔵堂といった仏堂があります。

指定文化財は、町指定の戦国時代の末期の文書2通からなる「平沢文書」と「巖島神社奉納祭礼絵馬」があります(ともに歴史民俗資料館寄託)。

(5)岩江地区

岩江地区の大字の鎮守は、山田が沫蕩神社あわなぎで、現在の郡山市舞木町を含めた上下舞木は直毘神社なおひです。寺院は、真言宗の延命寺(上舞木)があるほか、仏堂として、寺作千手観音堂(山田)、寺山千手観音堂(上舞木)、薬師堂(下舞木)があります。

指定文化財は、有形文化財で本町内最大・最古の板碑である上舞木板石供養塔婆があるほか、無形の民俗文化財で直毘神社の太々神楽があります。

(6)中妻地区

中妻地区の大字の鎮守は、鷹巣が八雲神社(旧牛頭天王)、沼沢が春日神社、西方が塩釜神社、斎藤が見渡神社で、寺院は鷹巣に薬師寺(浄土宗)、善応寺(臨済宗)があるほか、仏堂として、子安薬師堂(沼沢)、安養寺(斎藤)があります。

指定文化財は、町指定有形文化財で、光明寺薬師堂の子安薬師厨子(沼沢)、中世の田村氏に関わる大祥院文書2通、向田板石供養塔婆・戸ノ内板石供養塔婆(斎藤)、町田板石供養塔婆(沼沢)といった板碑のほか、三春城鬼瓦が鷹巣にあります。また、考古資料は、縄文時代の大規模集落である西方前遺跡から出土した土器群があるほか、無形の民俗文化財で西方の水かけ祭り(塩釜神社)と斎藤の太々神楽(見渡神社)があり、旧江戸街道沿いに鷹巣の一里塚が所在します。

(7)中郷地区

中郷地区の大字の鎮守は、芹ヶ沢が津島神社(旧天形星王)、込木が見渡神社(旧飯渡大権現)、楽内が熊野神社、柴原が柴原神社(旧三渡大明神)、滝が稲荷神社、蛇石が巖島神社(旧弁財天)、樋渡が樋渡神社、根本が根本神社(旧八王子)、過足が菅布祢神社、狐田が稲荷神社、春田が日枝神社(旧山王大権現)、蛇沢が見渡神社、貝山はくさんひめが白山比咩神社です。寺院は、曹洞宗の龍光寺(滝)、真言宗の東光寺(根本)、曹洞宗の全応寺(過足)があるほか、仏堂として龍光寺に馬頭観音堂、東光寺に観音堂が祀られ、貝山に観音堂、薬師堂があります。また、三春ダムの建設で水没する神社の一部は移転しました。

指定文化財は、国指定天然記念物の三春滝ザクラがあるほか、有形文化財で東光寺観音堂の木造正観音像、滝板石供養塔婆、無形の民俗文化財で蛇石と樋渡の三匹獅子舞、天然記念物で白山比咩神社のブナがあります。

三春ダム建設により道路や公園等が整備され、工事に先だって埋蔵文化財の発掘調査が各所で行われたため、遺跡の密度が濃く、昔の人々の様相がより明らかとなった地区です。

※写真等を追加予定

5. 宝物の保存・活用に関わる団体

本町では、個別の宝物を対象に、文化財保護関連団体が保存や継承のための活動を行っています。無形の民俗文化財に関わる団体は、近世から城下町や農村集落で練り広げられ発展してきた、多彩な獅子舞や神楽、盆踊り等の継承に携わっています。植物に関わる団体は、本町を象徴する樹木である桜の保護・管理を行っています。

また、宝物の保存・活用に関わる団体として、三春さくらの会、三春町観光ガイドの会、三春町歴史民俗資料館友の会、生涯学習支援ボランティアの会、三春まちづくり公社等があります。

表 2-4：三春町の保存・活用に関わる団体（令和 7(2025)年 8 月 1 日時点）

番号	団体名	分類	主な活動内容	
1	三輪神社神楽保存会	無形の民俗 文化財	三輪・笹山両社への神楽・三匹獅子舞の奉納	
2	巖島神社		巖島神社への神楽奉納	
3	上舞木御神楽講保存会		町指定文化財「直毘神社の太々神楽」の奉納	
4	斎藤区(斎藤太々神楽保存会)		町指定文化財「斎藤の太々神楽」の保存・継承、奉納	
5	田村大元神社三匹獅子保存会		町指定文化財「田村大元神社の三匹獅子舞」の奉納	
6	樋渡三匹獅子舞保存会		町指定文化財「樋渡の三匹獅子舞」の奉納	
7	田村大元神社別火講中		町指定文化財「田村大元神社の長獅子舞」の奉納、田村大元神社の伝統の継承	
8	八幡町若連		町指定文化財「八幡神社の長獅子舞」の奉納	
9	荒獅子保存会		町指定文化財「八雲神社の長獅子舞」の奉納	
10	大町太鼓保存会		郷土芸能である祭囃子、盆太鼓の保存、後継者の育成	
11	中町若連		大神宮祭礼、盆踊り等の伝統行事への参加	
12	西方若連会		町指定文化財「西方の水かけ祭」等の地区の伝統芸能の継承	
13	滝桜保存会		植物(桜)	国指定文化財「三春滝ザクラ」の保護・管理
14	南成田の大桜を守る会			町指定文化財「南成田の大桜」の保護・管理
15	三春さくらの会	植物(桜)	町内の桜の名木の保護・保存と桜の町の普及・啓蒙	
16	三春町観光ガイドの会	観光	観光客への案内・啓蒙	
17	三春町歴史民俗資料館友の会	全般	歴史文化の愛好と歴史民俗資料館運営への協力	
18	生涯学習支援ボランティアの会	全般	生涯学習事業への協力	
19	株式会社三春まちづくり公社	観光	施設及び業務の企画・運営・管理	

第3章 三春町の歴史文化の特性

第1章で述べた本町の概要（自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景）と第2章で述べた宝物の概要より、本町は、谷間に開かれた小さな城下町（現在の三春地区）と周辺の農山村（現在の沢石・要田・御木沢・岩江・中妻・中郷地区）から構成され、そこに歴史や文化に関わる特徴として、三春滝ザクラをはじめとした桜、中近世の大名や武士の文化、城下町の町人文化、馬産・養蚕・葉煙草・三春人形・三春駒といった特産品、中近世の寺社文化とそこから派生する信仰や祭礼、近代の河野広中による自由民権運動等がみられる地域です。

本計画では、自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景と、それらに育まれた多様な宝物の総体を「歴史文化」という用語で表します。本町で培われてきた、三春の個性や三春らしさを表す歴史文化の特性は、以下の5つとして整理します。

1. 枝垂れ桜が咲き競う阿武隈の山里
2. 三春城を仰ぎ見る城下町の文化
3. 村と町の暮らしを支えた産業と工芸品製作
4. 寺社祠が伝える祈りと祭り
5. 自由民権が謳われた郡役所の町

1. 枝垂れ桜が咲き競う阿武隈の山里

長く厳しい冬が終わると、旧城下町を含め、近隣農村の里山が、梅・桃・桜の花々で次々に彩られます。中でも三春滝ザクラをはじめとしたベニシダレザクラの古木群は、三春が誇る宝物です。

本町は阿武隈高地の中でも西縁に位置するため、緩やかな丘陵に小河川が複雑に谷を刻み込むことで、変化に富んだ美しい山里の景色が生まれました。

そんな旧城下町を含め、近郊農村の田園風景のあちらこちらに、大きな枝垂れ桜を見ることができます。三春周辺の風土は、ベニシダレザクラの生育に適しており、中でも見事に育った三春滝ザクラは、江戸時代の藩主をはじめ地域の人々から愛されました。そうした人々が、自分が暮らす風景の中にも滝ザクラを育てたいと願って、その子孫樹を植栽した結果、枝垂れ桜が一斉に咲き競う三春の春の景観が形成されました。

2. 三春城を仰ぎ見る城下町の文化

江戸時代、三春城の周囲には、城に仕える武士たちが暮らし、彼らの生活を支えるを商工業者が狭い谷間に軒を並べて、城下町が形成されました。こうした武士や町人、さらに寺社等により、様々な文化が花開きました。

戦国時代の田村地方を統一した田村義顕は、永正元（1504）年に三春の中心にある大志多山に、城を築きました。そして、家臣団を城下に居住させるとともに、田村庄の総鎮守である田村大元神社（旧大元帥明王）や、田村家の菩提寺である福聚寺を三春に移し、既存の寺社の門前町とも複合することで、三春の城下町を形成しました。その後、蒲生氏の城代や加藤・松下氏の支配を経て、正保2（1645）年

からは秋田氏 11 代による治世が明治維新まで続きました。

そんな三春の象徴である三春城は、舞鶴城とも呼ばれ、殿様や武士だけではなく、城下に暮らす町人や近郷の農民たちにとっても自慢の城でした。日々、三春城を仰ぎ見る人々により、東北の山間部の気候・風土に根ざした寺社の建造物や祭りの習俗、多彩な芸術・文化が花開き、それが継承されることで三春は発展しました。

3. 村と町の暮らしを支えた産業と工芸品製作

稲作に不向きな三春の農村で産み出された馬や蚕、葉煙草が、城下の市や問屋に集められ、各地へ売られていきました。幕府へも献上した馬「三春駒」は、木地玩具の「三春駒」に変わり、芸術品の域に達した張子の「三春人形」も、三春の名を広く知らしめました。

本町には大きな河川や平地もなく、狭隘な谷地では水田経営の拡大は困難なうえ、阿武隈の高冷地では稲の生育も安定しなかったことから、江戸時代を通じて新田開発は進展しませんでした。そこで三春藩は、米に代わる商品作物として、馬や蚕、そして葉煙草生産を推進し、それによって農家の暮らしが支えられました。それらの産物は、藩や城下の仲買人の手により選別・加工され、市場を通じて各地へ流通するとともに、幕府や朝廷へ献上されることで、三春の名が全国に知れ渡りました。

また、農閑期の副業として始まった張子人形や木地玩具の製作も、華やかな三春人形や三春駒といったブランディングにより、全国の愛好家が競って購入するようになりました。

4. 寺社祠が伝える祈りと祭り

中世以来、各所に建立された寺社などに、仏像や神像に限らず、絵馬や算額・句額など多くの芸術・学問が奉納されました。各地域で講が結ばれ、獅子舞や神楽、武芸も、町や村、職能団体毎に競って奉納されることで、祭りや行事が発展・継承されました。

中世以来、三春には多種多様な神仏がもたらされ、城主たちから庇護を受けるとともに、地域の人々の篤い信仰により、大小様々な寺社や仏堂、祠が建立されました。城下町や村々では、それらに対する祈りの講が催され、たくさんの絵馬や算額・句額、木工・金工品などが奉納されました。

さらに、祭りとしては、長獅子舞や三匹獅子舞、太々神楽といった芸能や、武術や砲術、馬術なども奉納され、夏の夜には各所に櫓が建ち、盆踊りが催されました。城下町やあちらこちらの農村集落で、四季折々の多彩な年中行事が繰り広げられ、それを地域や所属団体毎に競いあうことで、三春の文化が発展し、現在に継承されました。

5. 自由民権が謳われた郡役所の町

戊辰戦争を辛うじて乗り切ると、戦火を免れた城下町は郡都として発展しました。自由民権運動に目覚めた河野広中らが、三師社や正道館を創設すると、そこで自由や権利を学んだ若者達が、全国各地に巣立っていきました。

明治維新後の三春は、江戸時代以来の物流の拠点であるとともに、城に替わって郡役所が置かれ、田村郡の都として発展しました。そんな中で、河野広中が自由民権に目覚め、仲間たちとともに運動の拠

点としたことで、全国から運動家たちが集まりました。その過程で、福島事件や加波山事件といった悲惨な事件も起きましたが、それを糧に現在の民主主義が育ちました。

第4章 三春町の宝物に関する既往の把握調査

1. 宝物に関するこれまでの調査

本町では、これまでに、宝物に関する把握調査として、三春町史編纂時等の三春町による調査、三春町教育委員会による調査、三春町歴史民俗資料館による研究や展覧会開催のための調査、福島県教育委員会による調査（文化庁の補助事業等で実施した全国的な文化財調査）等を行ってきました。

上記の把握調査に関する報告書・書籍等は、昭和31(1956)年から平成29(2017)年のものまでであり、そのうち最も多いものは福島県教育委員会発行の報告書です。

宝物の把握調査に関する報告書・書籍等の一覧は、資料編に掲載します。

※調査報告書の追加後、文章再整理予定

2. 把握調査の課題

建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡）については、三春町史編纂時の調査や福島県教育委員会による県内の調査により、悉皆的に把握を行っています。そのうち、建造物と無形の民俗文化財については、平成期以降にも調査を行っており報告書の数も多く発行していますが、それ以外は昭和期の調査で留まっています。なお、有形の民俗文化財は三春町歴史民俗資料館の展覧会企画の過程において、平成期以降も悉皆的に把握を進めています。

美術工芸品（考古資料、歴史資料）、記念物（名勝地、動物・植物・地質鉱物）、その他の宝物については、調査成果が該当する部分もありますが、悉皆的な把握は行っていません。文化的景観と伝統的建造物群の把握調査は未実施です。

また、地区別でみると、三春地区については、旧城下町であり寺社が集中していることから、有形文化財についての調査成果が多く得られています。中郷地区は、三春ダム建設の予備調査が昭和43(1968)年から始まり、その過程で水没する地域の建造物や無形の民俗文化財等の調査が集中的に行われました。

表 4-1：三春町の宝物の把握調査状況

類型		調査状況	調査状況の概要・課題	
有形文化財	建造物	○	・福島県教育委員会によって、平成期以降も寺社、城館、民家、近代建築等の悉皆的な把握調査が行われているほか、『福島県民俗分布図』や『「歴史の道」調査報告書』においても、三春・御木沢・中郷・中妻・岩江地区の建造物が調査されています。	
	美術工芸品	絵画	△	・福島県教育委員会によって、絵画の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として絵画を整理していますが、旧藩士や町村役人の子孫、寺社所蔵のものに限られています。
		彫刻	△	・福島県教育委員会によって、彫刻の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として彫刻を整理していますが、寺社所蔵のものに限られています。
		工芸品	△	・福島県教育委員会によって、金工品、漆工品等の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降もコレクターの協力を受けながら継続的に工芸品の収集及び所在の把握に努め、展覧会図録として整理していますが、三春人形等に限られています。

類型		調査状況	調査状況の概要・課題
有形文化財	美術工芸品	書跡・典籍	△ ・福島県教育委員会によって、書跡の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。
		古文書	△ ・三春町史に古代から現代までの史資料が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、古文書の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として古文書を整理していますが、旧藩士や町村役人の子孫、寺社所蔵のものに限られています。
		考古資料	× ・福島県教育委員会によって、石造文化財の悉皆的な把握調査が行われており、その中に本町の宝物が挙がっていますが、考古資料全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。 ・三春町教育委員会が、平成期以降も埋蔵文化財調査を行っていますが、開発に伴う調査に限られています。
		歴史資料	× ・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、歴史資料全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。
無形文化財		△	・福島県教育委員会によって、伝統工芸技術の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	・三春町史に民具、玩具が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町教育委員会が『みはるの絵馬』において、三春町歴史民俗資料館では『絵馬』において、三春地区で悉皆的な調査を行っていますが、三春地区以外は昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、絵馬の悉皆的な把握調査が行われているほか、『福島県民俗分布図』においても、中郷・中妻・岩江地区の有形の民俗文化財について調査されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として三春人形や丈六焼等について整理しており、町内全域が対象となっています。
	無形の民俗文化財	○	・三春町史に衣食住、生業、生活、年中行事、信仰、民俗芸能、伝説等が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、平成期以降も祭礼、民謡、風俗慣習、民俗芸能、山岳信仰、民俗技術等の悉皆的な把握調査が行われているほか、『福島県民俗分布図』においても、中郷・中妻・岩江地区の無形の民俗文化財について調査されています。
記念物	遺跡	△	・三春町史に遺跡が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、石造文化財の悉皆的な把握調査が行われており、その中に本町の宝物が挙がっているほか、『「歴史の道」調査報告書』においても、三春・御木沢・中郷・中妻・岩江地区の遺跡について調査されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・平成8(1996)年刊行の『福島県遺跡地図』や福島県埋蔵文化財包蔵地台帳の更新に伴い、継続的に分布調査を行っていますが、開発に伴う事前調査が主体になっています。
	名勝地	×	・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、名勝地全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。
	動物・植物・地質鉱物	×	・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、動物・植物・地質鉱物全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。 ・三春町と三春さくらの会が『1989年三春町さくらセンサス結果表』において、サクラの悉皆的な調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。
文化的景観		×	・把握調査は未実施です。

類型	調査状況	調査状況の概要・課題
伝統的建造物群	×	・把握調査は未実施です。
文化財の保存技術	×	・把握調査は未実施です。
その他	×	・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、その他の宝物全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。

【調査状況の判断基準】

○：調査済み（把握調査を悉皆的に実施しており、平成期以降も継続している）

△：調査不足（把握調査を悉皆的に実施しているが、昭和期以前に留まっている）

×：調査未実施（把握調査を実施していない、または把握調査を実施しているが悉皆的ではない）

※ここでの悉皆的な把握調査とは、町全域を対象とした、三春町史編纂時の調査、三春町教育委員会・三春町歴史民俗資料館・福島県教育委員会による調査を指します。

第5章 宝物の保存・活用に関する将来像

1. 将来像

本町では、谷間に開かれた小さな城下町と農山村の両方で、桜や城館、伝統産業、寺社といった宝物が受け継がれてきました。地域に残る宝物は、本計画の上位計画である「第8次三春町長期計画」で掲げられている「ゆかしい（＝なつかしい、心惹かれる）」という言葉が体現しています。

宝物の保存・活用は、これまで主に所有者や行政が担ってきましたが、空家となったり解体されたりする民家が少なくなく、三春滝ザクラ子孫樹の苗木生産者は減少し、三春人形や三春駒の製作技術の安定した継承も危ぶまれており、少子高齢化や後継者不足といった課題が顕在化しつつあります。

宝物を次世代へと受け継いでいくためには、所有者や関係者だけで課題を抱え込まず、地域に暮らす一人一人、すなわち「地域のみんな」が、宝物の歴史的価値やそれらが失われようとしている状況に関心と危機感を持ち、支え合っていくことが欠かせません。地域社会全体で支え合う関係作りは、上位計画である「第8次三春町長期計画」と「三春町第2期教育大綱」でも重視されています。

また、「三春町第2期教育大綱」では、歴史・文化遺産の「継承・活用（＝受け継ぎ、活かす）」が基本政策として明記されています。本計画はこれに準じ、宝物を本来の価値を保ったまま未来へと「受け継ぎ」、地域の誇りや魅力として生活や産業、観光等に「活かす」ことを目指します。

さらに、現在価値付けが行われていない資料や建築、工芸品、樹木等であっても、将来的には宝物になり得る貴重な資源であるという考えから、100年後の宝物を「育む」という長期的な視点によって取組を進めていきます。

以上を踏まえ、本町の宝物の保存・活用に関する将来像を以下のように設定します。

<将来像> **地域のみんなで“ゆかしい”宝物を育み、受け継ぎ、活かすまち**

2. 方向性

将来像の実現に向けて、「育み、受け継ぐ」と「活かす」の2つの方向性により、宝物の保存・活用を進めることとします。

育み、受け継ぐ

- ・宝物の歴史的価値や文化的特徴を正しく理解するために、綿密な【調査・研究】を行います。
- ・宝物が長く大切に守られ、本来の価値を保ち続けるよう、適切な【保存・管理】や【防災・防犯】対策に取り組み、宝物を確実に保存します。
- ・所有者や関係者が抱える課題を支えながら、宝物を次世代へ継承する【体制構築】を行います。

活かす

- ・宝物をただ保存するだけでなく、地域の人々が身近に感じ、誇りを持って関わるができるよう、宝物の価値や魅力を【普及】し、地域の生活や産業、観光等に【活用】します。
- ・【情報発信】を強化し、町内外に向けて宝物の魅力を広めます。

「育み、受け継ぐ」は【調査・研究】、【保存・管理】、【防災・防犯】、【体制構築】、「活かす」は【普及・活用】、【情報発信】に分類し、第6章以降で課題を抽出し、方針と措置を設定します。



図 5-1：三春の宝物の保存・活用に関する将来像及び方向性

第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針

第5章で述べた将来像「地域みんなで“ゆかしい”宝物を育み、受け継ぎ、活かすまち」を実現するにあたり、解決すべき課題とそこから導き出される方針を、第4章までの内容に加えて、令和6（2024）年度に実施したアンケート調査及び地区ワークショップの結果等を踏まえて、以下のように抽出、設定します。

1. 「育み、受け継ぐ」に関する課題・方針

(1) 調査・研究に関する課題・方針

第4章で整理したとおり、本町では、主に昭和31（1956）年以降、宝物の把握調査を進めています。しかし、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書）、無形文化財、記念物（遺跡）については昭和期の調査で留まっており調査不足、美術工芸品（考古資料、歴史資料）、記念物（名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群、その他の宝物の把握調査は未実施です。調査済みである建造物についても、空家となったり解体されたりしている事例が多く、調査後に建てられた建造物に関しては、把握されないまま将来の宝物候補が失われている可能性があります。また、町外にも、田村家の墓やデコ屋敷、雪村庵等のほか、合併により分断される前は三春の文化圏内にあったと推測される宝物が散在していますが、本町では詳しい調査を実施していません。このほか、失われていく昔の暮らしや芸能・行事・方言、開発事業に対応した埋蔵文化財等についての調査も進める必要があります。

本町でこれまで実施してきた宝物の調査は、個別あるいは類型毎の調査が中心で、その成果は報告書や展覧会図録等にまとめられていますが、散在しており、体系的な整理が行われていません。結果として、宝物の全体像が把握しにくく、今後の保存・活用に向けた基礎資料として十分に機能していない状況です。また、記録の形態が様々で、アナログデータが多いことも、劣化や滅失のリスクに繋がり、利活用が難しい原因となっています。古文書や伝統工芸品の製作技術等を、映像や画像、音声等の形で記録・保存するデジタル化を進める必要があります。

①課題

課題1) 調査・研究が不十分

美術工芸品、無形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の宝物、近隣市町の関連する文化財の把握調査が不足、あるいは未実施です。把握調査済みの宝物であっても、最新の現況調査や詳細調査が不足しています。

課題2) 調査成果の体系的な整理・更新が不十分

宝物について、個別あるいは類型毎の調査が中心で、調査成果が散在しており、アナログデータも多く、保存・活用の基礎資料として十分に機能していません。

②方針

方針1) 計画的な調査・研究の推進

美術工芸品、無形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の宝物、近隣市町の関連する文化財等の計画的な調査・研究を推進し、分布や現況を正確かつ網羅的に把握します。

方針2) 調査成果の体系的な整理・更新の推進

散在する調査成果を再整理し、アナログデータをデジタル化して、体系的にまとめます。

(2)保存・管理に関する課題・方針

地域や個人で所有している未指定文化財は、保存に必要な人材や予算、施設設備の不足があり、失われるリスクが高まっています。特に寺社等については、風雨や経年劣化による損壊が進んでおり、適切な保存処置が行えていない場合があります。また、三春滝ザクラの苗木や伝統工芸品の贗物や粗悪品が流通・販売される事例が確認されており、宝物の価値の低下が懸念されます。

中山家住宅には所有者が現住していますが、改築ができず公開活用も進まないため、所有者にとっても、文化財としても望ましくない状況です。中山家住宅と同じ沢石地区に所在する堂平遺跡とともに、将来的な活用に向けて、移築・復元等について検討する必要があります。

宝物を適切に保存・管理するための展示・収蔵施設が不足しており、廃校舎等の活用も検討する必要があります。

地域の伝統工芸品や伝統芸能、寺社の管理等を支えてきた継承者の高齢化が進み、少子化に加え、社会環境の変化などもあり、若年層の参加も限られています。人口減少の影響も相まって行事の継続が困難となり、文化の担い手不足が顕在化し、技術の継承が危ぶまれています。伝統工芸品や伝統芸能には専門の用具が必要な場合がありますが、修理費用の捻出も困難になっています。

①課題

課題 3) 宝物の価値付けが不十分

未指定文化財は、保存に必要な人材や予算等が不足しており、失われるリスクが高まっています。三春滝ザクラ等の指定等文化財であっても、贗物や粗悪品の流通・販売による価値の低下が懸念されます。

課題 4) 計画的ではない保存・管理

中山家住宅や堂平遺跡といった指定等文化財の移築、復元、整備等の計画が決まっています。

課題 5) 保存・管理場所の不足

宝物を保存・管理するための施設が不足しています。

課題 6) 継承者への支援が不十分

伝統工芸品や伝統芸能、寺社の管理について、継承者や用具の確保が困難になっています。

②方針

方針 3) 宝物の登録・認証の推進

未指定文化財の指定等、登録・認証制度を検討のうえ、推進します。また、価値の低下が懸念される三春滝ザクラの苗木等については、商標登録も検討します。

方針 4) 計画的な保存・管理

中山家住宅や堂平遺跡の移築、復元、整備等の計画を検討します。

方針 5) 収蔵施設の確保

宝物を適切に保存・管理するための施設の確保を検討します。

方針 6) 継承者への支援の強化

伝統工芸品や伝統芸能の継承者、寺社等の管理者等への支援を強化します。

(3)防災・防犯に関する課題・方針

宝物を守るためには、火災等の災害や盗難といったリスクに備えた防災・防犯対策が急務です。特に防犯について、宝物の所有者や町民の意識は高まりつつありますが、十分な対策が講じられていません。宝物の巡視や査察、消火訓練、対策施設整備等による被害の未然防止や、防災・防犯計画の作成、相互応援協定に基づく災害支援等の緊急時の対応のための仕組みづくりが必要です。そのために、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていきます。また、大規模災害の場合は、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を福島県に要請します。

①課題

課題 7) 災害・犯罪への対策が不十分

宝物を火災等の災害や盗難から守るための防災・防犯対策が十分に講じられていません。

②方針

方針 7) 防災・防犯対策の推進

被害の未然防止や緊急時の対応のための仕組みづくりを行い、防災・防犯対策を推進します。

(4)体制構築に関する課題・方針

子どもたちに地域の歴史や文化について学んでもらうため、本町では、小中学校の授業で使用する副読本の作成や、学校での歴史文化の講話、歴史民俗資料館等の施設での展示解説等を実施してきました。また、一般向けにも、歴史民俗資料館が主催する講座や、各種団体の事業に出向く出前講座などを実施してきました。しかし、子どもから大人までが三春の歴史・文化について理解を深め、次世代へと知識を受け継いでいくための環境はまだ十分に整っていません。学びの場を充実させるため、展示解説や出前講座、地域との連携による学習体制の構築、地区別の歴史学習や郷土学習を行う必要があります。

さらに、宝物の保存や活用を推進していくためには、専門的な知識を持った人材が欠かせません。しかし、地域に根ざして活動し、歴史や文化を紹介できる団体や研究会、観光ガイド、語り部等の育成や継承が進まず、後継者不足が深刻な課題となっています。また、文化財行政に携わる専門的な知識と経験を有する人材を計画的に雇用し、持続可能な体制を構築することが急がれます。

①課題

課題 8) 学習環境が未整備

子どもから大人までが、世代を超えて三春の歴史・文化について理解を深め、次世代へと知識を受け継いでいくための環境が十分に整っていません。

課題 9) 保存・活用に関わる人材の不足

地域に根ざして活動する団体の後継者や、文化財行政に携わる人材が不足しています。

②方針

方針 8) 学校教育と生涯学習の環境整備

学校教育において、地域の歴史や文化にふれる機会の充実を図るとともに、生涯学習において

も、同様の学習環境を整備します。

方針 9) 地域・行政での人材確保・育成

地域と行政が連携して、地域に根ざして活動する団体への支援や、文化財行政に携わる職員の雇用によって、人材を確保・育成し、宝物の保存・活用を持続可能にする体制を構築します。

2.「活かす」に関する課題・方針

(1)普及・活用に関する課題・方針

宝物については、資料館での展示等で公開が行われてきましたが、観光客や地域住民が身近に触れることができる機会は限られています。展示自体も、内容が固定化し、新鮮さがありません。より多くの人が目にし、理解を深められるよう、デジタル展示を含めた展示・解説の充実や企画展の開催、新規展示施設の開設等、様々な工夫が必要です。

また、町内には宝物を案内・解説するサインが少なく、来訪者が情報を得にくい状況にあります。保存や安全性、景観に配慮した周辺環境の整備も不十分です。

さらに、宝物は観光資源として一定の活用がされてきましたが、地域の魅力として十分に発信されているとは言いがたく、観光振興や交流の創出、地域活性化につながっていない状況です。宝物のブランディングや観光マップの作成、各種イベントの企画等、より効果的な活用の工夫が必要です。また、近代に発祥した自由民権運動は、本町の歴史文化の1つであり記念館も設置されていますが、町内外への発信が十分とは言えません。

①課題

課題 10) 展示・公開が不十分

既存の施設で宝物の展示が行われてきましたが、内容に新鮮さがありません。宝物を身近に触れることができる機会が限られています。

課題 11) 周辺環境が未整備

来訪者に向けたわかりやすいサイン、駐車場、便益施設等の周辺環境の整備が不十分です。

課題 12) 観光・交流・地域活性化への活用が不十分

宝物の地域の魅力としての発信や自由民権運動の発信が不十分で、観光や交流、地域活性化につながっていません。

②方針

方針 10) 展示・公開の充実

既存の施設での展示を充実させるとともに、これまで利用していなかった施設や設備を利用することにより、宝物を身近に見たり、体験したりする機会の充実を図ります。

方針 11) 周辺環境の整備

宝物を保全したうえで、その魅力を引き出し、安心して訪問できるサインや、景観等に配慮した周辺環境整備について、所有者や管理団体等を支援します。

方針 12) 観光・交流・地域活性化への活用

宝物を観光や交流等と結びつけ、地域の魅力として積極的に活用することで、経済や人の流れを生み出し、地域全体の活性化につなげます。自由民権運動は、顕彰するイベント等を開催し、町内外での知名度の向上を図ります。

(2)情報発信に関する課題・方針

本町では、町内外の人々に宝物の魅力や関係者の活動を伝えるため、町広報誌やSNS等を活用し、広報や情報発信を行ってきましたが、十分ではありません。町広報誌等による情報発信は引き続き充実させていくとともに、動画やPRキャラクター、外部機関を活用する等の工夫を施し、宝物の認知度の向上を目指します。

①課題

課題 13) 広報・情報発信が不十分

宝物の魅力や関係者の活動について、町内外への広報や情報発信が不十分です。

②方針

方針 13) 広報・情報発信の充実

多様な媒体を活用して町内外への広報や情報発信を強化し、たくさんの人々に宝物の魅力や関係者の活動について周知することで、三春の歴史や文化のファンの拡大を図ります。

第7章 宝物の保存・活用に関する措置

第6章の課題・方針を踏まえ、行政あるいは官民協働で実施すべき、宝物の保存・活用の措置を設定します。

各措置については、その実効性を高めることを意図し、財源、主体、実施時期を設定し、計画期間に初めて開始する新規の措置は「新規／継続」欄に示します。財源は、主に町費、県費、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）とし、状況に応じてその他民間資金等を活用します。主体は以下の凡例に従って略称等で示し、行政については担当課も記載します。

表 7-1：措置の主体の凡例

略称	内容	
行	行政	
担当課	生	生涯学習課
	総	総務課
	企	企画政策課
	産	産業課
	建	建設課
教	教育課	
団	団体(文化財保護関連団体、三春さくらの会、三春町観光ガイドの会、三春町歴史民俗資料館友の会、生涯学習支援ボランティアの会、三春まちづくり公社等)	
所	所有者(宝物の所有者、管理団体)	
地	地域(まちづくり協会(地区)、町内会(行政区)等)	
町	町民	
◎	事務局、主催等として中心になって措置に取り組む	
○	事務局、主催等に協力して措置に取り組む	

1. 「育み、受け継ぐ」に関する措置

(1) 調査・研究に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
1) 計画的な調査・研究の推進	1-1	新規	未指定文化財の把握調査	町費	◎ 生	○	○	○	○					
			把握調査が不足あるいは未実施である美術工芸品、無形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の宝物から優先的に調査を推進します。											
	1-2	新規	近現代建造物調査	町費	◎ 生		○							
			将来の宝物となる魅力的な近現代建造物の分布調査を推進するとともに、調査を行うヘリテージマネージャー等の育成を支援します。											
	1-3	新規	高齢者への聞き取り調査	町費	◎ 生			○						
昔の暮らしや芸能・行事・方言等について、地域の高齢者団体活動等の場を活用した聞き取り調査を推進します。														
1-4	継続	埋蔵文化財の詳細分布調査	町費	◎ 生		○								
開発事業に対応するために、埋蔵文化財の分布調査や試掘調査を推進し、埋蔵文化財台帳や地図の更新を進めます。														
1-5	新規	近隣市町村の関連文化財の把握事業	町費	◎ 生		○	○							
近隣市町に存する三春の歴史や文化に関する資料調査を推進し、特に岩江・要田地区については、旧村役場文書等の調査も検討します。														

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期						
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12		
2)調査成果の体系的な整理・更新の推進	2-1	継続	既往調査記録の再整理	町費	◎ 生											
	過去に実施した調査記録を、テーマ毎の統一形式で再整理し、デジタル化を推進します。															
	2-2	継続	行政文書の整理・デジタル化事業	町費	◎ 生総	○		○								
	歴史民俗資料館で所蔵する合併前の各町村の文書を再整理し、デジタル化を推進するとともに、現在の行政文書の管理・公開を検討します。															
	2-3	継続	資料のデジタル化推進	町費	◎ 生	○	○									
歴史民俗資料館等の所蔵品をはじめ、町内に在する資料、さらに個人で所蔵する宝物に関する写真等のデジタル化を推進します。																
2-4	新規	伝統工芸品製作技術記録事業	町費	◎ 生			○									
三春駒や三春人形の製作技術を記録するとともに、歴史民俗資料館蔵の関連資料の整理・デジタル化を推進します。																
2-5	新規	三春の風景記録事業	町費	◎ 生				○	○							
現在の本町の景色を、写真や図面等で記録し、公開に向けて整理を推進します。																

(2)保存・管理に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期					
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12	
3)登録・認証の推進	3-1	継続	文化財等の指定・登録事業	町費	◎ 生	○	○	○	○						
	未指定文化財の指定・登録を推進します。														
	3-2	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討	町費	◎ 生	○	○	○							
未指定文化財の中で一定の価値が認められる宝物を保護するため、登録・認証制度を創設します。															
3-3	新規	三春の宝物商標登録の検討	町費	◎ 生産	○	○									
宝物の商標登録を検討します。															
4)計画的な保存・管理	4-1	新規	中山家住宅移築復元の検討	国費 町費	◎ 生			○	○						
	中山家住宅(国指定)の移築・復元についての計画を検討します。														
4-2	新規	堂平遺跡復元整備の検討	町費	◎ 生				○							
堂平遺跡(町指定)の敷石住居跡の復元・整備について検討します。															
5)収蔵施設の確保	5-1	新規	資料館等施設改修の検討	町費	◎ 生										
	既存施設での展示・収蔵方法や改修について検討します。														
5-2	新規	公共施設等利活用の検討	町費	◎ 企生			○	○							
今後発生する廃校舎等公共施設や、空家等利用されていない建築物について、展示・収蔵施設としての利活用を検討します。															

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
6)継承者への支援の強化	6-1	継続	文化財保護関連団体育成事業	町費	◎生	○	○	○						
	文化財保護関連団体への育成交付金を継続し、内容の充実を検討します。													
6)継承者への支援の強化	6-2	継続	指定等文化財修理支援事業	国費町費	○生	◎	◎							
	指定等文化財やその用具の修理について支援し、新たに登録・認証された宝物への助成を検討します。													

(3)防災・防犯に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期					
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12	
7)防災・防犯対策の推進	7-1	継続	町内文化財巡視事業	町費	◎生		○								
	福島県の文化財パトロール事業に加え、町内の宝物を継続して巡視します。														
	7-2	継続	文化財防火事業	町費	◎生総		○	○	○						
	宝物にかかる防火査察や消火訓練の実施を支援します。														
7)防災・防犯対策の推進	7-3	新規	文化財防災・防犯対策支援事業	町費	◎生総		○	○	○						
	宝物の防災・防犯計画の作成を支援し、対策設備整備に対する支援を検討します。														
7)防災・防犯対策の推進	7-4	継続	福島県相互応援協定事業	町費	◎生		○								
	福島県の相互応援協定に基づき、県内市町村間で災害時、相互に支援します。														

(4)体制構築に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
8)学校教育と生涯学習の環境整備	8-1	継続	展示解説・出前講座事業	町費	◎生	○		○						
	学校や各種団体を歴史民俗資料館等へ受け入れて解説等を行うとともに、学校や各種団体へ出向いて講座等を実施します。													
8)学校教育と生涯学習の環境整備	8-2	新規	地域学習の推進	町費	◎教			○						
	地域と学校の連携による地域ぐるみの学習体制を構築し、地区別の歴史や郷土学習の充実を図り、体験学習を推進します。													
9)地域・行政での人材確保・育成	9-1	新規	文化財保護地域団体事業	町費	○生	○		◎						
	地域の歴史文化を保存・活用する「文化財保護地域団体」や、それらの連絡・調整をする組織の設立・運営を支援します。													
9)地域・行政での人材確保・育成	9-2	新規	三春の宝物研究・愛好会団体支援事業	町費	○生	◎			○					
	郷土史研究会・愛好会等の創設を支援します。													

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
9) 地域・行政での人材確保・育成	9-3	継続	三春の宝物ガイド支援事業	町費	○ 生産	◎								
	三春の宝物を案内するガイドの組織を支援します。													
9-4	新規	文化財関連職員雇用・育成事業	町費	◎ 生総										
		人事管理に基づき、専門知識を有する職員の雇用及び継続的な配置と職員の資質向上を図ります。あわせて資料調査員を育成し、業務に活用します。												

2. 「活かす」に関する措置

(1) 普及・活用に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
10) 展示・公開の充実	10-1	継続	デジタルミュージアムの推進	国費 町費	◎ 生									
	歴史民俗資料館等での展示・解説のデジタル化や環境整備を推進します。													
	10-2	継続	常設・企画・特別展事業	町費	◎ 生									
	歴史民俗資料館等での常設展示を充実を図り、時季にあわせた企画・特別展を開催します。													
10-3	新規	地域の歴史・文化紹介事業	町費	◎ 生		○	○							
		地域毎の歴史文化を総合的に調査し、その成果を企画展や展示解説図録として公開します。												
10-4	新規	まるごとミュージアムの推進	町費	◎ 生		○	○	○						
		町全体が宝物について知ることのできるミュージアムとしての役割を持つよう、既存の展示施設以外での展示・公開を検討します。												
11) 周辺環境の整備	11-1	継続	文化財サイン整備事業	町費	◎ 生		○		○					
	指定等文化財の案内・解説標示に加え、三春の宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。													
11-2	新規	文化財周辺環境整備事業	町費	○ 建		◎	○							
		宝物周辺の駐車場や便益施設の整備を検討し、支援します。												
12) 観光・交流・地域活性化への活用	12-1	継続	三春の宝物ブランディング事業	町費	○ 産	◎	○	○						
	宝物のコンセプトやストーリーを明確にし、三春のブランディングを図ります。													
	12-2	継続	観光マップ・冊子作成事業	県費 町費	◎ 産	○								
観光客向けの案内図や冊子の作成を検討します。														
12-3	継続	観光プランニング事業	県費 町費	○ 産	◎	○	○							
		宝物を巡る観光コースや体験、イベント等を企画・検討します。												

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
12) 観光・交流・地域活性化への活用	12-4	継続	自由民権運動顕彰事業	町費	◎ 生									
			河野広中をはじめとした自由民権運動家について、自由民権記念館での展示や出版、イベント等で顕彰し、関係団体等と交流を推進します。											

(2) 情報発信に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
					行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
13) 広報・情報発信の充実	13-1	継続	情報発信の推進	町費	◎ 生総	○								
			町広報誌やHP、SNS等を利用した情報発信の充実を図り、伝統芸能や行事の開催等タイムリーな発信に努めます。											
	13-2	継続	歴史文化紹介動画制作事業	町費	◎ 生	○								
			三春の歴史文化を紹介する動画の制作と公開を推進します。											
13-3	継続	PRキャラクター活用事業	町費	◎ 総	○									
		歴史上の偉人などをモデルにしたキャラクターを使った情報発信を推進します。												
13-4	継続	情報発信連携事業	町費	◎ 総	○									
		外部の機関や団体と連携した情報発信を推進します。												

第8章 関連文化財群

1. 関連文化財群の考え方

「関連文化財群」とは、地域の多種多様な宝物を、歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとして捉えたものです。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても価値付けが可能となり、また、相互に結びついた宝物の多面的な魅力を明らかにすることができます。

本町では、現在、農山村を中心に少子高齢化や人口減少が進行しており、宝物の価値を把握し継承する人材が不足しています。宝物の所有者や保護関連団体等は、少ない支援の中保存・活用に取り組んでおり、困ったことやわからないこと、悩み等があった際に関係者同士の繋がりや相談できる機会がなく、一人で課題を抱え込みやすい状況です。

第5章の将来像にも示したように、本町では、宝物の保存・活用に関わる関係者が個々で課題を抱え込まず、支え合って解決していくことを目指します。そのために、宝物を群として捉えて、関係者間で課題の共有を行い、網羅的な調査やより効果的な支援、多面的な魅力の発信を行うものとして、関連文化財群を設定します。

本町の歴史文化の特性を表し、各地域で保存・活用の必要性・緊急性が高い宝物として、三春滝ザクラに代表される桜や、地域で受け継がれる寺社の建造物や美術工芸品、年中行事や祭礼があります。今期（令和8～12年度）は、これらに関して3つの関連文化財群を設定します。

次期以降は、歴史文化の特性に基づき、今期で調査する近隣市町の宝物も対象を含めて、新たな関連文化財群の設定を検討します。

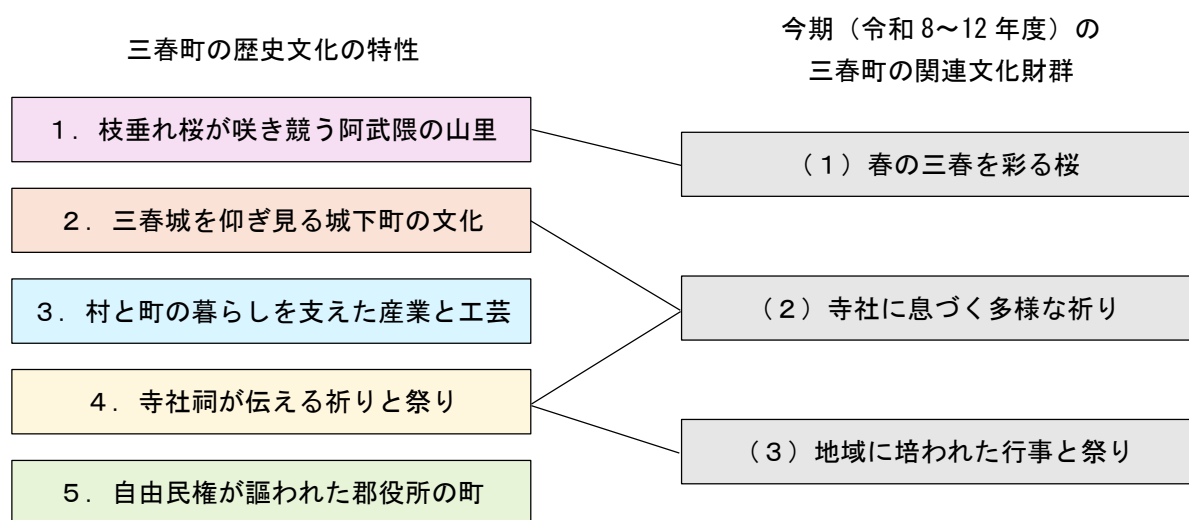


図 8-1：三春町の歴史文化の特性と関連文化財群の関係

2. 三春町の関連文化財群

(1) 春の三春を彩る桜

概要

阿武隈の山間に開かれた本町は、春の訪れとともに、三春滝ザクラをはじめとしたベニシダレザクラを中心に、たくさんの桜が里山のあちらこちらで咲き競い、「三春」の春を象徴する風景が創出されます。

ストーリー

江戸時代、三春藩主から保護され、都の公家たちが競って和歌を詠んだ滝ザクラ。三春の人々は、滝ザクラのような桜を身近に置きたいと願って、屋敷や近くの寺社、墓地などに苗木を植えて育てました。先人たちが願い、育てたあげたベニシダレザクラの古木は、苗木の生産や植栽技術によって未来に伝えられ、桜の里・三春が継承されます。

群を構成する宝物一覧

番号	名称	類型	指定等
1	三春滝ザクラ	記念物(植物)	国指定、緑の文化財
2	八十内公園のかもん桜	記念物(植物)	町指定
3	南成田の大桜	記念物(植物)	町指定、緑の文化財、三春さくらの会が指定する名木
4	成田神社の種まきザクラ	記念物(植物)	緑の文化財、三春さくらの会が指定する名木
5	今朝三さくら	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
6	お城坂枝垂桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
7	神山の桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
8	観音桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
9	光岩寺桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
10	弘法桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
11	桜谷枝垂桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
12	地藏桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
13	常楽院桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
14	芹ヶ沢桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
15	高木神社の桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
16	田村家枝垂桜群	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
17	堤桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
18	天神桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
19	栃久保の種蒔桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
20	戸ノ内桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
21	和みの桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
22	夫婦桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
23	福聚寺桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
24	平堂壇の桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
25	薬師桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木
26	龍光寺桜	記念物(植物)	三春さくらの会が指定する名木

課題

- ・桜の分布や種別、大きさ、樹齢等が正確に把握できておらず、管理が行き届いていません。
- ・三春滝ザクラの苗木生産技術、生育技術が継承されていません。
- ・桜の周辺環境が荒廃しています。

方針

- ・桜の調査を推進し、保存・管理のための台帳整備や3Dモデルの構築、計画策定、保存団体への支援を行います。
- ・三春滝ザクラの後継樹を育成し、苗木の生産技術の継承を支援します。
- ・桜の周辺環境を整備します。

措置													
番号	新規/ 継続	名称	財源	主体					実施時期				
				行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
A-1	新規	桜の現況調査	町費	◎ 生	◎	○	○	○					
		桜の古木や大木を中心に、分布や種別、大きさ等を調査し、さらに、生育状況や周辺環境を含めた台帳整備を推進します。											
A-2	新規	三春滝ザクラの3Dモデルの構築	町費 国費	◎ 生									
		三春滝ザクラ管理を正確に実施するため、幹や枝と支柱・柵の関係がわかる3Dモデル構築を検討します。											
A-3	新規	三春滝ザクラ保存管理計画の検討	町費 国費	◎ 生	○								
		三春滝ザクラの中長期的な保存管理計画について検討します。											
A-4	新規	三春滝ザクラ後継樹の選定・育成支援事業	町費	◎ 生産	○	○							
		三春滝ザクラの後継となる木を選定し、三春さくらの会等と協力し、その育成を支援します。											
A-5	新規	三春滝ザクラ子孫樹生産支援事業	町費	◎ 生産	○	○	○						
		三春滝ザクラの苗木生産者を育成し、生産者団体の組織化を支援します。											
A-6	新規	滝桜を守る会の支援	町費	◎ 教									
		小学校再編に際して、滝桜を守る会の活動の継続を支援します。											
A-7	継続	地域の桜保存団体への支援	町費	○ 生	◎								
		滝桜保存会や南成田の大桜を守る会のほか、地域の桜を保存する団体の創設・活動を支援します。											
A-8	継続	文化財サイン整備事業 【措置 11-1 再掲】	国費 町費	◎ 生		○		○					
		指定等文化財の案内・解説標示に加え、三春の宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。											
A-9	新規	文化財周辺環境整備事業 【措置 11-2 再掲】	町費	○ 建	○	◎	○						
		宝物周辺の駐車場や便益施設の整備を検討し、支援します。											

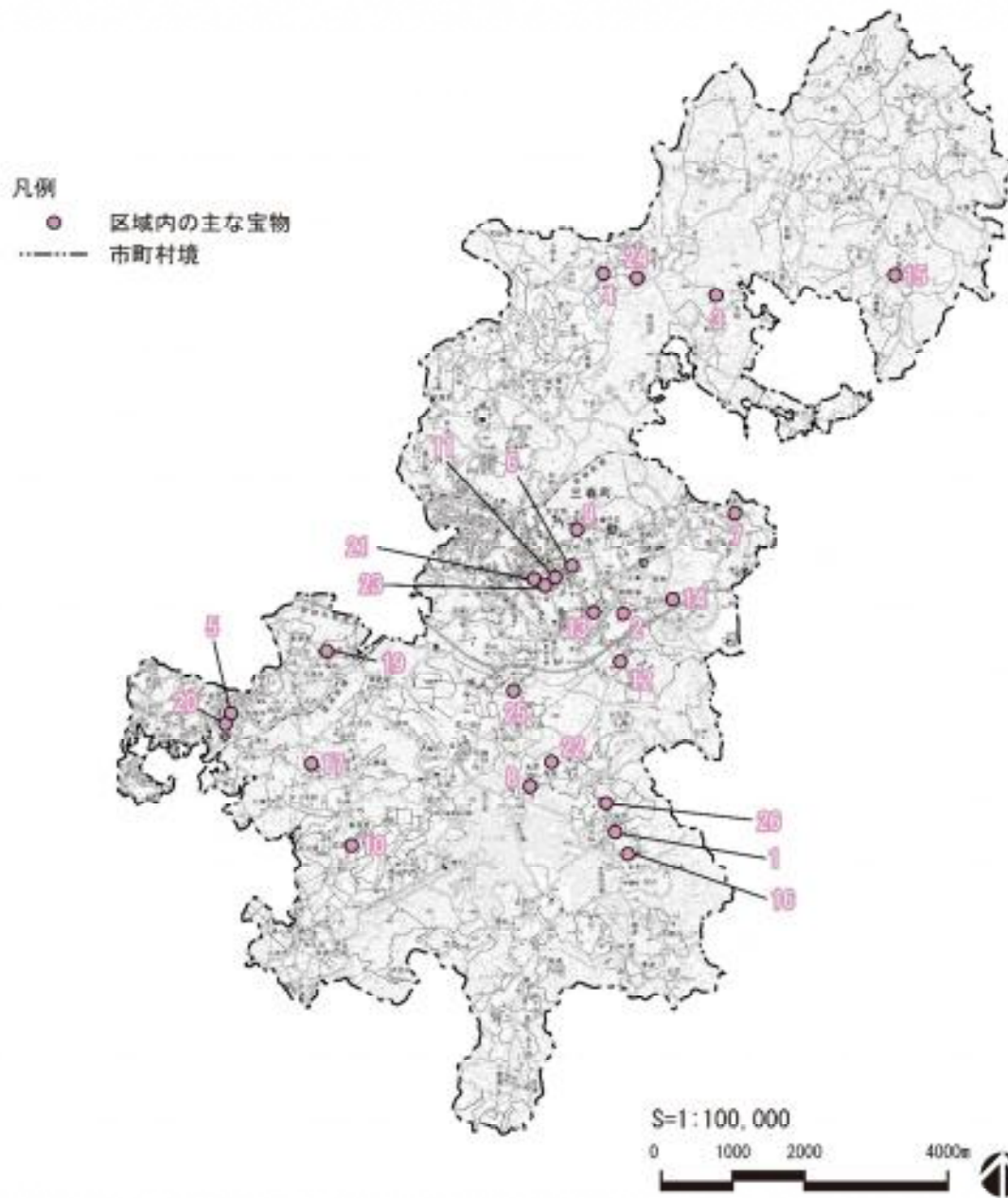


図 8-2 : 関連文化財群 (1) 「春の三春を彩る桜」を構成する宝物の位置 ※精査中

(2)寺社に息づく多様な祈り

概要

本町は、祈りの場としての寺社等が多いだけでなく、様々な形状や色彩に象られた祈りの道具が、長年にわたり多様な階層から奉納され、それらが社会の変遷の影響を受け、形を変えながら現在に多数伝わっています。

ストーリー

三春城下町をはじめ周辺農村には、たくさんの寺社等が建立・勧請され、中には坂上田村麻呂の由緒を持つ寺社も少なくありません。そこでは、領主や武士、町人、農民など、様々な階層の人々が信仰し、祈りを捧げました。その際、仏像や仏画をはじめ、絵馬や巡礼札など、様々な信仰に関わる品々が奉納され、さらにそれを納める建造物も多彩な装飾を駆使して建設されました。優美で繊細な美術品もあれば、豪壮な建造物や素朴な工芸品に至るまで、時代の流れで変容しながら、多彩な祈りが捧げられました。

群を構成する宝物一覧

番号	名称	類型	指定等
1	古四王堂、附棟札一枚	有形文化財(建造物)	町指定
2	田村大元神社表門、附棟札一枚	有形文化財(建造物)	町指定
3	田村大元神社境内末社八幡神社・熊野神社	有形文化財(建造物)	町指定
4	十二天図	有形文化財(絵画)	町指定
5	釈迦出山草座図	有形文化財(絵画)	町指定
6	徳田研山好時筆愛染明王図	有形文化財(絵画)	町指定
7	八大祖師図	有形文化財(絵画)	町指定
8	復庵宗己頂相	有形文化財(絵画)	町指定
9	木造阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	県指定
10	延命地藏(甘酒地藏)	有形文化財(彫刻)	町指定
11	子安薬師厨子	有形文化財(彫刻)	町指定
12	木造阿弥陀如来坐像(丈六仏)	有形文化財(彫刻)	町指定
13	木造阿弥陀如来坐像(胎内仏)	有形文化財(彫刻)	町指定
14	木造阿弥陀如来坐像(本尊)	有形文化財(彫刻)	町指定
15	木造金剛力士像	有形文化財(彫刻)	町指定
16	木造地藏菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	町指定
17	木造四天王立像	有形文化財(彫刻)	町指定
18	木造釈迦如来坐像	有形文化財(彫刻)	町指定
19	木造十一面観音像	有形文化財(彫刻)	町指定
20	木造聖徳太子立像	有形文化財(彫刻)	町指定
21	木造正観音像	有形文化財(彫刻)	町指定
22	木造帝釈天立像	有形文化財(彫刻)	町指定
23	木造不動明王立像	有形文化財(彫刻)	町指定
24	本尊脇侍木造法然・善導立像	有形文化財(彫刻)	町指定
25	華鬘一对二面	有形文化財(工芸品)	町指定
26	華鬘一面	有形文化財(工芸品)	町指定
27	舍利塔、附文書2通	有形文化財(工芸品)	町指定
28	銅鏡	有形文化財(工芸品)	町指定
29	銅鑊	有形文化財(工芸品)	町指定
30	銅製松喰鶴鏡	有形文化財(工芸品)	国認定
31	一元紹碩墨跡	有形文化財(書跡)	町指定
32	月船禅慧遺偈	有形文化財(書跡)	町指定
33	物外紹播墨跡	有形文化財(書跡)	町指定
34	高乾院所蔵文書	有形文化財(典籍)	町指定
35	田村氏掟書、附大般若経	有形文化財(古文書)	県指定
36	安居闍衆名簿	有形文化財(歴史資料)	町指定
37	大師御口決	有形文化財(歴史資料)	町指定
38	光格天皇御宸翰	有形文化財(歴史資料)	町指定
39	高乾院寺法	有形文化財(歴史資料)	町指定
40	高乾院所蔵印證	有形文化財(歴史資料)	町指定

41	三宝院伝法灌頂私記写	有形文化財(歴史資料)	町指定
42	湊福寺史料	有形文化財(歴史資料)	町指定
43	福聚寺所蔵印證	有形文化財(歴史資料)	町指定
44	瑜祇経口伝	有形文化財(歴史資料)	町指定
45	四種護摩口伝写	有形文化財(歴史資料)	町指定
46	天日鷲神社奉納絵馬一面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
47	天日鷲神社奉納絵馬一面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
48	厳島神社奉納祭礼絵馬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
49	八幡神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
50	馬頭観音堂奉納絵馬九面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
51	三春大神宮奉納絵馬一面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
52	三春大神宮奉納絵馬九面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
53	三春大神宮奉納白馬像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
54	秋田氏御廟(位牌堂等)	記念物(遺跡)	町指定
55	秋田氏の墓	記念物(遺跡)	町指定
56	加藤氏の墓	記念物(遺跡)	町指定
57	田村氏三代の墓	記念物(遺跡)	町指定
58	松下氏三代の墓	記念物(遺跡)	町指定

課題

- ・寺社の建造物や所蔵する宝物の実態が、正確に把握できていません。
- ・人口減少等により、寺社の建物や所蔵品の防災・防犯が行き届いていません。
- ・寺社の建造物や所蔵品の価値が、地域住民に理解されていません。
- ・寺社の建造物や所蔵品について、観光客等への周知が進んでいません。

方針

- ・寺社の建造物や絵馬等の所蔵品の調査を行い、台帳の整備やデジタル化、未指定文化財の価値付けを推進します。
- ・宝物の防災・防犯体制や設備の整備を進めます。
- ・宝物について、地域や学校、展示や出版、イベント等での利活用を進めます。
- ・宝物の情報を充実させ、イベントや SNS 等での情報発信に努めるとともに、案内や周辺施設を整備します。

措置

番号	新規/ 継続	名称	財源	主体					実施時期				
				行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
B-1	新規	寺社等の現況調査	町費	◎ 生	○	○	○	○					
		寺社等の建造物や所蔵する資料の現況調査を行い、台帳を整備します。											
B-2	新規	絵馬の調査・保存事業	町費	◎ 生		○							
		寺社に多数伝わる算額・句額を含めた絵馬の現況を調査し、保存・活用について検討します。											
B-3	継続	資料のデジタル化推進 【措置 2-3 再掲】	町費	◎ 生		○							
		寺社の建造物や所蔵品のデジタル化を推進します。											
B-4	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討 【措置 3-2 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○						
		未指定文化財の中で一定の価値が認められるものを保護するため、登録・認証制度を創設します。											
B-5	継続	文化財防火事業 【措置 7-2 再掲】	町費	◎ 生総		○	○	○					
		宝物にかかる防火査察や消火訓練の実施を支援します。											
B-6	新規	防災・防犯支援事業 【措置 7-3 再掲】	町費	◎ 生総		○	○	○					
		寺社等を対象に、宝物の防災・防犯計画の作成を支援し、対策設備設置に対する支援を検討します。											

B-7	新規	地域学習の推進 【措置 8-2 再掲】	町費	◎ 教			○												
地域と学校の連携による地域ぐるみの学習体制を構築し、地区別の歴史や郷土学習の充実を図り、地域学習を推進します。																			
B-8	新規	地域の歴史・文化紹介事業 【措置 10-3 再掲】	町費	◎ 生			○	○											
地域毎の歴史文化を総合的に調査し、その成果を企画展や展示解説図録として公開します。																			
B-9	新規	まるとミュージアムの推進 【措置 10-4 再掲】	町費	◎ 生			○	○	○										
寺社等での展示公開について、その内容や方法、設備について支援します。																			
B-10	継続	文化財サイン整備事業 【措置 11-1 再掲】	町費	◎ 生			○		○										
指定等文化財の案内・解説標示に加え、三春の宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。																			
B-11	新規	文化財周辺環境整備事業 【措置 11-2 再掲】	町費	○ 建			◎	○											
宝物周辺の駐車場や便益施設の整備を検討し、支援します。																			
B-12	継続	観光マップ・冊子作成事業 【措置 12-2 再掲】	県費 町費	◎ 産			○												
観光客向けの案内図や冊子の作成を検討します。																			
B-13	継続	観光プランニング事業 【措置 12-3 再掲】	県費 町費	○ 産			◎	○	○										
宝物を巡る観光コースや体験、イベント等を企画・検討します。																			

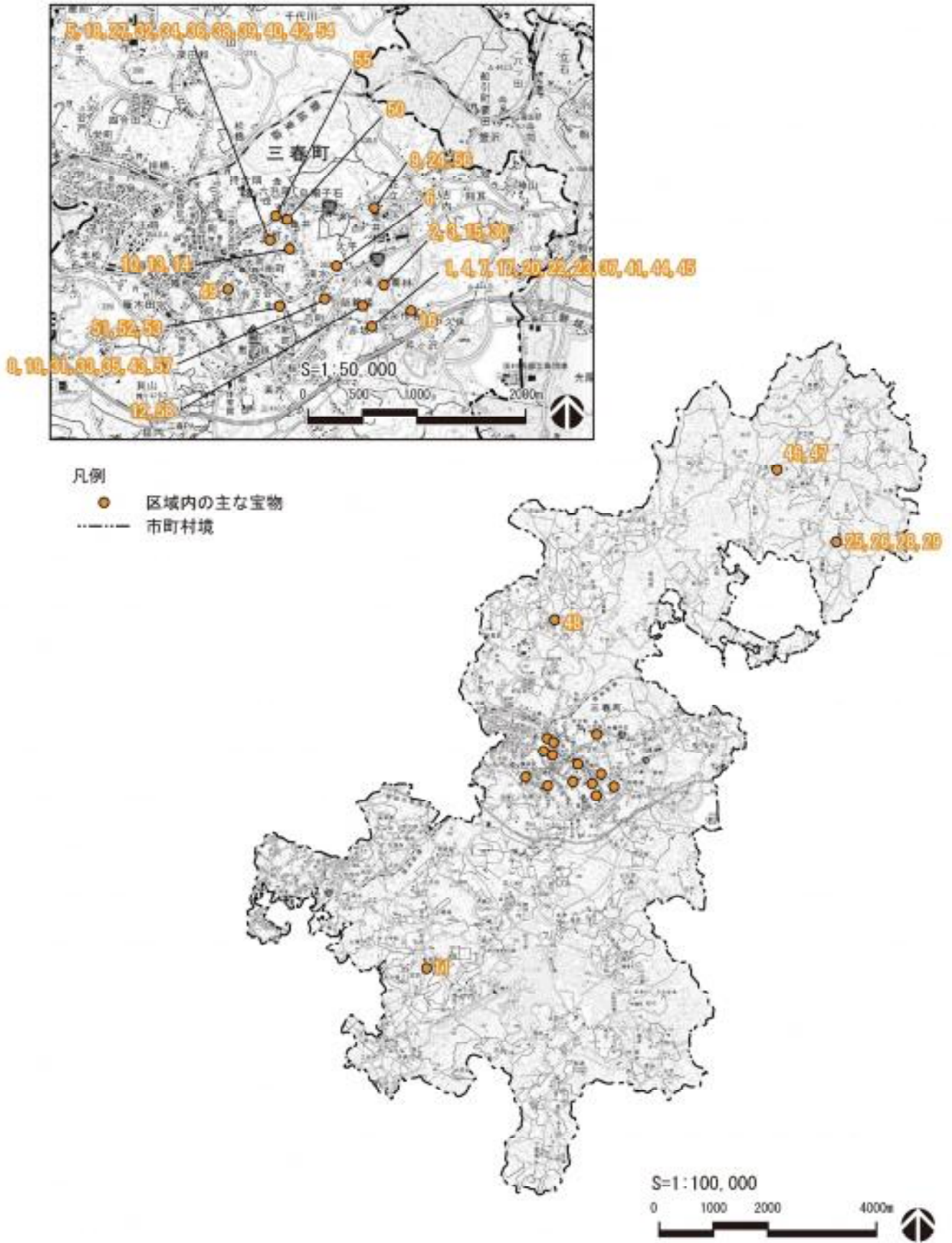


図 8-3 : 関連文化財群 (2) 「寺社に息づく多様な祈り」を構成する宝物の位置 ※精査中

(3)地域に培われた行事と祭り

概要			
<p>本町は、年間を通して寺社や地域に伝えられた様々な祭りが催されるとともに、各地域や各家に季節毎の年中行事が伝わっており、それらが暮らしに彩りを添えています。</p>			
ストーリー			
<p>三春の1年は、西方の水かけ祭りで始まります。だるま市や節分、ひな祭り、春の彼岸が一段落すると、梅・桃・桜が花開く春を迎えます。端午の節句を経て、田植えが終わると夏祭りで、新町や荒町の長獅子が辻々を舞います。8月になると各所に盆踊りの櫓が建ち、地蔵盆、秋の彼岸と続いて、稲刈りが終わると秋祭りです。各地で三匹獅子舞や太々神楽が披露され、雪が散らつく季節になると、新しい年を迎える準備を始めます。こうした祭りや年中行事を地域で継承することで、三春の歳時記が編まれます。</p>			
群を構成する宝物一覧			
番号	名称	類型	指定等
1	巖島神社奉納祭礼絵馬	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
2	富沢愛宕神社の神楽面、神職冠	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
3	見渡神社の獅子頭	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
4	垢潜三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
5	斎藤の太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
6	高木神社の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
7	田村大元神社の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
8	田村大元神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
9	伝統三春盆踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
10	富沢太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
11	直毘神社の太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
12	中町の花車(山車・囃子太鼓)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
13	西方の水かけ祭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
14	八幡神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
15	樋渡の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
16	蛇石の三匹獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
17	八雲神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
18	甘酒祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
19	伊勢講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
20	一時地蔵尊の御霊まつり	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
21	巖島神社の太々神楽(祭礼行列)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
22	岩江地区子ども盆踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
23	お釜講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
24	沢石盆踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
25	しめ縄もじり	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
26	数珠回し(5番組・念仏講)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
27	庄司の太々神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
28	天神講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
29	古峰神社講	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
30	身代り地蔵尊祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
31	三春大神宮の秋祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
32	餅まき(馬・牛の子が生まれた時)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
33	「御祭(おまつり)」	その他(地名)	未指定
34	「踊り場(おどりば)」	その他(地名)	未指定
課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・継承が困難な民俗芸能やすでに継承されなくなった民俗芸能等を含め、伝統行事の現況が把握されていません。 ・少子高齢化や人口減少、社会状況の変化により、後継者が不足しています。 ・民俗芸能や伝統行事に使用する用具の老朽化が進んでいます。 ・民俗芸能等について、周知や情報発信が進んでいません。 			

方針														
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事の現況を調査し、継承が困難な宝物は映像や音声、文字等で記録保存を図るとともに、復活を検討します。 ・後継者を育成・確保するための方策を検討します。 ・今後も用具及び伝統行事が継承されるよう、用具の修理を支援します。 ・民俗芸能等の学習や公開の機会を増やし、情報発信を強化することによって、地域や外部の理解を促進します。 														
措置														
番号	新規/ 継続	名称	財源	主体					実施時期					
				行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12	
C-1	継続	伝統行事の現況調査	町費	◎ 生	○	○	○	○						
		地域に伝わる民俗芸能や年中行事の現況調査を推進します。												
C-2	継続	資料のデジタル化推進事業 【措置 2-3 再掲】	町費	◎ 生	○	○								
		すでに失われた行事等を中心に記録や資料のデジタル化しを推進します。												
C-3	継続	伝統芸能等映像記録事業	国費 町費	◎ 生	○	○	○	○						
		無形の民俗文化財の映像記録作成を推進します。												
C-4	継続	文化財保護関連団体育成事業 【措置 6-1 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○							
		文化財保護関連団体への育成交付金を継続し、内容の充実を検討します。												
C-5	新規	伝統芸能等継承団体支援事業	町費	◎ 生	○	○								
		伝統芸能や地域行事を継承する団体の組織化を支援します。												
C-6	継続	指定等文化財修理支援事業 【措置 6-2 再掲】	国費 町費	○ 生	◎	◎								
		指定等文化財及び伝承のための用具の修理について支援します。												
C-7	継続	地域学習の推進 【措置 8-2 再掲】	町費	◎ 教			○							
		地域と学校の連携による地域ぐるみの学習体制を構築し、地区別の歴史や郷土学習の充実を図り、体験学習を推進します。												
C-8	新規	民俗芸能公開支援事業	町費	◎ 生	○	○								
		民俗芸能等の発表会や現地での公開を支援します。												
C-9	継続	情報発信推進事業 【措置 13-1 再掲】	町費	◎ 生総	○									
		町広報誌・HP・SNS等を利用した情報発信の充実を図り、伝統芸能や行事の開催等タイムリーな発信につとめます。												
C-10	継続	情報連携PR事業 【措置 13-4 再掲】	町費	◎ 総	○									
		外部機関と連携したPRについて検討・推進します。												

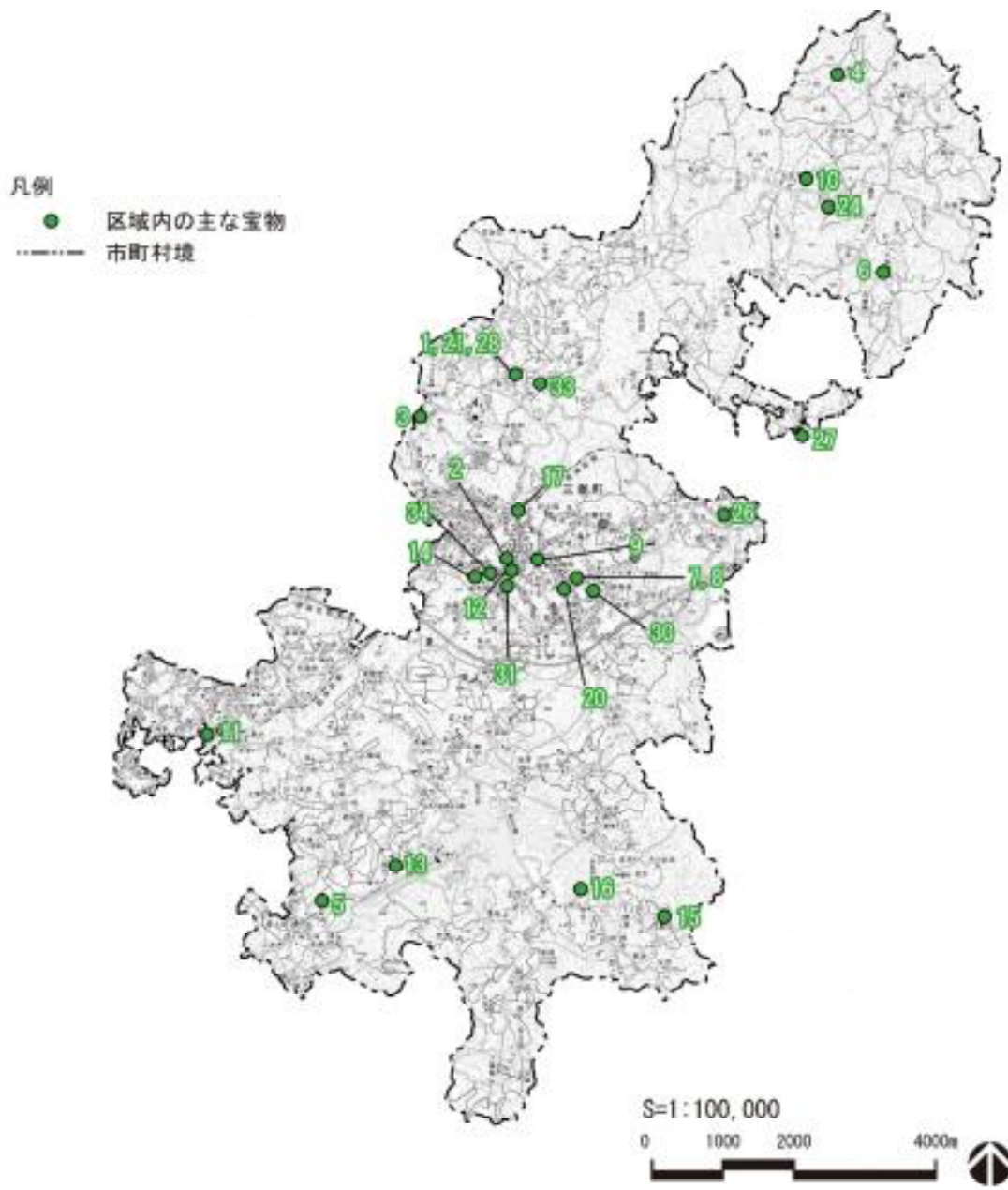


図 8-4：関連文化財群 (3)「地域に培われた行事と祭り」を構成する宝物の位置 ※精査中

第9章 文化財保存活用区域

1. 文化財保存活用区域の考え方

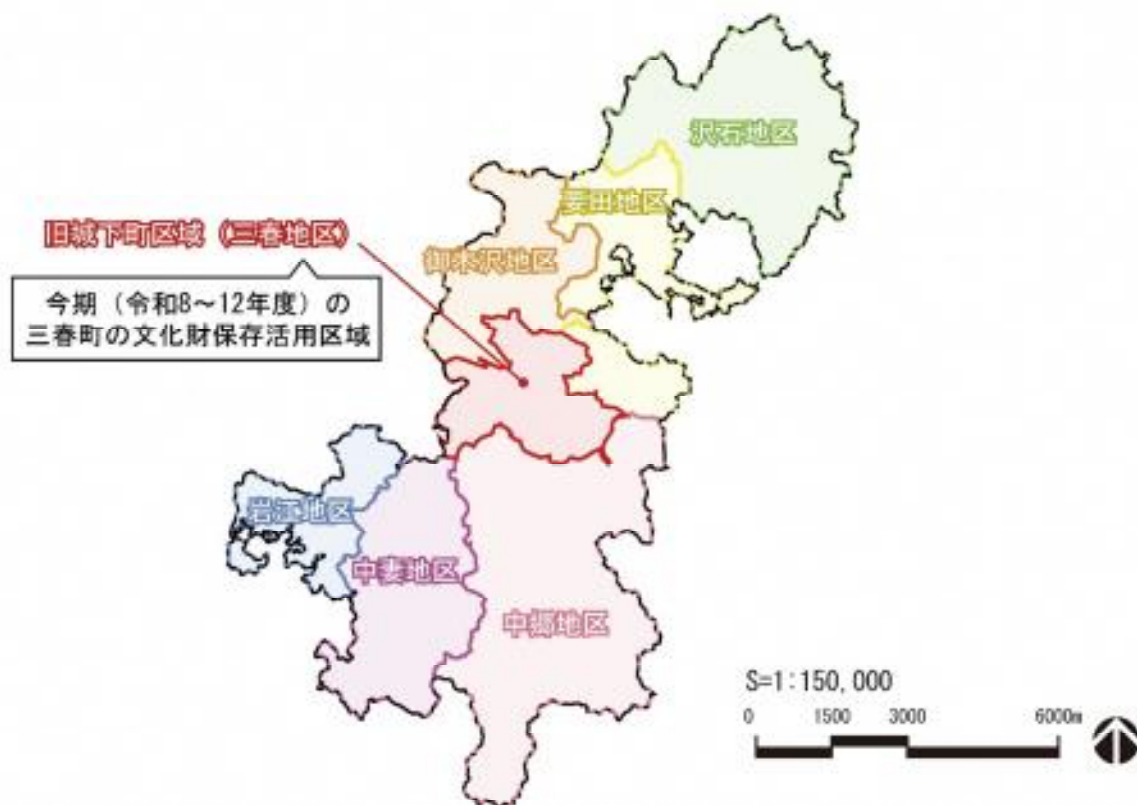
「文化財保存活用区域」とは、特定の範囲に集積している文化財を、その周辺環境を含め、面的に保存・活用するための計画区域です。区域を設定することで、文化的・魅力的な空間の創出が期待されます。

本町は、合併前の旧町村に由来する7つの地区から構成されており、第1章や第2章に示したように、それぞれの地区で自然的・地理的環境や社会的状況、歴史的背景、宝物に特徴があります。7地区ではまちづくり協会、さらにその中の47の行政区では町内会が組織され、町民主体のまちづくりが進められています。

第5章の将来像にも示したように、本町では、町民一人一人が、自分たちが暮らす地域を中心に、町の歴史を背景に生まれた宝物に関心を持ち、それらが失われないよう支え合って取り組んでいくことを目指します。そのために、すでに町民同士が連携している7地区を単位として、宝物の価値を共有し、保存・活用を進め、地域特有の歴史や文化を将来に受け継ぐものとして、文化財保存活用区域を設定します。

初めての取組となる今期（令和8～12年度）は、城下町としての特性を形成した中世以降の歴史の核である三春城や、当時つくられた寺社、美術工芸品等が集積する三春地区を、本町の歴史にとって特に重要な地区と位置付け、先行して文化財保存活用区域を設定します。

次期以降は、三春地区以外の6地区について文化財保存活用区域を順次増やし、各地区の魅力を体現する宝物の保存・活用を進めていきます。



2. 三春町の文化財保存活用区域

(1)旧城下町区域(三春地区)

概要

江戸時代の三春城下町には、周辺農村で生産された馬や蚕、葉煙草をはじめ、城下の人たちの暮らしを支える物産が集められ、それらとともにたくさんの人が町と村を交流することで、様々な宝物が創出されました。

ストーリー

永正元(1504)年に田村義頭が三春に居城を移して以来、三春城下町は田村地方や三春藩の政治・経済の中心地として繁栄しました。城下には家来である武家が集住し、武家の暮らしを支える商工業者、それらの精神文化を司る寺社等の宗教勢力も集まり、豊かな文化が育まれました。また、近隣で生産された物産の集散地として発達し、さらに藩講所や寺子屋が設けられると、学問や武術等も盛んになり、町と村の人々が交流することで、経済・文化が振興し、たくさんの宝物が集積され、継承されました。

区域内の主な宝物一覧

番号	名称	類型	指定等
1	古四王堂、附棟札一枚	有形文化財(建造物)	町指定
2	藩講所明德堂表門、附扁額一面	有形文化財(建造物)	町指定
3	木造阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	県指定
4	木造金剛力士像	有形文化財(彫刻)	町指定
5	木造四天王立像	有形文化財(彫刻)	町指定
6	銅製松喰鶴鏡	有形文化財(工芸品)	国認定
7	高乾院所蔵文書	有形文化財(典籍)	町指定
8	田村氏掟書、附大般若経	有形文化財(古文書)	県指定
9	秋田一季氏寄贈一括資料	有形文化財(歴史資料)	町指定
10	宝永四年三春城下絵図	有形文化財(歴史資料)	町指定
11	松下時代三春城下絵図	有形文化財(歴史資料)	町指定
12	三春城起こし絵図	有形文化財(歴史資料)	町指定
13	三春城鮫瓦	有形文化財(歴史資料)	町指定
14	龍穩院の姫駕籠	有形文化財(歴史資料)	町指定
15	馬頭観音堂奉納絵馬九面	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
16	三春大神宮奉納白馬像	民俗文化財(有形の民俗文化財)	町指定
17	八幡神社の長獅子舞	民俗文化財(無形の民俗文化財)	町指定
18	秋田氏御廟(位牌堂等)	記念物(遺跡)	町指定
19	三春城趾	記念物(遺跡)	町指定
20	近世追手門前通り遺跡群	記念物(遺跡)	未指定

課題

- ・未指定文化財や近現代建造物、風景等の宝物の現況や詳細の正確な把握、価値付けができていません。
- ・三春城跡の詳細が分からず、価値付けや十分な保存整備・活用が行われていません。
- ・宝物の価値が、地域住民に理解されていません。
- ・宝物について、観光客等への周知が進んでいません。

方針

- ・未指定文化財や近現代建造物、風景等の宝物の現況や詳細について調査を推進し、登録・認証制度や商標登録を検討します。
- ・三春城跡の総合的な調査を進め、保存整備・活用を検討します。
- ・宝物の展示や講座、出版、現地での解説等を推進します。
- ・宝物について、統一したサインやPRキャラクター等による情報発信に努めます。

措置

番号	新規/継続	名称	財源	主体					実施時期				
				行	団	所	地	町	R8	R9	R10	R11	R12
D-1	新規	未指定文化財の把握調査 【措置 1-1 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○	○					
把握調査が不足、あるいは未実施である美術工芸品、無形文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、その他の宝物から優先的に、未指定文化財の把握調査を行います。													

D-2	継続	三春城跡の総合的な調査	国費 町費	◎ 生															
		三春城跡について、考古・文献・地質・植生等の総合的な調査を推進し、今後の保存・管理の基礎資料とします。																	
D-3	新規	近現代建造物調査 【措置 1-2 再掲】	町費	◎ 生		○													
		将来の宝物となる魅力的な近現代建造物の分布調査を推進します。																	
D-4	新規	三春の風景記録事業 【措置 2-5 再掲】	町費	◎ 生			○	○											
		現在の本町の景色を、写真や図面等で記録し、公開に向けて整理を推進します。																	
D-5	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討・創設【措置 3-2 再掲】	町費	◎ 生	○	○	○												
		未指定文化財の中で一定の価値が認められる宝物を保護するため、登録・認証制度を創設します。																	
D-6	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討 【措置 3-3 再掲】	町費	◎ 生産	○	○													
		宝物の商標登録を検討します。																	
D-7	継続	三春城跡保存整備・活用の検討	町費	◎ 生建		○													
		三春城跡(町指定)の保存や整備、活用、復元についての計画を検討します。																	
D-8	新規	資料館等施設改修の検討 【措置 5-1 再掲】	町費	◎ 生															
		既存施設での展示・収蔵方法や改修について検討します。																	
D-9	新規	公共施設等利活用の検討 【措置 5-2 再掲】	町費	◎ 企生				○	○										
		空家等の利用されていない建築物について、展示・収蔵施設としての利活用を検討します。																	
D-10	継続	三春城・城下町 AR・VR 事業の推進	県費 町費	◎ 産	○														
		三春城と城下町の AR と VR を利用した観光交流事業を推進します。																	
D-11	継続	三春の宝物ガイド支援事業 【措置 9-3 再掲】	町費	○ 生産	◎														
		三春の宝物を案内するガイドの組織を支援します。																	
D-12	継続	文化財サイン整備事業 【措置 11-1 再掲】	町費	◎ 生		○		○											
		指定等文化財の案内・解説標示に加えて、三春の宝物を案内するサインについて、その配置やデザインを統一して検討し、整備を進めます。																	
D-13	継続	PR キャラクター事業 【措置 13-3 再掲】	町費	◎ 総	○														
		歴史上の偉人などをモデルにした PR キャラクターを使った情報発信の充実を図ります。																	
D-14	継続	情報発信連携事業 【措置 13-4 再掲】	町費	◎ 総	○														
		外部の機関や団体と連携し情報発信を推進します。																	

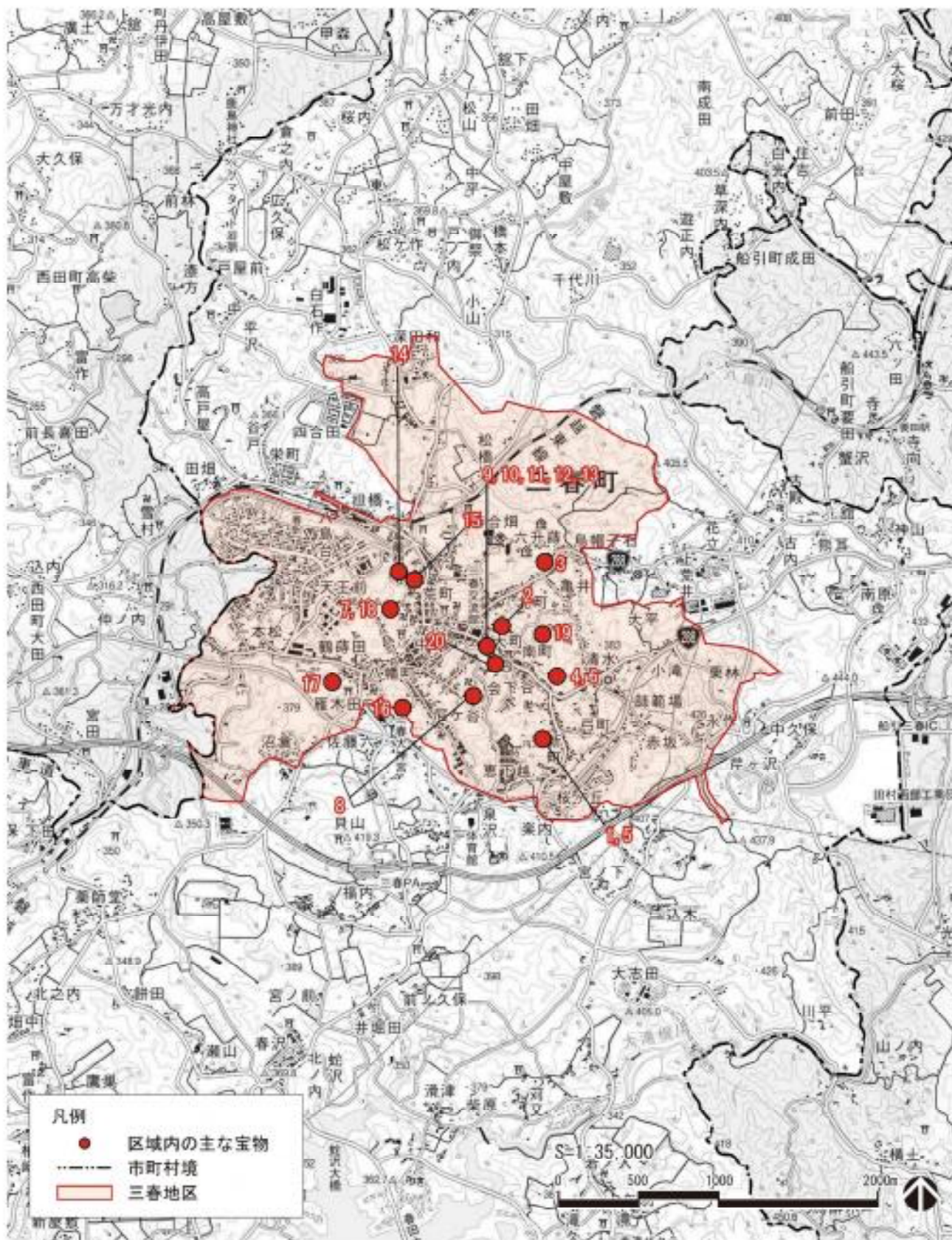


図 9-2 : 文化財保存活用区域「旧城下町区域」内の主な宝物の位置 ※精査中

第10章 宝物の保存・活用の推進体制

1. 計画の推進体制

宝物の保存・活用は、次のような体制により実施しています。引き続き、三春町関係部局と連携を図りながら、文化庁の指導・助言、県文化財課の助言を仰ぎ、関係する団体、所有者、地域、町民が連携して取り組む体制作りを進めていきます。

表 10-1：三春町文化財保存活用地域計画の推進体制

三春町(行政)		
所管課	三春町教育委員会 生涯学習課 【主担当】歴史民俗資料館 [職員7名(内専門職員2名)]	・文化財の調査及び保護・指定に関する事。 ・三春町歴史民俗資料館・三春郷土人形館の常設・企画展示に関する事。 ・文化財関係団体の支援に関する事。
関係課	総務課	・行政情報管理、災害対策、防犯対策に関する事。
	財務課	・財政、公有財産管理に関する事。
	企画政策課	・地域振興・地方創生、長期計画の作成管理、政策調整に関する事。
	産業課	・観光振興、地域物産の流通促進、観光振興団体支援に関する事。
	建設課	・景観行政事務、都市施設維持管理、風致地区維持管理に関する事。
	教育課	・学校教育、小中学校と幼稚園・保育所・認定こども園・高校及び地域との連携に関する事。
国・県(行政)		
文化庁		・国指定文化財に関する事。 ・地域計画の変更に関わる協議、報告に関する事。
福島県教育庁文化財課		・国・県指定文化財に関する事。 ・県文化財保存活用大綱に則った町との連絡・協力に関する事。 ・災害時相互応援協定に基づく歴史文化資源レスキュー活動に関する事。
団体		
文化財保護関連団体		西方若連会、斎藤区(斎藤太々神楽保存会)、田村大元神社三匹獅子保存会、田村大元神社別火講中、八幡町若連、荒獅子保存会、樋渡三匹獅子舞保存会、上舞木御神楽講保存会、大町太鼓保存会、中町若連、巖島神社、三輪神社神楽保存会、滝桜保存会、南成田の大桜を守る会
三春さくらの会		
三春町観光ガイドの会		
三春町歴史民俗資料館友の会		
生涯学習支援ボランティアの会		
株式会社三春まちづくり公社		
三春町和合会		
郡山女子大学		
福島大学		
所有者		
宝物の所有者		
管理団体		
地域		
まちづくり協会(地区)		
町内会(行政区)		
町民		

2. 計画の進捗管理と評価の体制

本計画の進捗管理及び評価は、以下の方法で進めます。

まず、三春町役場庁内において関係部局と連携する中で、各施策がより効果的かつ効率的に実施されるよう進捗管理を行います。

次に、庁外においては、関係する団体や所有者等を対象に、ヒアリングやアンケート調査等により意見を聴取し、計画内容の見直しの検討材料とします。

さらに、学識経験者や所有者・継承者、観光関係者等で構成され、計画案の協議と意見聴取を行った「三春町文化財保存活用地域計画策定協議会」を発展、名称変更した組織として「三春町文化財保存活用地域計画推進協議会（仮称）」を設置し、本計画の進捗管理や評価、見直しの必要性及びその内容の協議を行います。

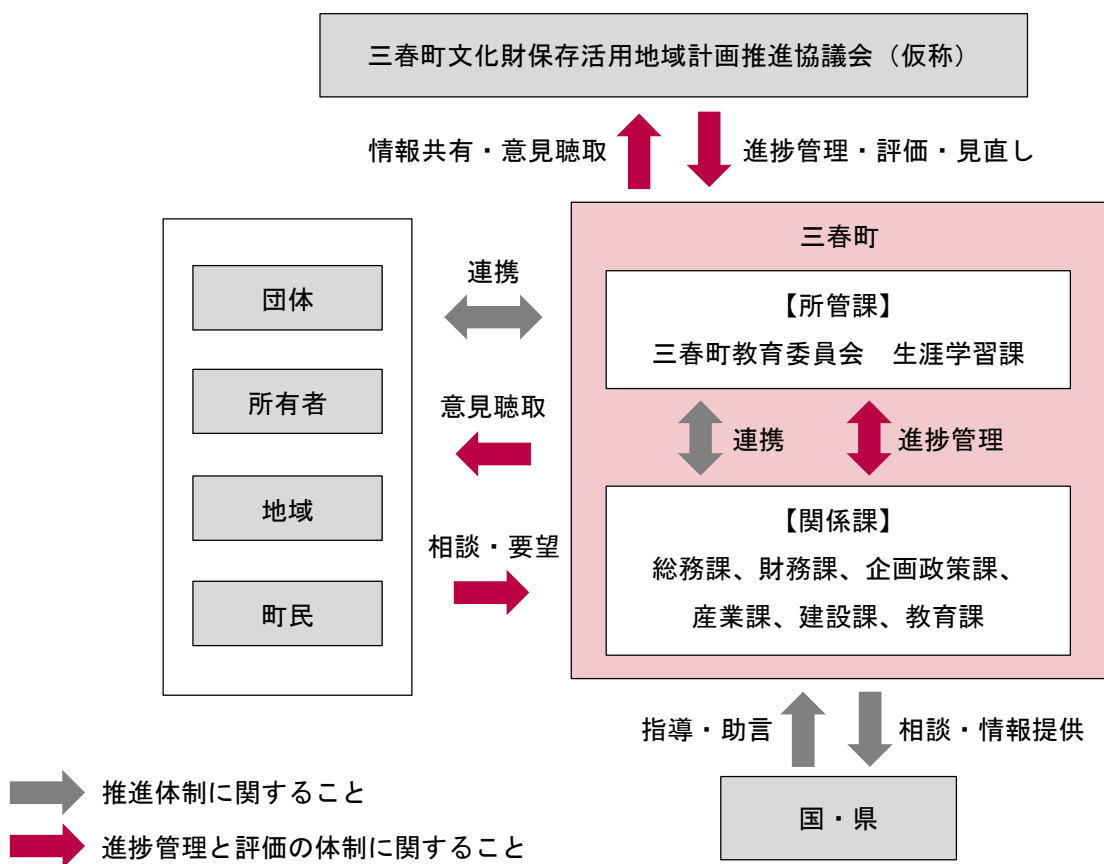


図 10-1 : 三春町の宝物の保存・活用の推進体制

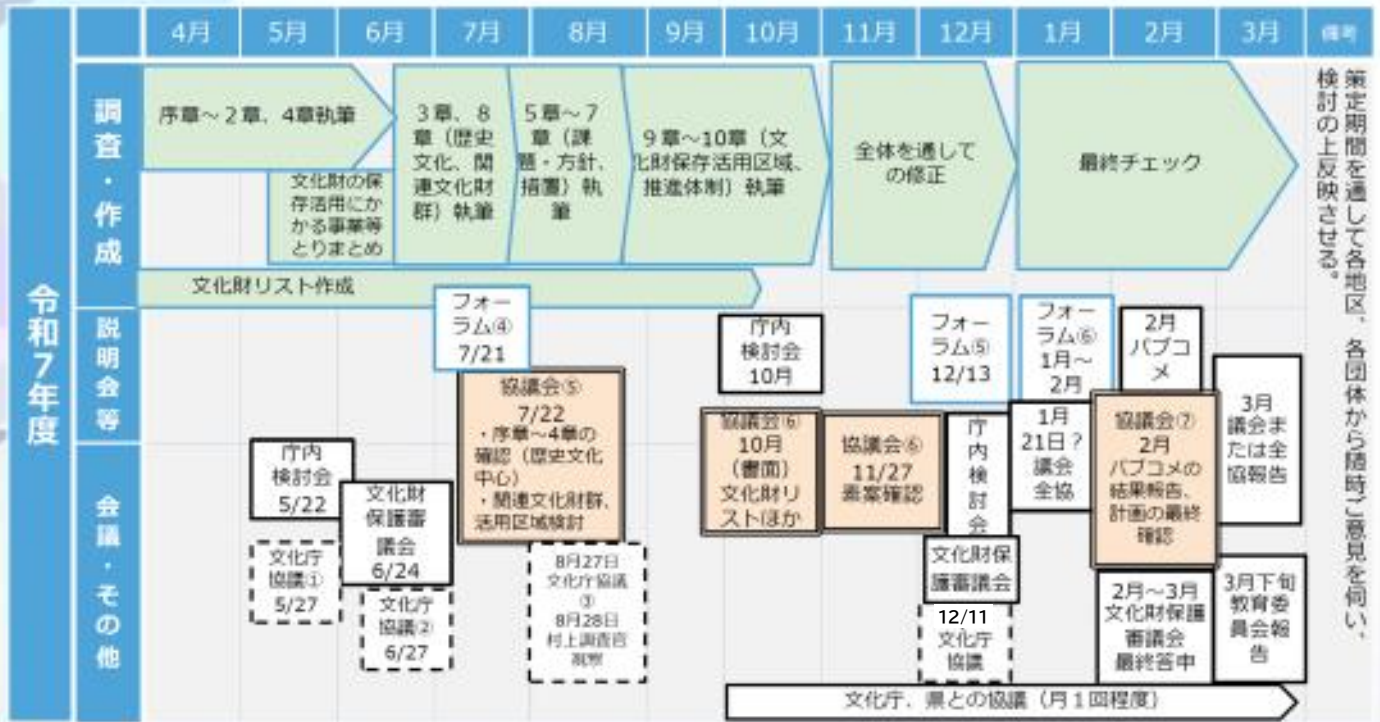
第 7 回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会の協議内容について

 : 今回の協議範囲

章	内容	令和 6 年度	令和 7 年度			
		第 4 回協議会 (3/19)	第 5 回協議会 (7/22)	第 6 回協議会 (10/21~10/31)	第 7 回協議会 (11/27)	第 8 回協議会 (2 月予定)
序章	計画の概要		素案の確認	第 5 回協議会意見を受けて修正・作成した素案の確認	第 6 回協議会意見を受けて修正・作成した地域計画の素案の確認	地域計画の案の確認 (最終確認)
第 1 章	三春町の概要					
第 2 章	三春町の宝物の概要					
第 3 章	三春町の歴史文化の特性	検討	検討			
第 4 章	三春町の宝物に関する既往の把握調査		素案の確認			
第 5 章	宝物の保存・活用に関する将来像		検討			
第 6 章	宝物の保存・活用に関する課題・方針		検討			
第 7 章	宝物の保存・活用に関する措置		検討			
第 8 章	関連文化財群	検討	検討			
第 9 章	文化財保存活用区域	検討	検討			
第 10 章	宝物の保存・活用の推進体制					
宝物リスト（文化財リスト※）				確認		最終確認

※地域計画の認定申請時に添付あるいは計画に掲載するリスト。

文化財保存活用地域計画策定スケジュール 令和7年度 2025/11/27修正



文化財保存活用地域計画策定スケジュール案 令和8年度

